

第七十一回 参議院建設委員会會議録第八号

昭和四十八年五月八日(火曜日)
午前十時十二分開会

委員の異動

四月二十五日

補欠選任

米田 正文君

解任

梶木 又三君

五月八日

補欠選任

船田 讓君

解任

上田 稔君

中村 楨二君

熊谷太三郎君

石本 茂君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

沢田 政治君

大森 久司君

竹内 藤男君

山内 一郎君

松本 英一君

石本 茂君

小山邦太郎君

古賀雷四郎君

中津井 真君

初村龍一郎君

船田 讓君

米田 正文君

田中 一君

中村 英男君

西村 関一君

田代富士男君

二宮 文造君

国務大臣

建設大臣

政府委員

経済企画庁総合

開発局長

建設大臣官房長

建設省都市局長

建設省河川局長

建設省道路局長

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

警察庁刑事局保

安部防犯少年課

長

環境庁自然保護

局企画調整課長

厚生省環境衛生

局水道課長

農林省構造改善

局長

通商産業省企業

局工業用水課長

建設省都市局下

水道部下水道事

業課長

建設省河川局次

長

日本電信電話公

社総務理事

日本電信電話公

社業務管理局長

水資源開発公団

総裁

高山 恒雄君

春日 正一君

喜屋武眞榮君

金丸 信君

下河辺 淳君

大津留 温君

吉田 泰夫君

松村 賢吉君

菊池 三男君

中島 博君

奥秋 為公君

新谷 鐵郎君

国川 建二君

杉田 栄司君

植田 守昭君

井前 勝人君

川田 陽吉君

遠藤 正介君

小畑 新造君

柴田 達夫君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(河川

行政等に関する件)

○屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提

出)

○委員長(沢田政治君) ただいまから建設委員会

を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についておはかり

いたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査のため、

必要に応じて水資源開発公団の役員を参考

人として出席を求めたいと存じますが、御異議ご

さいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(沢田政治君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(沢田政治君) 次に、道路整備緊急措置

法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府か

ら本案の趣旨説明を聴取いたします。建設大臣。

○国務大臣(金丸信君) ただいま議題になりました

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明

申し上げます。

過密過疎を解消し、豊かな国土を創造するため

に、人口、産業の地方分散を進めることは、当面

最も重要な課題となっておりますが、そのためには、

高速自動車国道から市町村道に至るまでの道路網

の整備を緊急に進めることが必要不可欠であるこ

とは申すまでもありません。

政府としては、現行の道路整備緊急措置法に基

づきまして、昭和四十五年度を初年度とする第六

次道路整備五カ年計画を策定し、これにより道路

整備事業を推進し、今日まで相当の成果をあげて

まいりましたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、道路交通需要はなお増大してお

り、交通混雑の激化、交通事故の多発等に見られ

るように、道路整備の立ちおくれが、経済活動と

国民生活に大きな支障を及ぼしていることもいな

めないところであります。

以上のような観点から、政府といたしましては、

現行の道路整備五カ年計画を発展的に改定して、

昭和四十八年度を初年度とする新たな道路整備五

カ年計画を樹立することとし、ここに、道路整備

緊急措置法等の一部を改正する法律案を提出する

こととした次第であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、現に実施しております道路整備五カ年

計画を改定して、新たに昭和四十八年度を初年度

とする新たな道路整備五カ年計画を策定すること

といたしました。

第二に、積雪寒冷特別地域における道路交通の

確保に関する現行の計画につきましては、新たな

道路整備五カ年計画に合わせて、昭和四十八年度

を初年度とする積雪寒冷特別地域道路交通確保五

カ年計画に改定することといたしました。

第三に、奥地等産業開発道路整備臨時措置法に

つきまして、同様の理由により、その有効期限

を昭和五十三年三月三十一日まで延長することと

いたしました。

その他、これらに関連いたしましたして、道路整備

特別会計法の関係規定の整備を行なうこととして

おります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

なお、政府は原案につきまじ、この法律は昭和四十八年四月一日から実施することとしており、また、衆議院において、公布の日から施行することに修正議決されました。以上。

○委員長(沢田政治君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(沢田政治君) 次に、建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中一君 予算委員会でも当然これらの問題が論議されるべきではありませんけれども、それに触れておられないのであります。四十八年度以降における日本の民族の生存のために必要な水、この水の問題について質問を申し上げます。

最初に伺いたいのは、今日まで水利権として許可をされたいわゆる許可水利権というものが現在どのくらいあるか。そして、これはまだ着工しないものがあるかないか、それらを詳細に御報告願いたいと思います。

○政府委員(松村賢吉君) 現在、許可水利権は約一万件ほどございます。そのうち未着工のものにつきましては、現在まだ手元に資料を実は持っておりませんけれども、ほとんどのものは着工しているというふうに考えております。

○田中一君 それ、ちょっとおかしなことを言うけれども、資料を持ってないから詳細はわからぬということですね。

○政府委員(松村賢吉君) いや失礼しました。現在、ここに資料を持ってきてないということでございます。

○田中一君 そうすると、未着工のものは一つもないとおっしゃるんですか。

○政府委員(松村賢吉君) 一つもないというわけではございませんが、数が少ないということを上げました。

○田中一君 たしか水利権の制限、水利権の許可された限界というものは、一年間以内に着工するというのがいままでの規則が何かにあったと思うんですが、その点はどうなっております。その後、手直しして一ぺん権利を取れば何年でもその権利が存続するというように私は理解できないんですが、現在その点はどうなっております。

○政府委員(松村賢吉君) これは水利権の許可するときの条件におきまして、構造物等の着工につきまして条件をつけるものもございますが、一般的に、自動的の一年以内に着工ということではございません。

○田中一君 私はこの問題、かつて十何年前に、各電力会社あるいは大企業が自家発電の水利権を取っており、しかし、自家発電の許可されたところの水利権というものはどこにあるかという調べをしてみますと、約二年かかってようやく建設省が持ち出しました。本省にはそれが当時なかったんです。その当時、明治四十年に許可された水利権がそのまま着工もせずに残っておいたという現実を知ったわけなんです。これから水力発電用の水利権というものよりも、もはや水をいかに確保するかという点のほうが大変だと思っております。そういう意味において、未着工の水利権というものはどこにどう存在しているか。いま言うとおりの条件によつて十年も二十年もあつていいんだというふうなものではなからうかと思っております。むしろ、これは水公団その他、公共団体がやっておりますものはいざ知らず、少なくともいまの、今日の大企業というものは、土地も買えば、あらゆるものを買い占めるといふ状態です。したがって、水利権の売買が行なわれないとは保証できないのです。これはむしろ許可を受けた者は、そのまま、許可を受けたという権利を持ちながら隠れて自分のものにしようというものは、今日往々行なわれておることなんです。地主が土地を持って名義人に

なっております。しかし仮登記をして、しかもそれは当然どこかの大本に渡つて土地がたぐさんあるわけなんです。そういう意味で、この点についての調査をしっかりとさせていただきたいのです。もしなければ直ちに取寄せさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(松村賢吉君) ただいまの明細書、直ちに整えます。

ただいま先生からの御質問がありましたように、実は遊休水利権と称しておりますけれども、こういうものについて、昔のものについては幾ぶんそういう傾向がございます。現在も残つてゐるものが多少あると思ひます。しかし最近処理したものににつきましては、こういうものはないようにしております。また現在もないと思つております。直ちに資料を整えまして御報告申し上げます。

○田中一君 じゃ資料は持つてきていただきたいんですが、遊休、眠つてゐる、休眠している水利権というもの、その処理はどういうぐあいにしようと思ひますか。現在許可をされている水利権、どういうぐあいに処理をしようとするのか、その方向をひとつ示していただきたいと思ひます。

○政府委員(松村賢吉君) この遊休水利権につきましては、この内容を一件別に調べまして、これが事実上着工可能なものかどうか、これを現在調べております。それで、不可能なものにつきましては、この水利権を取り下げてもらふというふうな措置を順次とつておるわけでございます。

○田中一君 これは建設大臣に何つておきますか、こうしたものがまだ存在するなというところは、これはあり得ないことなんです。水の問題の質問の最初にこれを申し上げたのも、もはや単なる農業用の水とか工業用とかいうものじゃなくして、もっと別にこの水利権を持つておくという意欲的な金持ちも、財界人もあるわけなんです。したがって、これらがいよいよ許可条件に合わないで現在でも持つてゐるならば、これは直ちに失権させることが正しいものと思ひます。いま河川局長は、いろいろ事情を調べて云々と言つておりますけれども、失権になつてゐるものを直ちに失権にするのは何が悪いのですか。ささいな間違いをしたものでも、たとえば国家公務員のストライキの問題でも直ちにこれを起訴するといふようなことをしてはならず、企業者が、大企業家がそれらの許可水利権を持ちながらいまだに眠らしておくと

いうことになった場合には、直ちにこれに対する失権宣告をすべきだと思ひますが、建設大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(金丸信君) 失権になつてゐるものにつきましては、無効にするといふことは当然だと私も考えます。

○田中一君 大抵政府では、昭和五十五年度ぐらゐまでの水需要に対する一つの対策を立てながら、これに対処しようという方向で検討されておりますが、現在むろろ多目的貯水というものが中心になると思ひますが、それらの箇所、それから、それに対するところの現在の政府の考えておるもの、同時に、農林省は農業用水として考えているところの貯水ダム、これら一連のものをお示し願いたいと思ひます。

○政府委員(松村賢吉君) 建設省関係のダムについて申し上げます。現在事業を着手中のダムが直轄、補助事業合わせまして四百四十二ございます。それから予備調査中のダム、これが五百三十カ所、合わせて六百七十二カ所ございます。そのほか既設のダムといつしまして、直轄、補助合わせまして合計百五のダムができて上がつております。

以上、建設省関係のダムでございます。

○田中一君 百七十五ですか。

○政府委員(松村賢吉君) 百五ダムでございます。既設でございます。

○田中一君 農林省。

○委員長(沢田政治君) 農林省来ていますか。

○説明員(杉田栄司君) まことに申しわけございませんが、ちょっとおくれてまいりまして質問を聞いておりませんので、後ほどお答えしたいと思ひます。

○田中一君 都市用水の需要の増大から農業用水

が相当忘れられているのじゃないかという心配を私は持っております。大体私は日本の経済、日本の産業、日本の民族は農業によってのみ将来の発展があるのだ、安定があるのだという信念を持っております。昨年——昨年でしたか、例の水田の宅地化の問題も、休田の問題も、相当強くその点触れて質問しておいたわけでありましたけれども、農業用水というものは、むしろこれは多目的な利用という形でもって使われておりますけれども、農林省が単独で行なっているところのダム計画、これをお示し願いたいということなんです。

○説明員(杉田栄司君) 農業用水単独では昔からいふんあるわけではございまして、数字はちょっといまここで持ち合わせておりませんけれども、現在着工中のダムにいたしましたけれども、二十カ所ぐらいいはあると思います。なお、今後も農業用水の需要は、一方でお説のとおりにいわれる開田抑制等で若干農業用水が減るという面もございまして、けれども、やはり日本農業全体といたしましては、今後、畑作物等に相当かんがい等を施す必要はございまして、そういう意味で今後の計画といたしまして、新たに農業用水のためのそういうダムの計画を立てていく必要があるというふうに考えております。

○田中一君 建設省に。貯水量はどのくらいになるのです、これが完成したものと。まあ調査段階のものもあるでしょうけれども、——じゃ、既設のもののはどのくらいの貯水量を持っているのですか。

○政府委員(松村賢吉君) ちょっと手元に、資料をここに持ってきておりませんので、至急資料を整えまして御報告したいと思っております。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、どうも水という問題は、私もいふん外国等を歩き回っておりますけれども、日本のようなよい水を随時得ることができるといふ国は少ないわけでありまして、まあ簡単なもので、昨年も東京都は利根川水系の山岳地帯に降雨量が少なかったために非常に水に

困ったわけなんです。幸い利根川導水がありましたから何とかまかない切ったわけでありましたけれども、これは全く国民の感情として、あまりに安易に考えていると気持ちが悪うなわけなんです。なぜかと申しますと、一時雨降ればということなんです。一雨降ればいままでの苦しみがすぐ解消するということなんです。しかしそれだけで、政治というものは、行政というものは待っているわけにはまいらないわけなんです。したがって水の問題について、ことに田中角栄君がああして列島改造論なんというのを吹きまくって、これに対処する水の供給、これらをどう考えているのかということについて——ことに山梨県は過去何回かの大きな水害にあつて、しかし、いまはもうどうやら相当どの河川も治まっておりますけれども、しかし、まだああいふ盆地、甲府は盆地になつて、あとは全部山々に囲まれていて農村でありますけれども、これは一つの例として、水に対する態度を、考え方を、建設大臣どう考えているか御答弁願いたいと思ふんです。

○國務大臣(金丸信君) ただいま田中先生は、私の生まれた山梨県を例にとつてお話をいただいたわけではございますが、まあ水というものに對しましては、非常に大切なものであるということがまず、これがなければ人間の生活ができないということでありまして、また、これが多過ぎれば人間の災害に降りかかってくるという問題もあるわけではございますが、まあ今日の時点におきまして、治山治水もほぼ完了したという状況の中では、むしろ水をいかにして効率的に利用するかというところに重点が置かれるであろうと私は思うわけでございまして、そういう意味で、首都圏にいたしましては近畿圏にいたしましては水の不足を来たして、これについては、効率的に水を融通し合ひ、そして水飢饉の絶無をはかるということが今日の私は政治であらうと考えておるわけでございまして、ことに首都圏における水の問題につきましては毎年頭を悩ますところでありまして、この問題については速急に解決しなくちゃならぬだらう。

まあ利根川水系を考えてみましても、いろいろ水の問題をいま建設省も考えておるわけでございしますが、しかし、さりとてダムをつくるのには民意も尊重し、そして対話のあるダムができ上がるなければならぬということですから、なかなか困難なところもあるわけでありまして、どちらにしても水を間に合わせなければならぬということに既定の事実でありますから、そういう面に向つて最善の努力を今後してまいりたい、このように考えております。

○田中一君 通産省の人来ていますね。——いま工業用水の導水路を、工業用水専用の導水路を持つていてる地点はどれくらいありますか。

○説明員(植田守昭君) ただいま工業用水事業は主として地方公共団体が運営しておりますが、正確な数字はいまあれでございまして、ほぼ百四、五十でございまして、百四、五十の事業体がございまして、つまり、工業用水事業を営んでいる事業体の数でございまして。

○田中一君 そうすると、あとは全部上水と同じ導管から引っぱつておるといふわけですね。

○説明員(植田守昭君) 工業用水につきましては、ただいま申し上げました工業用水道はほかに、地下水を使用しているものもございまして、それから、おっしゃいますように、上水道から使っているものもございまして、上水道から工業用水に使っている部分は全体の数%にすぎないと思ひます。

○田中一君 地下水は年間どのくらいのものをくみ上げておるのですか。地域もひとつ示してはしるのです。伺いたいのは、たとえば三つの都市圏、いわゆる首都圏、中部圏、近畿圏等でも地下水のくみ上げは相当規制されているはずでありますけれども、まだ相当な数量をくみ出しているのかどうか伺つておきます。

○説明員(植田守昭君) これは全体的な数字でございまして、昭和四十五年の数字で申し上げますと、工業用水の使用量が大体八千五百万トンでございまして、その中で工業用水道から取水してお

りますものが大体一・五%でございまして。それから地下水に依存している分が一八・一%、それから河川水の表流水等から取っておりますのが一四・六%、それから上水道から取っておりますのが四・一%、それからあと残りが一・七%という数字が残るのでございまして、この部分は、一べん使った水を回収して使います回収水でございまして。おおむね、ただいまのような割合で工業用水の割合がなっております。

○田中一君 そうすると、いまの三つの都市圏は、規制されているところは地下水は使つておらぬということですね。

○説明員(植田守昭君) おっしゃいますように、工業用水法によりまして、地盤沈下の障害が起きているところにつきましては、地下水のくみ上げ規制が行なわれております。それで、東京の例で申しますと、いま数字ちょっと調べないで詳しいことはわかりませんが、昨年あるいは一昨年の規制も強化されて、その強化されたところに従ひましていま工業用水道を整備しております。そうして、くみ上げを制限すると同時に、強制的に工業用水道のはうに転換命令を出しまして、転換がこの一、二年のうちに終わりますと、ほとんど指定地域においてはくみ上げはゼロに近くなるという状況でございまして。

○田中一君 いま再生水が五一%と言つていますが、海水は入つておらぬのですか。

○説明員(植田守昭君) ただいまのはすべて淡水でございまして。

○田中一君 海水は。

○説明員(植田守昭君) 海水につきましても、これ以外に冷却その他に使われておりますが、いま数字につきましては持ち合わせておりません。

○田中一君 下水道事業課長来ていますか。

最近の三つの都市圏の水の使用量、これは去年から出している二兆六千億の下水道の整備計画、これによる水洗便所の普及による使用量はどのくらい増大すると思つておられますか。

によります水の使用量は、大体平均いたしますと一人当たり三十リッター前後と見ております。昭和四十七年現在の普及率から見まして、その中の水利用をいたしましては約六十万トンでございます。それで現在の二兆六千というよりも、ついでに閣議決定になりました経済社会基本計画の年次であります昭和五十二年を考へてまいりますと、そのときの普及率が四二％と考へておりますので、その時点では現在よりふえる量は約八十三万トン程度になると思ひます。ですから現在の約六十万トンプラス八十三万トン程度がさうにふえるというふうに見ております。

○田中一君 それから上水のはうの人に伺ひますが、現在まで完成している水道のうち漏水はどのくらい見ております。都市用水として考へられてゐるところの漏水、導管から漏水する漏水の率をどのくらいに見ておりますか。

○説明員(國川建二君) お答えいたします。

ただいまの御質問は、水道の漏水の問題と同じましたけれども、この漏水は、実は水道施設の構造と申しますか、あるいはその技術上の観点からこれを皆無にすることはもうほとんど不可能な実情がございます。水資源の有効な利用という観点から、この漏水というものは極力最大限に押えていくという方策を従来からとつておるのでございますが、また、この漏水の量そのものを技術的に把握することもきわめてむづかしい実情がございますが、大ざっぱに申しまして、全国的に平均いたしますと、おおむね一七、八％から二一、三％程度で入つておると、このように考へております。水道の計画からは、将来の需要水量を見込みまして、施設の計画あるいは水源の確保等の計画を進めていかなければなりませんのでありますが、したがひまして、こういう避けられない漏水というものは、原単位と申しますか、一人一日当たりの給水量の中に一応見込んでおるのでございます。ただ、先ほど申しました漏水の率と申しますものも、これも決して放置しておるわけではございませんで、漏水防止のため、あるいは送配水管

等の取りかえ等かなりの投資をいたしまして施設の改善を進め、その漏水と申しますものを防止するよう並行して進めておりますが、これが今後格段に、たとえばこれが半分になるとかあるいは三分の一になるとかというところまではなかなか実際にむづかしいと思ひます。既往の状態から見ても、毎年数％ずつはよくなつてまいつております。しかし、そういう観点から、ある程度計画の中にさういふものを見込んで計画いたしてあります。そのような実情でございます。

○田中一君 漏水問題というのは妙なもので、これに、都市になると雨水すら導水路でもって海へ流し込んでしまふ。いわゆる地下に浸透する水が少ないということが言えるんです。幸い漏水というものは、相当老朽化しているところの導管から流れ出る水が地盤を強化するという一つの役目を果たしているんじゃないかならうかと私は考へてゐるんです。したがつて、もう都市用水というものは再生されない水だ。再生というのは、再びそれを使うことができない水だということになる。したがつて、顕著な地盤沈下というものもさういふところの問題があるかと思ひますが、ここで金丸さんにちよつと伺つておきたいのですが、東京は御承知のように美濃部が知事です。名古屋も今度市長はちよつと伺つておきたいのですが、大阪は市長も知事もわれわれのものになりました。この三つの都市圏に属する行政分野がちよつと変わつてきたんでありますが、この地域に一番大きな水の需要というものが、要求というものがあつたわけなんです。どこかであなたが放言したことを聞いたのです。間違つたらごめんなさいよ。もう美濃部さん何でできないよというふうなことを言つたことがあるやに聞いております。というのは水の問題です。したがつて、この三つの地域の水不足解消という問題について、東京都は節水というところを市民に呼びかけています。これ真剣に考へております。いろいろ先年の利根導水その他でもつて相当間に合つてはきておりますけれども、まだま

だこれはとても足りるものじゃないですね。そこで、政府として東京都あるいは中部地区、近畿地区等に積極的な水に対するところの集中的な施策を考へられているかどうか。これはもうあなたが命令すれば河川局長も直ちに行動するのでありますが、何か特別な施策を考へているかどうかを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(金丸信君) ただいま何か放言したやうなことを言つたように受け取れましたが、私はまあさういふ水の問題だとか住宅の問題だとか、建設省の扱つてゐるものには思ひませんと考へております。だから、さういふことを言つた覚えはないのですが、かりそめにもそんなことを言つたとしたら問題だと私は思ひます。どちらにしても、水の問題はさういふ思想を超越して、あるいは政界を超越してお互いの共存共栄をしなければならぬところでございますから、さういふ考へは私はみじんも持つておりません。

また、御指摘のように首都圏の東京あるいは中部圏の名古屋あるいは近畿圏の大阪、さういふところに対しては水の問題が一番——中部圏は一般的にならして、水は一般よりいいと思ひますが、問題は大阪、東京、さういふところの水の問題については積極的なやらなくちゃならない。私は全然差別を持つて考へてはおりません。

○田中一君 河川局長、五十五年くらいまでの水の需給の問題については計画が発表されておりますけれども、六十年ごろまでの社会情勢、それはどう変更するか、これはさういふ点では非常に勉強していい数字を発表しておりますけれども、これに対する対策はどう考へているか。ことに三つの都市圏、これに集中して考へ方を示してほしいと思ひます。

○政府委員(松村賢吉君) 六十年時代に対します水の需給、これにつきましては、実は一昨年、広域利水の調査、次報告というのを出して、これによつて大体需給の關係を考へております。これによりまして、一番やはり水の不足するところは首都圏でございます。首都圏全域では毎年約

二十億トンぐらゐの不足を來すのじゃないか。特にこれが京浜地帯に限りますというところ、さらにその不足が大きくなりまして三十一億トンほどになるというふうな見通しを実はこの段階においてはつけておりました。また、これに次ぐものが近畿地区でございます。近畿全体におきましては、これはまあ需給バランスはとれる。しかし、大阪地区——大阪、神戸、この地区だけをとりましますと、これも約十九億トンぐらゐの水が不足するといふやうな心配が実はあるわけでございます。

それで、これに対する対策をいたしましては、これも政府といたしましては水資源開発促進法というものがあつまして、首都圏につきましては利根川、それから近畿圏につきましては淀川、それから中部圏につきましては木曾川、これがこの水資源開発の水系に指定してございまして、この水資源の開発の促進をはかつておるところでございます。さういふやうにやりまして、水資源の開発を積極的に進めていくというところでございまして、特にまた淀川水系の琵琶湖につきましては琵琶湖開発の特別法を實はつてございまして、さういふことで進めたい。また、ことし水源地域の対策の特別措置法、これを政府提案いたしました。これから御審議をお願いするといふ段階で、水資源開発につきましてはとにかく積極的なことを進めていくというところでこの不足を補うように進めるわけでございますが、ただそれだけでは私ども十分とは考へておりません。それで、水の利用の合理化あるいは効率化、さらにひきましては産業配置の問題あるいは人口問題、さういふものまで進めまして、昭和六十年あるいは将来につきましては全体のバランスを考へていかなければならぬのじゃないかというところでございまして、それで、建設省といたしましては広域利水の調査につきましての一次報告を一昨年つくつておりますが、さらに二次的な情勢等につきまして現在いろいろ検討を進めてございまして、六十年段階における水の需給につきましては万全を期すやう

進めたいということと鋭意努力しているところでございます。

○田中一君　しかし、五十五年ぐらいまででも利根水系の水の供給量というものは限界がきているのじゃないかと思うのです。いま言われた琵琶湖の水をようやく十年後に阪神地区にも供給される見通しが一応ついております。しかし、これも琵琶湖並びに宇治川の水源を中心としたところの限界というものは、これもきておると思うのです。まあ、せめて中部圏の木曾川を中心とする一連のものはまだあるかと思うのですが、少なくとも利根水系並びに淀川の水系というものはいろいろ考えますとか何とかというよりも、もはや水源が枯渇しているという見通しが正しいと思うのです。その場合にどうするかということなんです。伺っているのは、まだこれから出そうという水源のいろいろなあれやこれやの手当ての法律も出ておりますが、そうすれば水源が、水が見えなくなるのだ、あるいは貯水ダムができるのだという見通しはあるかないか、私はないと思うのです。利根水系並びに淀川水系に対する昭和六十年度からいまでの水の供給というものは、いま計画されているもの全部行なっても不足するんじゃないだろうかという心配を持っています。

これは、局長はつい最近来たばかりでもって大きな口をきかないでください。国民はだまされまします。私はそう見てないんです。同時に、多くの学者はやはり私と同じような見解を持っております。どうなるかということですが、私はしばしば、前々から流域変更をどんどんやれと、向こうの山からこっちに水を持ってきていいではないかと、こそこ正し水の行政だと、こういうことをもう二十数年前からやかましく言っているんです。現在調査した、あるいは既設の、あるいはもう工事中の水源地を求めても、昭和六十年には必ずもうその水源地ではだめだということには明らかなんです。その点は淀川水系並びに利根水系に對してはっきりした答弁を願いたいと思うんです。抽象的な、あれもこれもできるといふような

ものでなくして、もっと真剣に、昭和六十年代にいったらば全くそのとおりであります、枯渇しますと、その場合にどうするかというものが、これらの水の大きな、国家が責任を持つてやらなければならぬ仕事なんです。したがって、これに対するものと、ごまかしじゃなく、あいまいじゃなく、はっきりした見通しを立てていただきたい。あなたは数字を持っていますから、数字を、ちゃんと数字を持っております、建設省は、それを明らかにしていただきたいと思うんです。

○政府委員(松村賢吉君)　ただいまの御質問につきましてでございますが、広域利水の第一次報告書によりまして、京浜地区につきまして約三十億トン不足するという数字が一応出ておりますが、これにつきましては、首都圏全体でいうと約二十億トンでございます。その差はどこから出てくるかと申しますと、実を申しますと、京浜地区と、京河川水系等の水を京浜地区に一部導水ということも考えている、こういうことで約十億トンを生み出す、そうすると、あと十億トン一体どうするかという問題になるわけでございます。これは現在考えております調査地点その他におきましては、なかなかそこまではこの水系では出ないわけでございますが、さらにこの開発にも努力をしたいということでございます。また、この水の需要のフレームの問題でございます。この問題につきまして、先ほど工業用水課長あたりからお話がありましたけれども、工業用水等につきましても水の循環利用、こういうものも積極的に進めていただいているわけで、さらにこれを強化いたしまして、この需要を抑制すると申しますか、減らすということ、またその他、水の目的相互間の融通と申しますと、水の合理化というところ、農業用水等のいろいろなふうな、こういう問題も含めては、これを首都圏自体の計画、これにつきましても検討を進めて、何とかこれをまかなっていく、水の広域的な利用、導水を含めまして、これと水の合理化、それから地域計画の検討というこ

とでこれに対処していこうということでございませう。

○西村関一君　関連。

いま水の問題で大事な質問がなされているのでありますが、私は公害・環境特別委員会での問題をとり上げようと思っておりますが、関連で一問だけお尋ねをいたします。

近畿圏の水の問題につきまして淀川水系が重要な柱になっているということは、いま局長の御答弁にもございました。ただ量だけの問題でなしに、質の問題、よい水を送る。一千万の近畿圏の生活用水、住民の生活になくはならぬところの水を供給する。よい水を送らなければ、くさい水を送っておったんじやこれは何にもならないんであります。これは琵琶湖総合開発法の審議のときにもや

かましく論議をされたところであります。琵琶湖の水の復元、きれいな水にする。すでにどんな汚染されているんであります。そういうことがこの法律の審議の中でやかましく言われ、政府がこれを了承したところでありまして、昭和六十

年の見通しに立って淀川水系の水の供給ということも考えられておりますが、その水はきれいな水でなければならぬと思うのであります。どんな工場排水あるいは下水道の問題、農業の問題等々の汚染が進んでおる。十年後には琵琶湖は魚も貝も住まないところの死の海になってしまうというこ

と、土木学会の調査が出ておることは御承知のとおりであります。こういう点につきまして、量の問題とともに質の問題、水の質の問題に對しても政府は重要な関心を払っていただかなければならぬと思うんであります。すでに京都市の水道はく

さくで飲めないというところがある、これは御承知のとおりであります。そういう点については金丸建設大臣はどういうようにお考えになっていらっしゃるのか、大事な点でございしますので、この機会に一回だけその点を伺っておきたいと思

います。

○國務大臣(金丸信君)　水道は、人間が使う水のことでありまして、公害に汚染された水が使わ

れるということになりますれば重大な問題であるとも思います。そういうことにならないように環境保全をやらなくちゃならぬ。ことに建設省といたしましては、下水道の問題もあるわけでござ

いますから、下水道の問題につきましては、処理の問題を第一、第二処理、あるいは私は、琵琶湖の問題につきましても、下水処理を第一処理でやれない場合には第二処理までやりましよう、こ

ういうことまで申し上げたわけでございますが、どちらにしても、水ばかりためればよいということではなくて、両々相まってやるということに十分細心の注意を払って今後まいりたい、こう考

えております。

○田中一君　いま西村委員が言っているのはほんとうなんです。もう十年たつたらどうにもならぬ。といって、いま、あのままの水を浄化しようなんというのを考えていじり回すたいへんなことになりま

す。全然もう飲めません。京都の人間は水がなくなつてしまします。底の深いところは深いところといつてもたいした深いところじゃありませんけれども、そのま

まそつとしておいて上澄みを取って生きているわけなんです。十年このままうちやっておけば、ほんとうにどうなるかわからない。こういう点はほんとうにこの間の琵琶湖総合開発法の審議のときにも十分言

てありますけれども、これはほんとうにいま大事なことなんです。これは河川局長、建設省でそれに対する何か対策を考えているのかどうか、重ねて伺っております。

○政府委員(松村賢吉君)　建設省といたしましては、河川の水質の維持、特に琵琶湖の水の水質維持ということとは重大な関心を持っております。この調査等をやっておりますわけでございまして、これを考えておりますのは、琵琶湖周辺の流域下水道、これは下水道担当も来ておりますが、この下水道によりまして琵琶湖の水質の悪化を防ごうという

ことは建設省の施策でございまして、そのほか間接的にはいろいろと治山治水関係の事業等によりま

して、流入する水質の維持等も考えておるわけでごさいます。また、これを全般的に見ますというところ、環境庁、あるいは農林省、厚生省、その他担当のところ全般を含めまして、この水質維持につきましましては、特に琵琶湖につきましましては、近畿圏等を主にいたしまして、つとめていこうとごさいます。

○田中一君 どうも河川局長、非常に答弁がうまくいっているけれども、もっと技術屋というものは真剣に問題に取組んで、自分の今日まで調べておるところの数字をもつて、政治に対してもっと動いてくれよという信念で言うべきものなんです。単なる河川行政官であつてはならないのです。たとえば節水その他でやるから、あるいは再生水道を使うからとか、何とかかんとか言っているけれども、事実において、近畿圏においても、首都圏においても、水が、相当限界がくるのが近いということです。その場合にどうするかというところをもっと真剣に考えなければいかぬと思う。たとえば霞ヶ浦の淡水化という問題、これをどう利用するか等も考えておられると思う。思川に対する開発、これなんか一向に進んでおらない。金さえあればできるのですよということを、いつか君とぼくとで話し合ったときに、君が言ったことがある。金なんか幾らでもあるじゃないですか。いまこそ福祉社会をつくらう。また政府も方針を変えてきて、福祉社会をつくらう。政治は福祉重点だと言つておられます。水の問題は生存の問題なんです。そうすると昭和六十年まで、現在政府が持っているところの施策をそのまま進めていけば、近畿圏三千万の人間には、人民には何ら生存の不安はございませんとすることは断言できるのか、私はそんなことはできないと思うのですよ。季節的な小さな干ばつ、降雨量が水源地に少ないということでもって大騒ぎをしているのです。これに対処するのが水行政の根幹なんです。むしろ降雨量等は、統計からくるところの割り出し方に違ひない。不時の災害もあれば干ばつもあるということ。しかし日本の水の行政というものは

を握っている君にすれば、もう少し真剣に、上つらでなく国民が納得するような形の説明をすべきであると言ひのです。法律の問題を言っているのではない。現象の問題を言っているのです。東京都は、首都圏は昭和六十年においても何ら水の心配がないような対策がございませんとする答弁がございませうか。同時に、その前に、答弁の前に通産省に聞きますが、せんだつてセンターをつくつて海水の淡水化、それから水の再生産等の研究を始めるのだということを言つておりました。また、指導するんだと言つておりました都道府県、各地方の。来てますか、だれか。その点は、その程度はどうなっているんですか。それでまた具体的に実用化される時期はどのくらいであるか、そしてそのコストはどのくらいになるかということ。一ぺんに言っちゃいます、柴田水資源公団總裁には、あなたがいままでやっている各ダムの水の単価です。トン当たり単価というものの、いままでやつたおもとなるところの一つ一つの水源地におけるトン当たりの単価ですね、これをひとつ説明していただきたいと思います。

○説明員(植田守昭君) ただいまお話のありました財団法人の造水促進センターというのが、近く、おそろくあつての十日に発足を予定しておりますが、ここで考えておりますのは、いろいろこれから水不足問題がきびしくなると思ひまして、特に工業用水のように、まあ飲めなくてもいい水でございまして、できるだけ一ぺん使った水をもう一ぺん再生して使おうということ、造水——水をつくるということを進めたいと考えております。それで、造水促進センターは、一言で言いますと、造水に関する技術の開発、あるいは実用化、普及ということを考えていこうと思ひておりますが、当面の具体的な施策といたしましては、まず一つは、下水の水を再生して工業用水に配るということで、四十八年度から東京都で一日五万トンの規模の、活性炭炭過による造水プラントの建設を行ないたいというふうに考えております。これができ上がりましたら、実際に工場に給

水してみたいと思つております。それからあとは、パイロットプラント・スケールでございませうか、たとえば石油化学の水でございませうとか、紙パルプの水でございませうとか、こういうものを再生してもう一ぺん使うということの技術開発を急ぎたいというふうに考えております。

それからさらに、海水淡水化の問題もあるわけでごさいます。海水淡水化につきましては、現在、私どもの部局は違ひますが工業技術院で、昭和四十四年から五十年を目標にいたしましていろいろ研究開発を進めております。いままで茅ヶ崎で三千トンのプラントで研究してまして、ことしから大分県で十万吨のテストプラントを建設中にごさいます。これにつきましては、実用化につきましては、まだ少し問題がコストその他でございませうが、将来はこういった問題も造水の一環の問題といたしまして取り上げていくべきだろうと考えております。

それからコストの点でございませうが、先ほども申し上げました活性炭炭によりまして有機物の除去につきましては、前処理工程も含めまして、おおよそ十五円程度というふうにごさいます。それからさらに脱塩をいたしますと、それに二十円ぐらいオンされるだろうと考えております。当面は有機物除去を考えておりますので、十五円程度という感じでごさいます。それから海水の淡水化につきましては、まだ百円というオーダーになりまして、非常に高いわけでごさいます。これは燃料費が非常に問題でございませうので、将来は原子力発電なり火力発電とドッキングいたしまして、そのエネルギーを使うことによって相当コストダウンできるだろう、また目標といたしましては、三十円ないし四十円というのを目標に掲げて研究開発中というのが現状でございませう。

○田中一君 そうすると、処理後の塩はどうするんです。海水の淡水化のうちの残った塩、塩分はどう処理するんですか。

○説明員(植田守昭君) 副産物の利用とか、そういった点につきましても、この研究の目的になっているわけでごさいます。私も直接の部局でございませぬので詳細なことは承知してございませうが、塩なり、あるいはカリウムその他微量成分が出てくるようでごさいます。その辺の有効利用ということも含めて研究を進めていこうとごさいます。その微量成分につきましては、いまのところ、必ずしも、何といひますか、非常にメリットのある有効利用ができるかどうかということにつきまして、そこまで進んでないように聞いておりますが、私、その点につきましては、ちょっと詳細を、いま、わかつておりませぬ。

○田中一君 柴田總裁、あなたのほうでいままでやつていたコスト、どれくらいになっていますか。

○参考人(柴田達夫君) 御質問の、山元開発の原水単価で申し上げます。矢木沢ダムがトン当たり二円三十五銭。下久保ダムが二円二十四銭。これは東京の場合、埼玉へくる上水、工水のほうは下久保ダムにつきましては二円三十三銭……。

○田中一君 どちら、下久保……。

○参考人(柴田達夫君) 下久保ダムです。東京の上水については二円二十四銭、埼玉に対しては二円三十三銭。印旛沼開発では三円十八銭。それから利根川河口せき、これは非常に安いのでありまして一円九十三銭。以上、利根川水系。淀川水系にまいりまして、高山ダムが三円五十七銭。青蓮寺ダムが四円、阪神につきましては四円十六銭。地元の名張市の水道に対するものは三円三十八銭。それから正蓮寺川利水事業というのがありますが、これは上水、工水ともに二円八銭。終了しました事業についての単価はそういうことでございませうが、見通しとして、今後ダムの適地がなかなか困難にもなりますし、条件等が悪くなるとなつてしまつてこの単価は上がつてまいるかと思ひますが、現在、工事中のものについて申し上げますと、利根川の草木ダム、これは渡良瀬川ですが、八円十三銭、だいぶ高くなつております。それから霞ヶ浦開発、思川開発は、それぞれ三円二十二銭、三円四十五銭程度であります。本年予算がついた奈良俣ダムでは十円程度。房総導水路が八

円九十二銭。室生ダム、これは淀川水系ですが、九円五十九銭。淀川水系で引き続き一庫ダムが五円五銭、琵琶湖開発が五円六十銭、日吉ダムが六円八十三銭、比奈知ダムが八円六十二銭というように予定されております。

○田中一君 今後相当コストが上がると思うんです。そこで、この水の受益者、一面、水を貯水するという費用がかかるんだから金を払えよというのがいまの行き方なんです。受益者が都市生活者の面からいうと、都市用水という面からいうと、この水の単価というものは、これはもう貯水池の単価であります。市民が受ける場合の単価というものは、これはもう一定の地域差がないというようになっているんです。どうですか。これは厚生省のどこへ聞いたらいいか、建設省か、厚生省か、それはどうなっていますか。

○説明員(国川達二君) お尋ねのものは水道料金のことだと思えますが、水道料金につきましては、水道事業そのものが、まあ主としてほとんどの場合、市町村——地方公共団体の経営で行なわれておるわけですが、ただ、その水道の会計も特別会計で処理されておりますし、都市の歴史と申しますか、規模等によりましてさまざまものがございまして、したがって、建設費も違いますし、おのずから水道料金等も水道事業ごとに異なるということになっております。ただ、最近の傾向といたしましては、水道料金の中でも特に生活用水と申しますか、家庭用の水道料金というものは、その料金体系の中で、できるだけ安く設定していきたいという傾向でございまして、この傾向そのものは私も好ましい傾向だと思っております。

○田中一君 そこで、四月二十三日の読売に出てくるんですが、群馬県ではもう水がなくて泣いているというところが出ております。非常に、逆に地元は首都圏のうちの都市化区域の市民が考えてくれないかという訴えをしているんです。御承知のように、利根水系というものは群馬県が起点になつておりますからどうしてそういう傾向が起

きかると思いますが、群馬県に供給している水というものはどのくらいあるのか、ここに示されているように非常に少ない供給量でしかないのかどうか、この点、河川局長、君、正直に言いたまえよ、ことはどうでもいいから、ほんとうのことを言いたまえよ。

○政府委員(松村賢吉君) 利根川水系でもって群馬県に供給しておるといいますか依存している量を申し上げますと、昭和四十年に生活用水四・六トン、計六・三九トンという数字になっております。また、昭和四十五年現在ではほぼ同じでございまして、生活用水が少しふえまして五・八八トン、工業用水一・〇八トン、農業用水四・六トン、計六・二六トンということになっております。それが昭和六十年見込みと申しますか。予定では、生活用水二・〇四トン、工業用水三・八八トン、農業用水五・一三トン、計十一・〇五トンということになっております。

○田中一君 そんな数字を聞いてるんではないんだ。四十七年現在でやと生かされる水しかもらっておらないと言っているんです。いいですか。四十五年がどうの、六十年がどうのと言っているんじゃない。現在ですら、ようやく自給自足をやってるようなもんだと言っているんです。実際どうなんですか、群馬県では。

○政府委員(松村賢吉君) 群馬県におきましての水供給の全体といたしましては、ただいまちょっと数字を申し上げましてかられたわけですが、数字を申し上げましてかられたわけではございません。この群馬県は、やはり東京等の下流につきましては水そのものの不足、それにつきましては幾ぶん少ない。しかし、まあ利根川水系といたしましては、現在全体として水が十分というわけではございません。群馬県におきましても、需要供給、これはほぼようよう間に合っておるといふ程度かと思えます。それで、今後の水源開発、こういうものにつきましては、やはりこの水源の需要、これは下流県に優先いたしまして張りつけるように、私も現在計画中のダム等

においてもやっておるわけでございます。○田中一君 そうすると、これ、新聞記事はうそだというのですか。自給自足やとだといっておるのです。もう一つは、水源地に対する手当ての法律を出すのもどこにあるのか、真意が。これはまだ大臣からの提案理由の説明を聞いておらぬけれども……。

○田中一君 河川局長は、群馬県に対する水の供給はなるべく制限しておいて、沼田ダムでも納得すればなんという考えを持て六十年度の十一・五五トンなんというのをはじき出しているの。どういうことなの。それは沼田ダムは、やる計算かやらない計算か、どちらか。

○政府委員(松村賢吉君) これにつきましては、先ほど申し上げた数字そのものは、群馬県の水の将来需要を制限しているということではございません。○田中一君 あたりまえだよ、そんなこと。

○政府委員(松村賢吉君) 制限しているわけじゃなくて、むしろこれはほかの地域について優先的にやっておるということでございます。○田中一君 これは六十年に十一・〇五トンいくということは、この沼田ダムが完成したらばこれだけの供給ができるということを言っているのです。いま建設大臣が言っているように、これは今日断念しなきゃならぬのだと。こういう段階の数字とどういう関連があるのか伺っておきたい。

○政府委員(松村賢吉君) この数字につきましては、沼田ダムは包含しておりません。現在施工中の八ッ場ダムその他、こういうものでまかなう数字でございます。

○田中一君 建設大臣、水は、災害をもたらさない水というのは幾らつくってもいいことなんです。そうして水がますます需要がふえる傾向にあります。そこで、沼田ダムの問題につきましては、建設大臣がまあもう一年お続けになるそうでありまして、おれが在任中はしないのだということじゃない形の意思表示を政府としてすることができまうか。

○国務大臣(金丸信君) この問題につきましては、私一人がそういう考え方でやらないということとを申し上げるということではなくて、私が大臣をやめましても、この問題はやめたいと、こういうことをはっきり申し上げておきます。

○田中一君 問題の沼田ダムでありますし、これはそういうのはっきりした答弁を願ったことは非常に地元民も安心しますし、いたずらに強行しようという、行政権が優先して強行しようという、いままでの各開発工事から比べますと、非常に人間的な配慮があつて非常に賛成します。

○参考人(柴田達夫君) 思川開発事業は、私どもの開発公社におきまして実地調査をやっております。実地調査の内容の問題の中の一問題になつておりますのは、鬼怒川から渡良瀬川の思川のほうに分水をいたします問題につきまして、今市近辺が地下水が減るんじゃないかという心配を持たれております。それについて重点を置きました調査を、これはちょっと長かかりますが、二年、引き続き本年やっておる次第でございます。

○田中一君 しかし、思川の問題は、ずいぶんいろいろ計画変更、計画変更やっておりますけれども、いつごろ政府からやれという認可がくるような段階ですか。

○参考人(柴田達夫君) 先ほど来お尋ねの、首都圏の将来に対する需要計画の中では、いろいろございまして、やはりこの思川開発も見込まれていくわけでございますから、思川開発で水が出てこ

なければそれだけ穴があくわけでございまして、そういう意味では、政府からも、最もこれはやはり需給問題としては早くやるようにということとをせかれておる性質のものでございまして。しかし、地元の心配、何と申しまして、農業関係その他におきまして地下水が非常に減るんじゃないか、その復元がはたして可能かというところから、地域住民全体の心配がございしますものでございまして、これにつきまして、学者の委員会を設けまして、地元の大学の先生その他いろいろ参加していただきまして、二年がかりで調査をいたしまして、その結果によりまして、支障が少なくて地元への納得がでますならば予定どおり仕事をさせていただく、反面、先ほど来、政府で、河川局長からお答えになっておりますように、栃木県地元農民の将来需要もあわせて目下、県のほうから出していただくようお願いしておりますが、これがまだまとまっておらないという点も問題として残されておるわけでございします。

○田中一君 群馬県が、水源地を行政区域に持っているために相当な不安を感じておりますが、ことに思川の場合には栃木県が主でありますけれども、東京都では、御承知のように、市民に、水の使用の制限と申しますか、むだづかいしてくるなという呼びかけをしております。現在のようにまあ小河内も水が相当ある、何かあると言いつても、人為的に使用量が增大している首都圏、ことに東京都においては、これにたえようとする水源が見つかからない、ないということになりますと、これはたいへんなことになるんです。せんだつても、住宅問題の調査のときに申し上げたとおり、埼玉県のごま川団地なんか、いまだに水がありません。だから家が建ちっぱなしです。人が一人も住んでおられないんです、約二千戸ありますけれども、地域と水、住宅等を考えますと、まず水の問題が解決されなければ人間はそこに住めない。当然であります。こういう点の住宅に関する行政指導も水の問題から出発するということは御承知のとおりでありますから、それらについても

十分なる指導をしていただきたいと思うんです。そこで、農林省にもう一べん伺いますが、去年の何月ごろでしたか、東南ニューギニアでは二十万人ぐらゐの餓死者が出るのであらうと聞いて新聞は伝えておりました。事実、日本からも、農林省から若干の米を送ったというふうな聞いておりますが、ついことしになりましてからも、アフリカにおける異常気象で、相当数の飢饉者といいますが、餓死者が出るのではなからうかと伝えております。日本は米が主食であります、水田というものをこまごまつぶして、ことに都市周辺の水田をつぶすのは何かと申しますと、これは何でもありません、住宅の宅地にするんだといってつぶしてきているのが現状なんです。しかし、水の問題あるいは気象の問題等で、米がとれなくなった事態というものを想定しなければならぬのが政治の実態です。中共におきまして、ソビエトにおきまして、数々のクーデター、革命、粛清などという問題、政治の立て役者の失脚などという問題も、全部農業問題なんです。いまかりに、ことは平年作だという話でありますけれども、水の問題に限らず、いまのような減反あるいは転換等を行ない、農業に対する意欲を農民が失いつつある時代、そうしてそれにおおきくおき、その農地、山林等を買いたちあさっている土地買ひ占めの問題等を考えますと、非常にこの二、三年というものは、日本の、人間の生存に對しての大きな危機がくるんじゃないか。これは世界的な、地球上の飢饉状態が生まれるんじゃないかと言っている日本の評論家もいます。外国の評論家も言っております。こういう点に對して、もしもそうした時代があり、そうして急速に米作というものを、あるいはこれに関連する農業生産というものを行なわなければならないという場合、どういう手を持っているかというのが一つと、それから現在保有米はどの程度あるのか。年間消費するものと並びにこれに対する備蓄米、それから本年度の生産の見通し等はどの程度になっているか伺っております。

○説明員(杉田栄司君) 私、食糧庁でございまして、ので正確な数字を持っておらぬわけでございしますけれども、先生お説のとおり、やはり現在の農業のいわゆる食糧品の需給バランスをいましては、わりとうまくいっている。もちろん小麦その他相当海外に依存するものもたくさんあるわけでございますけれども、特に主食の米あるいは果樹等につきましては、相当に、むしろや過剰ぎみに推移してきておまして、うまくいっているというふうな思えるわけでございしますけれども、しかし、これが将来の問題で、いわゆる世界的な食糧の不足というふうな事態を考えますときに、いまのままでいいのかどうか、これは一つ問題であらうと思ひますし、あるいはまた、いわゆる減反政策と呼ばれる政策の結果として非常に農民の中に意欲が失われておる、これがやはり一つ大きな将来に影響を及ぼす問題だらうというふうに思ひます。そこで、農林省といたしましては、農産物の需給の展望につきまして試算をいたしまして、その試算に基づきまして生産目標をきめて将来に処していかうかということで、昨年の十月に公表しておるわけでございします。それによりまして、飼料あるいは小麦等の、そういう特に海外の輸入に依存するものを除きまして、特に米等につきましてははあまり問題はないという結果になります。米の保有につきましては、現在のいわゆる休耕制度というのは四十八年度で終わりますけれども、さらにその需給バランスを考へて、四十九年度以降その調整をはかっていくならば、需給にはあまり問題は国内だけではないというふうな考えられておるわけでございします。

○田中一君 いまの保有米の説明、してくれなかつたでしよう。

○説明員(杉田栄司君) ちょっと、食糧庁のほうの数字を私聞いておりませんので、後ほど数字で先生のほうに……

○田中一君 端境期までにわれわれ国民全部が一応生きていけるだけの保有米はあるというように聞いておったのですが、つい最近ですが、どこかで、二〇％ないし二五％しかない、端境期までには、それ乗り越えるのに、ということとを聞いたわけなんです。これはたいへんなことだと思ひます。米はそんなに簡単につくれるわけじゃないと。一定の条件のもとに、まあ日本の場合には一年かかるわけですが、むしろ冬季間はこれ別でありますけれども、二期作がございしませんから一年にべんししかとれないわけなんです。そうすると、一体あつて水田を全部つぶしていつて宅地にするなというところが、市民感情として自分の安いの宅地が供給されればいいんだなという考え方より以前の問題として、米を、終戦直後と同じように黄変米でも何でも買わなきゃならぬような時期がくるのじゃないかと思ひます、実際に。

そこで、そのうちの一番主要なるものは水です。水がなくなれば——農民は買水権利として当然取るものは取っておりますが、はたして、どういふ場合でも、いまだに日本の民族が生かされるという水は、水田が減つたからといっていつでも復活して開田が早急にできて、そしてまた切れる、あるいは若干は輸入に依存するにしてもできるんだという基本的な農業政策というものを保持しておられるのかどうか、これも聞いておきたいのです。

○説明員(杉田栄司君) 米の生産、特に水との関係でございしますけれども、水田の面積につきましては、将来の需給見通しからいいますと、やはり七十万町歩ぐらゐの水田は減つても、現在の技術なり、あるいはまた農家の努力でまかなえるという結果になっております。しかし、食糧全体の問題としてとらえます場合には、やはり畑作を相当にふやさなくちゃならない。しかも、その畑作が、非常に作物の価格が変動いたします関係もございまして、従来投資が行なわれておりませんでした関係で、非常にコスト高になっておる。そこで、どうしても水を含めまして畑に對して相当な投資をしておかなければ食糧として十分期待にたえることができないというふうなことになるかと考えられておるわけでございします。その品目別の需給見通

しは後ほどお届けいたしますけれども、そこで、それに要する水でございますが、面積をいたしましては、水田の確保が昭和六十年度をめぐりにいたしまして四十三万歩ぐらいあるんではないかというふうなふうに思われております。そのほか水田から畑にかわるものもあるというふうなことで、いま申し上げました七十万歩という数字を頭に持っておりわけでございますが、その結果、水田の水需要が六十七億トン減るということになるわけでございます。ところが、一方のほうで圃場整備をいたしまして、機械化農業に持っていく関係で非常に水がふえてくる、単位当たりの水がふえるという関係で、やはりそれに近いぐらいの程度の水がふえますので、水田の絶対量としてはそうあまり減らない、大体二十億トンぐらいが減るのではないかとこのように見ておるわけでございます。一方、畑のほうにおきましては現在一〇%足らずの畑がかんがい施設を持っておるだけでございまして、九〇%の畑はそういう施設を持っていないわけでございます。そこで、それらに水をかける施設をいたします関係で八十九億トンぐらいの畑の水がよけいに要するのではなからうか。さらに畜産の伸展に伴う水等、あるいはまた水田農作の主要作物等についても若干の水が要するというようなことを考え合わせますと、年間では、これはほんとに試算ではございませうけれども、現況よりも八十五億トンぐらいの水の量がよけいに要するようになるのではなからうかというふうに考えておるわけでありまして、そのための施設をいたしまして、先般決定をいただきました土地改良長期計画で必要な機械、かんがい、排水施設等を実施していくというふうになっておるわけでございます。

すると現在の都市用水というものの性格、工業用水も高度成長政策、ことに公害を生むような産業というものが相当これから整理され、かつまた地域限定がされると思われる。そうすると、これ水というものは、渇水時にどこに優先されて配分されるかという点を考えてみますと、われわれはどう考えたらいいでしょう。上水道、下水道もこれはうちっちゃっておけないのです。いまの下水道が整備されますと、一々ふん詰まりになりますから、とんでもない、これはもうなくちゃならない。入れる、出すというものは、これはもう人間の生存の要諦なんです。この水というものを、都市用水というものをどういうぐあいに——というのは、もう一ぺん言います。水というのはどこが渇水時に優先されるべきかということを考えますと、どういうぐあいに水に対する考え方をきめたいのか、それをひとつ建設大臣はあつていいですから、局長どういうぐあいに見方をしたらいいか答弁してください。

○政府委員(松村賢吉君) 渇水に際しての水の配分と申しますか、この優先順序、これにつきましてはいろいろ考え方はあろうと思ひますが、先ほど先生仰されました生活用水、これを重点的に確保するというのがまず重要かと思ひます。生活用水と申しますと、上水道用水でございます、主として。

○田中一君 河川法五十三条はきめていられるのですが、これはあいまいなんです。当事者同士で話し合ひなさいということになっていられるんです。だから、この点は無責任だと思ひなんだ。地域によって違つてもいいですよ、地域によって。農業用水、まあ日照りの八月ごろ、ちょうど花の咲く前には渇水のほうがいくらいたと言つています。いろいろあるでしょう、専門家でないからわからぬけれども、何かここでもつてきめておかなければならぬんじゃないかと思ひますが、その点はどうです、五十三条の解釈はどうですか。

○政府委員(松村賢吉君) これにつきましてもは関係各省あるいは関係県、市、こういうところが集

まりまして、渇水問題が起こります際には、節水率と申しますか、こういうものについて協議をしてきめておるといふことでございまして。

○田中一君 しかし、アロケーションで、当然自分からえらんだという権利は主張するはずですよ。それは工業用水ある時期とていいものもあるでしょう、ある時間的には。しかし、生活用水というものはなくちゃ困るんです。したがって、それらが、生活用水、生存の水、これが優先されるという考え方になるべきだと思ひますが、その点はどうです。これはむしろ、各省権利者が集まって、あつて、こうしようという調整をすればいいんですが、まづ先にしなきゃならぬことは何かという順序、そういうものを原則的にきめておく必要があるんじゃないかと思ひます。ひとつ建設大臣、その点どういうぐあいに——これはあいまいなんです。あいまいというのは、当事者が相談してきめなさいよと、こうなつていられるんです。

○國務大臣(金丸信君) 絶対必要量である生存用水というか、生活用水というか、そういうものをまづ第一に確保するというのが必要であらう。そういうことになりましたと、都会と地方というところになりますと、地方には何らかの方法もある、手だてもある。都会にはその手だてがないということになりますから、密集地域である都会地をまづ先に考えなくちゃならぬだろうということに私はなるだろうと思ひます。また渇水期の場合にそういう手だてはどういうふうにするべきかと、そういうことにつきましても、今後十分研究してみたいと思ひます。

○田中一君 あんまり都市生活者だけが自分を優位に立つて先にくれというところになると、また水源の人にも困るでしょうが、水源地では地下水もくみ取れるんです。もう都会じゃございませぬ。それは大工場は地下水を持て飲める水もあるところもあるでしょうけれども、その点これは、法的に、河川局長どういま建設大臣の答弁に対して、建設大臣はそれを検討してみようということ

なんです、事務当局としてはどういう考えをもつてこの規定がつくられておるのか。実際においては生活用水が優先いたしますというものの、いままでのそういう扱い方をしておつたんじゃないかと思ひますが、その点はどうです。

○政府委員(松村賢吉君) やはりこれは、生活用水優先ということを守らなきゃならぬと思ひます。これにつきましては、法律的にいきますと、うと、あつせん規定等もありますので、これを活用していければいいかと思ひますが、なお法律問題につきましてもは次長のほうからちょっと御説明させます。

○説明員(川田陽吉君) 先生御承知のとおり、河川法第五十三条の第二項をいたしまして、精神規定でございますが、いわゆる渇水調整を行なう場合には、「当事者は、相互に他の水利利用を尊重しなければならぬ」といふ義務づけをやりまして、その次の三項におきまして、河川管理者は、その協議が成立しない場合におきましては、「当事者から申請があつたとき、又は緊急に水利利用の調整を行なわなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがある」と認められるときは、水利利用の調整に必要と認められれば、水利利用を行なうことができる」という規定を背景にいたしまして、ただいま大臣から御答弁がございましたような趣旨、水というのは、先生かねがね仰せのとおり、人間の生活の最も基礎的な、重大な生存の要件でございますので、各水利者の所得と理解ということを得ながら、基本的な心がまえをいたしましては、生活用水に重点を置いたあつせん、調整を行なうべきものと考えております。

○田中一君 経済企画庁に聞きますが、今度の新しい国土総合開発の問題についてはいづれあつたしますが、この治山治水五カ年計画の中に、水は今後——いまのところはまだいいんですが、今後、将来として日本の国土を中心にしてあらゆる面から水を求めようという政策が立てられておる面から思ひますが、各省間におけるこの調整というものは、それはまあ経済企画庁が行なつていられるはず

であります。いままでに各ボジションの間に問題が、議論が出たことがあります。水の取りついで、結局、それから水源地の求め方等について。そして水の供給、これはますます増大しなければならぬという場合に、新しい考えとして、新しい貯水池を全国的な形で求めていく、いわゆるつくっていくというような先行投資をすべきだという考え方、こういうこと議論になったことございますか。その点、ちょっと聞いておきたい。

○政府委員(下河辺淳君) 一番目の御質問でありまして水の取り合いという問題でございますが、実際にはダム建設にあたりまして農業の立場あるいは治山治水の立場あるいは工業用水の立場、水道用水の立場、いろいろ御承知のようにございすから、調査を始めます段階で各省間あるいは地元利害関係者の間で意見の食い違いを見ることはないわけではございませんで、かなり激しいやりとりもございす。しかし、私も経済企画庁が扱っております水資源開発促進法に基づきます基本計画をきめ、ダムをきめ、そして実施主体をきめるといふ過程の中では、そのやりとりについて終止符を打ちまして、結論を出して、調整した上で予算措置をして、事業実施主体のほうへ実施をお願いするということをルールとしておりますので、調整のついたものがかなり多いと思ひますが、やはり御指摘のように水の逼迫が非常に激しいわけでございますから、水を生み出すことについての調整問題についてはさらに私も努力を重ねる必要がある実態にあるというふうに思ひます。

それから二番目に御質問いただきました先行的な水の開発という点でございますけれども、実は先ほどから御指摘いただいておりますように、首都圏、近畿圏等におきまして水の逼迫状態はここ一、二年というところでも逼迫している状態、なかなか先行投資型のところまで手が届かずに、むしろ追いかけて開発していくということで、先ほど水資源公団の總裁から申しましたように、なかなか調査もうまくいかない場合もございすし、地

元の調整がうまくいかない場合もございまして、きめられた計画を着実に実施するだけでも相当骨が折れているという実情でございます。先行的にというところは、私たちが全国計画をつくりまして、これは全国土にわたって水のネットワークを意識しておく必要があるんじゃないかという御提案をいただいた勉強を始めた時期もございすけれども、実務としては、いま申し上げたように現実に追われているという実情でございます。

○田中一君 先ほど申し上げたように、地域によって水は要らないんだという地域もあるんです、過疎地帯には。これらのものを積極的に流域変更をして必要な川に落とす。これはいままでも、いまだに歴史的な問題がありましたけれども、いまだに常識になっております。水はだれのものでもないです。水は無私物であり、かつまた民族全部の生存のために必要なものです。したがって必要な地点にまで水を落とすというところはできると思うのです。かつては発電が先行するとか農業が先行するといふような形がありました、いままでは。いまでは、これは日本ばかりでございせん、世界的なものだと思ひます。水が必要でない場所にも流れておる。むしろこれには、必要でないと言っても、いわゆる生活用水として必要でない余裕があるところ。こういう地域もあるわけなんです。この水を、たとえ費用がかかろうと、あるいは技術的にどんな困難があろうと、必要な河川に流し込む、落とし込むというところは、いまこそ必要だと思ひます。したがって、全国的に、どの線の水はどう、雨量はどう、何はどうか、雪がどうかというところはわかっていふと思うんです。高度成長政策、こいつが熱源、エネルギーというものを中心にして開発された時代がございまして。しかし、いまはそうでないことは明らかなんです。ロビヤ人間尊重と言う。しかしながらまだわれわれは、日本の民族は天から与えられるところの水をたかだか一〇%、一割しかほんとうに生かして使っておらぬという現状は、これはもうどの統計を見ても明らかです。

したがって余裕のある水は、ホンファッしよと何しよう、これを必要な河川に流域を変えていくということこそ今日の緊急な課題であります。ただ単に水は水源地から低いほうに流れて海に流れ込むのだという過程における利用だけでなくして、積極的な姿勢で水量というものを調べ、それをプールすることです。これは四国にもその他にも例がございす。青森県の赤石川にしても、ほかにも例はたくさんございす。こういう開発、流用といふんです、むだに海に流し込むという水を、余裕水を必要とするところに持っていくという仕事、それが現在水を解決しようという最初のとば口であります。いたずらに水源池ばかり荒し回るとはならずして、自然流量というものを、これを余裕あるものはどちらからでも、少数のものでもかまいません、集めて、集水して、必要なら山越して送っていくわけなんです。ことに北陸方面は御承知のように年間を通じて降雨量が非常に大きいのです。そこに住んでいる方は生活用水としてどこまで使っているか、この検討もしてないんではないかと思ひます。こういう場合には、山越して太平洋へ落ち込む河川のほうに送り込むということを考えていた方がいいのです。これは流域変更です。かつては血の雨を降らしたところの農民がおれの地域の水はおれたちの農民のものだ、この水はおれたちのものだ、これは今日法律的にも慣行水利権として定着しております。しかしながら、もはや水の行政、水の根本的な解決というものは流域変更にあるのだ、農民のかつてのような水に対するところの執着は減っております。水は必要な場合に必要となるに持ち込むことが一番正しいのです。たれ流しの水だけに、おれのものだと言っている思想はもうなくなりまして、したがって、この時点こそ、人類の生存のために、公平な、豊かな生活を守るためにも必要であらうと思ひますが、下河辺君、ひとつこれに対する考え方、これを定着させるように努力していただきたいのです。と同時にこれに対する君の答弁を聞いて、それから建設大臣、今後の水の

行政というものは余裕水は必ず不足している河川に落とす込む、それが農民諸君のために存在するんだという私の意見に対する御批判をひとつ願いたいと思ひます。

○政府委員(下河辺淳君) 御指摘いただきました点でございますけれども、実際私もいままでやってきた点は、たとえば利根川水系について基本計画をきめます場合に、出発点では利根川のことだけ考えておりましたけれども、だんだんと実態を考へまして、荒川であるとか中川であるとか、あるいは霞ヶ浦であるとかという周辺水系まで一緒に考へようというところまでは実務的にはきていふかと思ひますけれども、今日の首都圏の水の逼迫の状態から見ますと、それだけではなかなか処理がつかないという実態でもございすから、御指摘いただきましたように、もう少し広域な水利について検討しなければならぬというふうに考へておりますから、その点では、御指示いただきました点について、企画庁としてもさらに河川局とも相談して勉強をしたいと思ひます。しかし、その際にも田中委員に申し上げるのとは趣向が異なりますけれども、吉野の場合、筑後の場合、いろいろ経験してまいりまして、やはり水源地方々々、あるいは流域の方々々々というものは水について長い歴史を持っておられますから、水量が他の地域に流れてしまふことについてはなかなかいろいろな問題が利害関係としてあり、感情問題としてもございすから、それらとの調整の問題というのはいささか慎重に考へてみたいというふうに思ひます。一方で、きょう国土総合開発のこととはあつておしやうたので長く申し上げませんが、やはり人口の配置そのもの、あるいは産業の配置そのものにやはり少し根本的な問題があるという見方もしております。現在一部三県の人口推計を首都圏の方々と少し相談を始めておりますが、一番激しい場合にやはり三千八百万をこえるのではないかと推計がございす。水の問題、広域の問題、非常に多角的に全体を考へました場合には、二千八百万程

度に押え込まなければならぬんじゃないかという検討もしております。そういうことを少し見通したと同時に、また、先生おっしゃるような水の供給体制、広域化についても検討を加えなきゃならないというふうな考えておりますので、こゝしは利根についての水計画についてさらに検討を始めたいという予想もしておりますので、その辺、御指摘の点を踏まえて、さらに検討を続けたいと思います。

○国務大臣(金丸信君) 先生の御高説を拝聴いたしました。水は大切にしなければならぬということだけは当然であります。まあ吉野川の高知県から香川県に水を引いたというような例もあるわけでございますから、そのまま流し、海に送ってしまおうということは、外国で申せば、水が不足しておるところはポンプアップまでしてまたその水を使うというところもあるようであります。そのような貴重なことをしなくとも、まだ日本では流域変更というようなことでいけばやれる面もあるかと思ひます。いま下河辺局長からもお話ありまして、なかなかむずかしい面があることは間違いないと思うのですが、そのむずかしいことを解決していくことも政治であらうと私は思ひますので、十分ひとつ検討してまいりたいと思ひます。

○委員長(沢田政治君) ただいまから休憩に入ります。一時十分再開いたします。

午後零時九分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(沢田政治君) 建設委員会を再開いたします。

屋外広告物法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

その前に、委員長として一言お答えしたいと思ひます。

それは、屋外広告物法の一部を改正するに際して、田中委員のほうより、この法案の中心は何と

いっても条例に具体的な部分を委任してある、こういうことだから、条例そのものを審議の参考上ここに出すべきだと、こういう要求があったわけですが、それを委員長が受けて、委員長として当委員会に、次回の委員会までにこれを配付することを要求したわけですね。その際に、政府のほうでもこれを了としたわけでありまして、そうして、田代委員の審議に入つたわけでありまして、どうも田代委員と政府側の答弁が合致せず、そういうことで私のほうから過般要求しておつた条例を出してほしいということ、田代委員の審議の途上においてその条例が出されたわけでありまして、ところが、それ以前に、質問の順序もこれあり、田代委員のほうから条例の提出方を政府のほうに求めておつたと、ところが、審議の途上において事前に田代委員に対して出しておつた条例と、その後の条例を見ますならば、明らかに相違があるわけでありまして、でありますから、当委員会としても非常に審議に重要な支障を来たしたわけでありまして、委員長としてもまことに遺憾であり、好ましくない、こういうふうに考えざるを得ません。したがって、悪く言えば、これは常識的にとつても、意図的にこれをずらせて、しかも別のものを出したんじゃないかということも考えられるわけでありまして、そういうことで、これから審議に入つていただくわけでありまして、そういう疑念がある審議もスムーズにいかぬと思ひます。これは、どうしてかかる手違いになつたのか、手違いじゃなく意図的にそうしたのか、この点を都市局長もけっこう、官房長官もけっこう、明確に責任を持った答弁を委員長としては求めたいと思ひます。

○政府委員(吉田泰夫君) 御指摘の件についてお答え申し上げます。

四月十二日の委員会におきまして、田中先生からの御質問中に、今回の改正部分についての標準条例案を次の委員会に提出するよう御要求がありましたので、内容を検討いたしました上、委員部を通じて標準条例改正要綱案として取りまとめ、

これを委員会に提出いたしました。これが四月二十四日の委員会に委員部から配付された資料でございます。

ところが、それに先立ちまして、御質問のあつた四月十二日に田中先生から夕方までに至急届けようという連絡がありまして、当日夕刻取り急ぎ提出いたしました。また別に田代先生からも御要求があり、同じものを先生にお渡ししたわけでございます。

これらの資料の中には、委員会に後刻提出いたしました資料と異なりまして、講習会終了者の特例の規定が入つておりません。これは内容の検討が不十分であつたために講習会終了者の特例の規定を落としておりましたものを両先生にお渡しした次第でございます。その後、十分検討いたしました結果、右の特例の規定を標準条例案に入れた、的確に指導する必要があると考えまして、これを加えたものを委員会に提出いたしましたわけでございます。

経緯は以上のとおりでありまして、決して他意があつたわけではございませんが、軽率に資料を提出をいたしましたために、その後の委員会の御審議にたいへん御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。今後、十分注意いたしまして、このようなことのないようにいたします。

○国務大臣(金丸信君) ただいま都市局長から御説明申し上げたわけでございますが、事のいかんを問はず、かようなことをいたしましたことについては、まことに御迷惑をかけたとして、申しわけない次第でありまして、心からおわびを申し上げます。と同時に、今後かかることのないことをお誓い申し上げます。おわびいたします。

○委員長(沢田政治君) 委員各位のお聞きのとおり、動機は別としても政府側の手落ちであつたと、こういう釈明がなされておるわけでありまして、さらにまだ疑点がありますならば、委員長はこれに対して発言を許したいと思ひます。

○二宮文造君 すでに大臣からお話がありましたので、もう何をか言わんやという段階にきておりますが、私は二点、さらにこの問題についてお伺いをしておきたいと思ひます。

その一点は、いまの都市局長の説明によりますと、田中委員が委員会のこの席上で資料を要求された、そして夕方までに提出してもらいたい、時間的な問題は別として、少なくとも委員会の席上で要求されたその資料を提出された。それを単なる事務的な折衝が不十分であつたというふうな釈明では、今後、私どもは建設省から提出される資料について、一々これは討論が十分になされたものでしょうかどうでしょうか、こういうふうな詰問をしなければなりません。事はさうに簡単なものじゃないと思ひます。少なくとも委員会の席上で要求された、しかも問題の焦点になる標準条例、その要綱を二通り出された。まあ、どこから聞かえてきた声によりますと、とりあえず出したというふうなお話も前承りましたけれども、これはその一言で解決できる問題ではないと思ひます。そして私どもはやっぱり田中委員、しかもそれと同じものを田代委員に提出された、これは当然建設省として意向を取りまとめたものと、さうお認めになるのが適当ではないかと思ひます。しかし、その後、解釈の不備が省内で疑問になつてきて、したがって、このように取りかえて提出をさしていただきました、こういうふうな釈明されるのが私は正しい釈明のしかたではないか、ただ事務的に協議が十分でなかつたというふうな釈明ではあまいではないかと思ひます。これが一点。

それからもう一点は、前回の委員会内で内閣法制局の方が見えになつて、そして第九条の解釈の問題について御説明になつた。あの解釈が正しいとしますならば、何もあらためて第九条の問題を云々する必要はない。事少くとも内閣法制局ともあるものが、自在に法文を解釈するような答弁を当委員会にしておるということは、私は問題だと思ひます。これは内閣法制局の方がいらっしゃいませんので答弁を求めることはできませんが、

の、もう何をか言わんやという段階にきておりますが、私は二点、さらにこの問題についてお伺いをしておきたいと思ひます。

の、もう何をか言わんやという段階にきておりますが、私は二点、さらにこの問題についてお伺いをしておきたいと思ひます。

しかし、当面の建設省としては、なぜ内閣法制局にあのような答弁をさせたか、その背景についてもう一度説明をしていただきたい。この二点を私はお伺いをして、この問題についての建設省——ひいては今後のいろいろな法案にも関連してまいります。もう一度建設省の確たるお考えを承りたいと思う。

○政府委員(吉田泰夫君) 十二日の日に両先生にお渡しした案につきましては、いかに日にちが切迫していたとはいえ、非常に不十分なものを出しましたことを重ねておわびいたしますとともに、急いだとはいえ、その段階で、私も、あの標準条例案を考えていたわけでございます。それをお渡しした上で、なお委員会に提出するまでの期限を使わしていただきまして、いろいろと問題にならないような、十分、私どもの意図が府県にも伝わるような意味の標準条例案を書かなければいけないというところに気づきまして、明確にそのような講習会修了者でなくても、同等と認められるようなものがあればいいんだということを標準条例案に書かなきゃいけないということを反省し、加えさせていただいた経緯でございます。

なお、内閣法制局に私も私どもの都合のいい解釈をお願いしたわけではないわけでございまして、問題は、私も第九條の原案でも講習会修了者の設置義務を条例で定める際に、その条例で適用除外その他の規定は置けると思いますが、しかし、それは法律ではつきりいたしません。置けるといっただけでございまして、必ず同等の者を同等に扱えということにはなりませんので、そういう意味では、第九條の法文自体に講習会の課程を修了した者がかりでなくて、それと同等の知識を持っている者も条例上同じく扱われるということが明確にあったほうがより適当だと考えております。あのときの御質問は、九条でそういう適用除外的なことが条例で書けるかという御質問だったので、法制局もあのように答弁されたものだと考えております。

○高山恒雄君 この問題は、まあいろいろ、いま

説明にこれつとめ、かつまた大臣からも非常に政府としての手落ちであると、今後一切そういうことのないようにしたいと、こういうお話もあつたわけですから、私はしかし、あえてこの問題で申し上げておきたいことは、この種の法案は、掲げてある条文だけを見ればいかにも簡単な問題であるとは察知ができるわけです。しかし、田代委員が質問いたしましたときの経過から私が想像しますに、少なくとも法律を出す場合に、政府としての関連省との連絡、たとえば労働省との、職業訓練を終えた者の資格のものがあるのかないのかとか、そういう検討の欠陥だと私は思うんです。その欠陥を指摘されたので、これはしまったというところから、ここにその課程の全部または一部を免除することができるといふ解釈をつけざるを得ないところまで追込まれたのではないかと、いろいろな感が深いのであります。で、私はこの種の問題だけにやらないと思ふんです。法案を策定して委員会に提出する場合は、少なくとも関連省が必要とするならば、やっぱり政府としてそういう話し合いを内部で十分する必要があると、その欠陥がここに出ておると私は思うのです。

私、きょう三時からになるか四時になるかわかりませんが、質問をすることになっておりますから、もう一つのそういう点もございしますので、そのときに質問はしようと思ひますが、私はそういう過程を踏んできておる今度のこの法案については、やっぱりミスはミスとして今後の関連省との連絡を密にして、そうして法案の作成にあつたと、この基本的なものがなければ、私は自後こういうことがあつてはならない、ということだけでなくて、関連省との連絡を密にして、異議があるかないかという内部の調整が最も必要かと思うのです。この点を明らかにする必要があるんじゃないかと考えるんですが、むしろ、これ大臣、どうお考えになりますか、答弁、お聞きしたいと思うのです。

○國務大臣(金丸信君) 建設省の職員の中でこういう問題が起きたということは、まことに私の責任でありまして、当然、先生のおっしゃるようなことは十分やつてしるべきことをやっておらなんだという面もあつたと私も思ひます。そういう点につきましては誠に成りまして、今後かかることのないように、各官庁とも十分な連絡をとらせ、そうしてこのような二枚舌を使つたようななかつたうにならないように今後持つてまいりたいと思つておりますので、今回に限りましてお許しを願ひたいと思ひます。

○委員長(沢田政治君) 本件に関してはこれで打ち切

任でありまして、当然、先生のおっしゃるようなことは十分やつてしるべきことをやっておらなんだという面もあつたと私も思ひます。そういう点につきましては誠に成りまして、今後かかることのないように、各官庁とも十分な連絡をとらせ、そうしてこのような二枚舌を使つたようななかつたうにならないように今後持つてまいりたいと思つておりますので、今回に限りましてお許しを願ひたいと思ひます。

○委員長(沢田政治君) 本件に関してはこれで打ち切

○田代富士男君 去る四月二十四日の当委員会におきまして、私の質疑をしてまいります中で、第九條の講習会の課程を修了した人を中心とした論議が問題点となりまして、ただいま委員長から話がありましておとりに、この問題は委員長にも私一任しておる形でございます。また建設大臣、あ

は関係の局長からもお話がありました。やはり私も国民の代表の一人といたしまして審議をしていく場合に、やはり質問をするには質問をする基準となるものが必要ですから、そのために資料をお願いして、その資料を中心として質疑をやつていくわけなんです。その資料が、これはまだ本意ではない資料であるといわれた場合には、今後とも困ることありますし、いまお話があつたとおりでございますから、今後そういうことが起きないようにひとつつ氣をつけてやつてもらいたいと思ひます。

前回に引き続いて、私はこの法案の趣旨につきまして質疑を行ないたいと思ひますが、あくまでこの問題点は、美観風致を維持いたしまして、公衆に対する危害を防止するということがこの第一の精神になつております。私は最近の新聞も全部調べてみました。いろいろ屋外広告物によるところの被害というものが多いために実は私もびっくりしている次第です。これは何とかしなくてはならないというところで、今回こういう広告業全体の質の向上という意味も考えまして、講習会云々ということも考えられたことと思ひます。しかし、そういうものをやつたからこれが解決するといふ問題じゃないと思ひます。起きてゐる問題一つ一つを取り上げていきますと、これを行政指導していく立場にありまして建設省の立場として、行政指導が行き届いてない面が非常に浮き彫りされてゐるんです。これは私は今回この問題を通じて、いろいろ調査いたしました段階で痛感いたしました。こういう点を、問題点を取り上げまして、一つ一つ解決していく方法と、それから大きく包括していく方法と二つの方法からとつていかなかつたらならば、この第一の精神にありまして、うな趣旨に沿つていけるかと思ひます。その一つ一つ、こまかい問題ですけれども、二、三、私は具体的な問題を提示いたしまして、これはどうするのだということから、これを積み重ね、そしてまた大所高所から検討していかなきゃならないと思ひますから、例をあげますと、アクリル樹脂でつくつた看板等がござい

ます。これが十メートルないし十二、三メートルのものがありますが、その看板のうち、台風でそのアクリル樹脂でつくつた十何メートル一枚というものはありませんから、そのうちの一枚がはげた場合には全部がだめになつていくわけなんです。そういう意味から、看板の大きさとその材料の関係も私は規制する必要があるんじゃないかと、まず第一点を取り上げたいと思ひます。

先日の委員会が質問をいたしましたのは、四メートル以上の看板には建築基準法の対象に

四メートル以上の看板には建築基準法の対象に

なっているけれども、基準法の具体的な条件がそれに働かされなければ、四メートル以下には屋外広告物法にはよりますけれども、都道府県の条例やその他の施行規則を見ますと、具体的な安全規則は示されていないじゃないかということも質問をいたしました。これと合わせまして、ただいま申し上げましたとおり、アクリル樹脂等てつくった看板というものは、非常にこれはそういう面の危険度といえますが、そういうものがある。そこで、広告の大きさと材料との関係という、そういうことにも規制をはかる必要があるんじゃないか、いま申しましたとおり、これは小さな問題の一つ一つの提示でございます。こういうところから解決していかなくちゃならないと思えます。まず、その点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 屋外広告物の、特に公衆の危害を予防するという面につきましての重要性はおっしゃるとおりでございます。材質によりまして大きさが風その他に対する耐力を持ち得ないということも十分考えられるわけでございまして、屋外広告物法に基づく条例等におきましても、大きさ等の規制は、必ずしも危害予防の面ばかりではございませんが、通常含めておるわけでございます。

それから材質につきましては、標準条例などには的確な規定を置いておりませんが、たとえば標準条例の第八条に「倒壊又は落下のおそれがあるもの」あるいは「著しく破損し又は老朽したもの」、「こういったものは設置してはならない」というような表現でもって、広告物を当初に設置する場合及びその後の維持管理について規定しているところでございます。

○田代富士男君 いまの私尋ねたことは、端的に言いますと、看板の大きさと材料の関係も規制すべきじゃないかというのを端的に言いました。が、ちょっと私いま局長の説明では理解できないんですが、もうちょっと端的に御説明願えないんですか。——じゃ、もう一つ例をあげましょう。これは具体的な問題ですから、局長もたいへんだ

と思えますから、もう一つ例をあげて申し上げますと、いろいろ建物があります。いまこの審議をやっております、この会館の建物は新しい建物です。こういう鉄筋もあればモルタルもあります。また古くなった建物もあるわけなんです。こういう都市部にはさまざまな建物があるところに、さまざまな広告というものが取りつけられてあるわけなんです。取りつけられてある広告につきましては、外見から見ますと事故が起きそうもない完璧に取りつけをされているように見えますけれども、その建物にもいろいろ種類があります。いま申しましたそういう建物と看板の大きさですね、あるいは重さ、そういうものによりまして、もちろんいろいろ配慮はされてありますが、ポルトとめるところの構造部分がどうなっているのかというところが、あまり明確にされないままに取りつけなくちゃならないから取りつけないかと思う、そういうようなのが実際の実情じゃないかと思うんです。そういうことで、たとえば台風や突風が起きたときに、その広告物が落ちて、第一条にありますとおり、公衆に対する危害を防止するんじやなくて、反対のそういうような現実の事故が起きていくわけなんです。そういうわけで、安全な取りつけ方をする基準というものが端的に言っていない。これだけの大きさの看板であるならば、これだけの重さの看板であるならばこうこうすべきである、あるいは、ポルトの種類におきましても、こういうなるものを使用すべきであるとか、そういうようなものですね。そこで、第一番目に私が質問いたしました看板の大きさと材料の関係もあわせて規制すべきである。これは一貫いたしまして安全な取りつけ方に対する基準というものが無い。そういう点に、こういうものが野放しの状態になっているから、こういう点は検討をすべきじゃないかと、こういう質問でございます。意味、おわかり願ったでしょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 材質あるいは材質との関係における看板の大きさ、あるいは、そういうた

大きな、重さによる取りつけ方の基準というよう

なものを明確にして広告物による危害を未然に防

止するように検討すべきであるというお話だと承りました。おっしゃるとおりでございます。取りつけ方その他の安全基準の詳細につきましては、先生、先日御指摘がありましたように、建築基準法等によりまして、一定の大きさ以上の広告塔などの工作物に、建築物の確認に準じました工

作物の確認というような制度がございまして、そ

ちらの規定でしるにチェックすることになりま

すが、この適用にならない程度の大きさのもの

でありまして、ものによりましては危険を生ず

るといふことは十分考えられるところでござい

まして、現在の屋外広告物法に基づいての許可申請

に対して、そういう危険を伴うような程度の大き

さのものなどににつきましては設計等を添えて出さ

せるようにいたしております。県の部内におきま

しては建築系統の専門家も含めて検討の上、

許可しているわけでございます。材料そのものに

ついて直接的に規制するほうがより安全のために

適切であるというところは考えますが、屋外広告物法

の現在の体系から見まして、そこまで今後書き込

んでいくべきかどうかについては十分検討されて

いたしたいと思えます。

○田代富士男君 まあ、これはこまかい問題とい

えはこまかい問題でございますが、やはりこうい

う問題を一つ一つ解決していかなければ、私は、

これは検討するとおっしゃいますけれども、まあ

私なりに、ほんとうに検討してもらえるのかとい

うことはこちらにびんとこないんです。正直に申

しまして、まあここでおおきなりの答弁で終わん

じやなかろうかと思えますが、ともすればそう

なりがちですけれども、これは一番、事故が起きて

からそういう対策に力を入れるのと、事故を起こ

さないように未然に力を入れるのと、どちらにボ

イントを置くかという大事な点じゃないかと思

うんです。私がいま具体的な問題を二つ取り上げ

ましたけれども、これは事故を未然に防ぐという方

向です。だから、起きてからその事故の被害をど

うこうするといふ、それも考えなくちゃならない

けれども、事前の力を注ぐことも大事じゃないか

と思えますが、大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(金丸信君) とかく、検討するとい

ことは流れがちになる傾向のあるという御指摘、

そういう傾向が私もあると思えますが、ただいま

局長が検討するといふ、その検討につきましては

私も十分監督して検討いたしますから、ひとつ、

まかしていただきたいと思います。

○田代富士男君 そこで、もう一つ。すべてのこ

とがあまりにもうやむやの状態であるという端的

な例は、一つの広告を出す場合には広告主がおり

ます。その広告主から依頼を受けた元請の広

告業者がおります。その元請業者が自家営業を

やっている場合は、その元請業者が始めて広告物

を製作してちゃんと取りつけないでやるでし

ようが、一がいにそうはいきませんで、その下に下

請業者というのがあります。現在の過程というの

はスポンサーから元請、下請に回されるというの

が一つの流れのようになっていくんじゃないかと

思うのです。その場合、この第一条の精神にあり

ますとおり、公衆に対する危害を与えた場合の

責任というものは、端的に、広告主、元請、下請

業者、この三者のうちのだれがこの事故を起こし

た場合の責任を持つのか、この責任体制が明確に

されてないと思うんですけれども、この点はいか

がでございますでしょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 屋外広告物法上の責任

者は屋外広告物を表示する者でありますから、その

広告主ということになりまして、業者については

広告物法上の責任というのではないわけござい

ます。もちろん、建設業法とかあるいは建築基準

法の適用がある場合も多いわけでございますが、

で、そちらのはうの法令では業者あるいはその下

請業者まで含めました責任が問われることはある

というところでございます。

○田代富士男君 いま局長の話を聞きますと、広

告主にも責任があるけれども、その事故が起きた

場合のいろいろな事故の現象から見た場合には、取りつけない下請業者とか、そういうものになることになりすが、ここらあたりが明確ではないわけなんです。もっと明確にできないものですか。いまの範囲内の条例でこれは明確にされていると思われませんか、それとも、もっとこれは明確にすべき点が現在あると思われませんか、その点どうでございますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 屋外広告物法上は、先ほど申しましたように、許可を受けるその主体は広告主ということになっておりますので、この法律に關する限り、あるいはこの法律に基づく条例に關する限り、その責任者は広告主ということになります。

○田代富士男君 しかし、そもいかになくて、私はなぜ心配をするかといふと、この広告業者、特に屋外広告物をやっている業者という全般的な業界の状況というのは、登録制にすべきであるといふこともまだ踏み切れない、そのために今回は届け出をやるという、まだそのような状態でありまして、端的に申しますと、零細なそういう業者が多いわけなんです。で、こういう事故を起こした場合に、そういう負担というものがその業者にかかってくる場合には業者はたいへんです。そういう面から私にはすべき点があると思うが、そういうことがあるんじゃないか、それを心配するために明確にしておきたかったわけでございます。

そこで、これは業界のあるお方に尋ねたわけですが、そういうこともあり得ます、そういうことで、業界の中でも、その連合会に入っている人としていない人と、ずいぶんのお方がいらっしゃると思うのでございます。その連合会に入っている人はこういういろいろな規定に沿ったことをやられておりますけれども、それを改めていかなくちやならない点もありまして今回のこういう法案審議という点にもなったと思ひますが、その業界の人がこういうような意を述べておりました。それは、現在、全日本屋外広告業の団体連合会がござい

すが、ここである保険会社との間に広告物の賠償責任保険を結んでいらっしゃるようでございまして、これは一応の体制がこれで整っているようにございまして、この内容は、広告物の破損とか、倒壊したとか、落下等によりまして第三者の人あるいは物に与えた損害を賠償する制度、いわゆる対物対人責任保険であるわけなんです。このような広告物自体についての保険制度があるようでございまして、これはあくまで任意保険である。これは強制ではない。しかし、いま言うように零細な業界でございまして、何か機会がなければこういう思い切った改革ということもできないから、これを機会に強制保険への転換を検討してはどうか。また、私、手元にその資料も持っておりますが、ここに持っております保険の内容の資料を見ますと、現在保険の対象になされてないものもありまして、その対象をさらに保険の対象にされるように範囲を広げてはどうか、そのような意見も聞かれたわけなんです。今回、業者の届け出によりまして業界の実態をつかもうとしていらっしゃる建設省といたしまして、こういうような任意保険の現在の一応の体制は確立されておりますけれども、すべて交通関係におきましても強制保険というところも実施されております。ここにおきましても第一条の精神から申しますと、公衆に対する危害を防止するためにも、また、これは防止するよりも今度は起きた場合のことも、零細業者であるためにこういうような強制保険ということも検討する必要があるんじゃないかと、このように一業者の意見を声として私は反映させたいと思うのでございまして、この点についてはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 先生のおっしゃいますとおり、現在任意制のもとに保険会社との間にこの種の保険制度を結んでいる例はございます。私も、いざ事故が起った場合のことを考えますと、こういった保険制度に加盟されて、いざというときの賠償が担保されるということはまことにけっこうだと思ひます。ただ、これを一挙に強制

加盟方式による保険制度にまで切りかえるべきかどうかにつきましては、まあ損害賠償の保険制度による担保という面から見れば、そのほうがはるかに実効があることは事実でございまして、これにつきましても、一方そこに強制というものが働くということも、つきましてはお検討しなければならぬ問題があると思ひます。御指摘でございまして、今後この賠償責任保険のあり方について十分慎重に研究させていただきますと思ひます。

○田代富士男君 それは事故が起きた場合に備えあれば憂いなしという一環として、これも今回これだけ対処しようとしておられますから、いままさきの大臣の趣旨に沿ひまして考慮し、検討していただくようにお願いをしておきたいと思ひます。それから今回の法案の趣旨によりまして、各営業所にはそれだけの講習会を修了した資格のある人を配置しなくてはならないことになるわけなんです。そうしますと、いま全国でこういう広告業者というお方はまずどのくらいいらっしゃるのか。また、建設省がこの講習会修了者と同等の資格を有する人とみなされるお方はどのくらいあると見ていらっしゃるのか、そこらあたりの数字をお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉田泰夫君) 業者の数は全国で大小合わせまして約六千六百というふうにと把握しておりますが、この講習会修了者と同等とみなされる業者の数はこの講習会修了者とは、いろいろな職業訓練法その他によつて類似の、あるいはそれ以上の長時間にわたる訓練、講習等を経られた方も多いわけでありまして、その数の総数については的確にはつかんでおりません。いまざっと試算いたしますと、職業訓練法による指導員、一級技能士、二級技能士、これを合わせますと約四千五百人ほどいるようにございまして、

○田代富士男君 もう一度ちょっと確認いたしますが、全国の業者は大小入れて六千六百、そうして講習会修了者と同じ資格のある人が約四千五百、こういうような見方をしていらっしゃるわけなんです。そういたしますと、これは数字の上からこういう判断をすることはどうかと思ひますが、大きい営業所は支店もあるでしょう。しかし、大体業者の中で法人化、すなわち株式、有限、合名会社あるいは合資会社等は大体三四％くらいしかない、このように聞いております。その中でも株式の形態をとつていらっしゃるの二〇％弱であるということになりますと、営業所を持ってやっておる人というのはさほどあまりない、一応少しあるとして約六千六百ということとございまして、営業所の数をふやしたとして七千と見て、それで講習会修了者と同等の数が四千五百と見た場合に、数の上ではあと二千名前後でございまして、それじゃこの二千名の人が講習会を受けなければならない。そういう講習会修了者のみというところでは、ここが問題になってきたところでございますが、これは私は繰り返しませんけれども、千名か、あるいはその千名の人が十八時間の講習を受けて営業所についたとします。そうした場合には、千名かその千名の人の講習会でねらわんとしていらっしゃるような効果がどれだけ出るか。私は千名をそこらぐらいたったとしても、これは講習会を行なう前の業界全体の状況とさほど変わりがないんじゃないかと私は思ひます。その点の考えで、いやそうじゃないと言われるかわかりませんが、それで当初はこういうような講習会修了者と同じ資格者を営業所に配置するという考えはなかったかと思ひます。この論議は、前回もこれが問題点になったところですが、また端的に言つてそういうあれだから、六千ないし七千の人が講習会を受けるならばこれだけの効果があると。それはそれでしょうけれども、今回は千名や二千名弱の人であるならば講習会をやってもさほどの状態のかわりはないと思ひますが、この点のどういふメリットがあるのか。それはなければおやりになりませんけれども、私はさほどの影響はないと思ひますが、その点どうでしょう。○政府委員(吉田泰夫君) 職業訓練法による同等とみなされるような人々が、まんべんなく各業者

に入っておられるとしますと、その数で全国の営業所数のかなりの割合を占めるといふことにもなりますが、実態を伺って見ますと、わりあい大企業はあまり入っておられないといふようなこともありまして、必ずしもそのような引き算だけで講習会を必要とする人の数が計算されるといふわけでもないわけでございます。また、新たに講習会を受けなければならぬ人の数が、全体の営業所数から見ても多くなると見えても、やはりそれだけの人は全く講習会なしで営業している現状に比べれば、やはり多少の講習といえども基礎的な知識を修得されるわけでございますので、今後法律あるいは条例、あるいはその表示の方法等について十分に知らなかったといふようなことによる不都合というものは、まず相当程度は正されると思われますので、やはりそれだけの効果はあると考えております。

○田代富士男君　そこで、それだけの効果がある、まあ、そのように思われるからこの法案を出していただろうと思ひますが、ここは端的に言つて矛盾があるんですね、講習会そのものにその対照的な例を私はあげます。

たとえば、もうあ者が講習会を受けるとするならば、どういふ措置を講じようとするのか。技術者ですから、往々にしてこういうふうな者等が従事している場合が多い。例をあげますと、福島県のいわき市というところがあります。そこに有限会社のとんぼ工芸という会社があります。この会社にとつております二十四歳の青年がおります。この青年はもうあ者です。もうあ者でありながら、四十七年度の第一回の全国障害者技能競技大会の広告美術部門におきまして優勝をしております。このとんぼ工芸の社長の話です。これは社長の話、私の意見ではありません。彼は会社にとつてはなくてはならない人で、将来わが社の重役にもなつてほしいと思つてゐる。ただし、彼は会社に恩義を感じてゐるので将来もやめなかつてもうゐるらしく、一生ここで働かしてくだ

さいと言つてゐる。まあ、おしですから、ことばじゃないけれども、そういう意思でおるといふことですね。しかし、このような優秀な青年が独立してやりたいといふならば、当然応援もなければならぬ。もし、そのとき講習会が行なわれるとすれば、やはり考慮してもらふことになるでしようね。もうこれは優秀な技術を持つております。広告美術部門で優勝を飾つております。そうすると、いま局長は、この十八時間の講習会の内容は、屋外広告物に関する法令が六時間、屋外広告物の表示の方法に関する事項が四時間、屋外広告物の施工に関する事項が八時間と。まあこの二十四歳の青年は全部知らないかもしれせんが、もう実際には会社の重役にもなるうとしてゐる立場ですから、こういうことはもう全部心得てゐる人となすわけなんです。ただ、彼がつとめてゐるということだけであるけれども、独立する場合にどうか。これはおしです。しかし、いまの局長の話、あるいは前回の委員会での局長の話は、この講習会に参加した人は、一応それだけのものを修得したか、しなかつたかは別にいたしまして、出席をしたことによつてそれだけの資格は与えられることになっております。修得したものの有無よりも。そうなりますと、今度、端的に言いますと、十五年から二十年広告業をやつてゐる、そういうおうちがあります。そうした場合に、御主人がこの講習会を受けなくて、奥さんが受けたとします。そうすると、奥さんが受けたとしても、この十八時間、日にちにすれば何日になるかわかりませんが、この人も同じ資格を持ったことになつてゐる。広告業をやつてゐるところの奥さんがその講習会に出席しただけで。

そうしますと、この講習会をもつて広告業界のレベルをアップしようといふのがそもその趣旨であります。しかし、一面では、このようなるうあ者でありながら全国の障害者の技能競技大会の広告美術部門で優勝したような優秀な人、これはもう講習会を受けなくてもそれだけの資格はあつても、講習会を受けなくちゃならぬ。いま申しますとおり、今度は広告業をやつておるところのおかみさんが、ちょっと忙しかからおまへ行つてこいといつて十八時間出れば、それでも資格を許される。こういうことを考へていきたいと思います。講習会の内容といふものが都道府県の条例で細則は定めるといふことになりましたけれども、趣旨はレベルアップするといふことです。私はこれは本末転倒じゃないかと。そういうわけで、この第九條の講習会の条例、「講習会修了者」といふところに対しては、いろいろのまだ、これは——私に對しましては、いろいろのまだ、問題点が非常に多い。これは一例でありますけれども、問題点が非常に多い。これは一例であります。私はこの二つの対照的な問題をあげました。これは具体的な問題です。これに對して第九條との関係はどうかでしようか。それと、この法案自身のレベルアップをするといふ趣旨に對して、これはおかみさんが受けた場合もそれは資格を有するといふ場合でも、これはちょっと本末転倒じゃないかというかといふ、そこらあたりの考え方についての見解をお願いいたします。

○政府委員(吉田泰夫君)　おっしゃるような方であれば、これは第九條に基づく条例におきまして、非常に高度の知識、技能あるいは経験を持つておられることがはつきりいたしておりますし、必ずしも講習会の課程を修了しないでも、それと同等以上といふことは知事において優に認定できるわけでございます。おそらくそういうことに、よつて、今後の広告業を営んでいける場合に支障はないと存じます。なお、もうあ者その他のいろいろ身体障害者の場合もあるわけでございますが、こゝにいたつたものにつきましても、講習会の方によつて受講できるようなことを考へたいと考へます。

○田代富士男君　もう一つは、第九條の精神に乗つて、この広告業者のおかみさんが受けた場合のことは、いま答弁がないんですが、当然のこととんぼ工芸の将来重役にもしたいといううあ者に対する場合は、具体的にそれを考へていくと言ふけれども、そういううあ者に対する対策といふものは、現在はないわけなんです。現在あるんですか。今後検討していくとおっしゃるけれども、どういふふうな検討されるのか。私が言つてゐるのは、こゝに、たとえば広告業を営んでゐるおかみさんでも、その人が広告業の仕事をする人であるならば、これはプラスになりますけれども、主人が忙しいから行けないから、資格だけだつたらあつて、おれはいいからというわけに出された場合に、ただ資格を取ると。そうした場合には、この趣旨に沿わないと、そういうこともこの中では明確にされてない、この点に對してはどうなんだと。だから、この前からは、この第九條のこの条文そのものも問題ですけれども、内容にも多くの問題が残されてゐるという問題点の一つなんですけれども、この点はどうでございませうか。

○政府委員(吉田泰夫君)　まず、「講習会の課程を修了した者」といふことでございしますが、これもただ、たとえばその三日間の講習会に出席したといふだけではなくて、やはり出席してそれなりの知識を修得したといふことでございしますが、普通は簡単な審査等によりまして——もちろん、そうむずかしい試験をやるというわけではございませんが、そういうた審査によつてその課程修了といふことを認定することになると考へられます。先ほどの、非常に熟練者のたとへば奥さんが三日間講習に行けば、それでこの資格が与えられるといふことは、普通に出席されて、普通に聞いておられれば、その審査にも通るでしようから、そういう意味で御指摘のとおりでございしますが、たとへ、そのような簡易なものであつても、現在の制度はないといふことに比べれば、それなりの効果はあると私も考へて御提案していただいているわけでございます。講習会を修了したからもう十分だといふようなことには必ずしもなりませんが、まあ何にもないから一歩出発して、最低限の講習会を受けるというのを条例で定める道を開くといふ趣旨でございます。

○田代富士男君　初めて聞いたんですが、これは講習会が終りました時点で簡単な審査をするといふ

いうことですけれども、この条例の中にそれは含まれているんだと言われればそれまでですけれども、簡単な審査といいますが、どんな審査ですか。これはちょっとたいへんなことですよ、いまここで簡単な審査をとおしやいますけれども、これは趣旨説明のときにも、まあ私は、この法案がこれで三日目でございます、この屋外広告の法案。一貫して、第一回目のときには、そういう何か試験があるのかというようにも出たかと思えますが、そういうときには、そういうものはやらないというふうな話が出ていたような、これは私の聞き違いかわかりませんが、これは試験が、私がいま言ったように、広告業の奥さんが出席した場合に、それも通すのかということでも審査をします、そうした場合にその奥さんは十八時間受けても何にもならぬということになるわけなんです。そこあたりはどうなんですか。だから、どの程度の審査であるのか。そうしなければ、中には、こういう零細業者でどうあつてもおると、中には字の書けない人もおるでしょう。そういう人は筆記審査なのか、口頭審査なのか、そこあたりの具体的な、これは県の条例で定めるのかあるいはどこでだれがどう定めるのか、それは都道府県において自由とされるのか、その辺が一つも明確にされていない、この点はどうなんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) まあ審査と申し上げましたのは、出席日数が足りないとか、そういうことで判定するのが一番考えられるわけですが、普通に出席しておりまして、全く聞いておらぬというふうなことでも困るわけでございますので、そういう意味で、最小限度のことを聞いたということがわかる程度のことを考えておるわけでございます、非常に簡単な、まず普通に出席して、普通に聞いておられれば、当然課程を修了した者と認定できるような平易なものでなければならぬと考えております。

○田代富士男君 これね、局長ね、私が質問する

ときこういうこと、たまたま伺うんですけどね、これはちょっとおかしいですよ。おかしいと思われませんか。講習会に参加させて、より質の向上をはかってこの近代化をはかっているというわけなんです。それで、最初は講習会修了者のみに限るといふふうな解釈されていたのが、同等の資格ある人もよろしいということ、われわれはいま理解しているわけなんですけれども、それで、いま端的に私が両極端な例を、具体例を出したわけなんです。その両極端の具体的な例を出した場合に、われわれの納得できるような説明が得られないわけなんです。だから、いま言うように、広告業の奥さんが行って出席しているだけで、審査をするけれども、だれでも答弁できるくらいのもういう審査であるなら、やってもやらなくてもいいじゃないですか、そうなった。だれでもというくらいだったら、そこあたりです。どこできめるのか。都道府県の条例でそういう審査をするというものが一項目入るのか。審査となりますと、これは少なくとも労働省所管におきましては職業訓練等でありまして、カリキュラムを組んでおられます。少なくとも、それと同等の資格となりますと、それ相当の審査をしなければこれは意味ないと思うんですよ。審査をするというから、ちょっとおかしくなるのと違いますか、そこあたりどうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) まあ審査ということばを使いましたが、私も考えておりますのは、出席しなくてもほとんど聞いていないというふうなことでも意味がありませんので、大体聞いて、その日数を消化したもういふことを、何らかの判定を普通行なうのではないかと、そういうことで考えたわけでございます、もちろんこの認定のしかたにつきましましては、具体的には条例によってきめるわけでございます。

○田代富士男君 いま局長ですね、この審査によって何らかの判定を行なうという、何らかの判定の基準となるものは何ですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 講習会によっていろいろ

ろな法令あるいは表示の方法等一定の時間講習するわけでございます、それを普通に聞いておられれば当然まあおわかりになるはずだというようにごく簡単なことを聞いて、それも全部でなくとももちろんいいわけでございます、とにかく講習会を一通り聞いたということがわかるようなことが普通考えられるんじゃないか、こういう意味で申し上げたわけでございます。

○田代富士男君 これはね、私これは理解できませんよ。これはね、一般論での御説明では、これは理解できません。だから、当初からこの講習会については問題があるといった問題がまた再びここで浮き彫りされておりました。私これちょっと審査をする、講習会修了者に対して。たとえば私がいま具体的な例をあげましたいわき市のとんぼ工芸の青年は、技能大会で優勝した青年はどんな審査でも通るでしょう。しかし、広告業の主人が病氣のために日にちに参加できないから奥さんを出した場合に、奥さんが講習会に出席したけれども審査にひっかかった。審査ということばは、いまの段階ではどこにも出ていない。県の条例でそれは明確に出されるのか。出されるとするならば、建設者としてもそれだけの審査をするということになりまして、審査をする、何らかの判定と言いますけれども、審査の何らかの判定をするという基準というものを明確にしなければ、これは都道府県においてやさしいところときびしいところ、でこぼこができた場合にはこの責任はどうなりますか。少なくともこの線は初めて行なう。簡単に、大げさに言うならば、これは各美容師あるいはあいう理容師組合にも国家試験があります。一番最初お医者さんから始まりました。そういう国家試験ということまではいきませんけれども、こぼをかけるならばそれに準じたものになるわけですね。一番最初ですからやさしいでしょうけれども、この審査というものがいままでもわれわれの頭にはありませんでした。そういうものは、講習会に参加した人は自動的に今回は認められるという考えでできていたところが、審査をす

ると局長から聞いてびっくりしているわけなんです。審査の内容は何かという、何らかの判定を下す。何らかの判定となるならば、基準は何かといつてもそれが明確でなかったならば、ちょっと明確にこれは大臣していただきたいと思う。明確にしてもらわなかったら、これは質問を続けるわけにいきませんよ。その点どうでしょう。これは明確にしてもらわれない以上は、私は質問を続けるわけにいきませんよ、これ。

○委員長(沢田政治君) 速記とめて。

○委員長(沢田政治君) 速記つけて。

○政府委員(吉田泰夫君) 先ほど審査と申し上げましたが、講習会を修了、ただ課程を全課程出席すればいいというところで条件を定めてもいいわけでございますので、運用のちぐはぐの起らないように、この九条に基づいて条例におきましては、審査のたぐいのものは、いかに軽易なものでもやらないというところで、ただ課程に出席したということをもって修了者と認めるように指導したいというふうに思います。

○田代富士男君 そうしたら委員長、私は資料をもつて第九条の質問をしました。そのときの資料は、第一回目にもつた資料は、建設者としては、これは急いでつくった資料でありまして、ほんとうのものじゃありませんということだった。それで、本委員会の当初に私はその問題を委員長に預けておりましたから、委員長からこの問題についてのお話がありまして、解決して、今後そういうことのないように、私はこの講習会に対して、いまやってもあまり効果がないのと違うかというところから、具体的な問題を出しまして、うといつて、いわき市のとんぼ工芸の問題と、ある広告業者の奥さんとの問題を対比して出した。その時点で局長は、それは、そういう広告業界の奥さんに対しては審査をすることというふうなことを言われた。いまは、その問題に対して審査をしませんと言ったら、これは首尾一貫してませんよ、これ。これが十分もたつていませんよ。審査

をします、どういふ考査をするのかというの、何らかの判定をいたします。その基準はいつた、ない。それで、いまは考査を取りやめます。こゝういふやうなあやふやな第九条であるのかどうか、大臣いかがでしょうか。こんなあやふやな第九条だつたら問題だと思ふのです。私、大臣も前回も聞いていただいた。何も私が建設省をいじめているわけじゃありません。国民の代表として言つておりますが、いまの答弁は考査すると言つた、十分もたないうちに考査はしません。何ほ変身の時代だといふ考査はしませんが、こんなみごとな変身は私はないと思ふのですが、これはどうなんでしょうか。

○田代富士男君 局長は、講習会をやつて、ただ出ればよろしい、居眠りしていてもよろしいわななという気持ちになられては困るからというやうなことで、ちよつとはすみで飛び出したことばだと私は思ひます。ぜひひとつその辺は御理解いただきたいと思います。

○田代富士男君 まあしかし、大臣がはずみとおつしやれば、私はこのことでまた建設省に對してどういふやうなあれはありませぬけれども、いまの話は聞いていて、少なくとも私は個人としてばかにされてゐるのじやないかというやうな感じを受けるのです、正直に申しまして、いやしくも、

これが初めての第九條の審議じやないのです。第九條の審議は問題点があるからというわけで、私なりに慎重にこれを取り上げてゐるわけなんです。それで私はあるいろいろ質問をした中で、こゝういふことならば本末転倒じやないかということ、私を出しまして、それに対して考査をしますと、これも一回じやなく私は二回、三回念を押して、それに対してやりませんと、大臣もさういふ考査をやらぬつもりでいた。こゝうなりますと、私の質疑に對してまあ適當にというこゝうになりますと、私としても、簡単にさういふはすみでと言いますけれども、これははずみというの、何かの場合に突如として出た場合にはすみです。しかし、これは第九條の「講習会」というのは前回の委員会で委員がストップをした問題です。それに対して、まはすみが出るというこゝうは考えられないです。はすみよりも私は真実が出たと思ふのですが、どうですか、大臣。

○田代富士男君 はずみということばが適切であつたかどうかはわかりませんが、先生の論法が急なために戸惑つたというやうなところがあるんじゃないかと思ひますが、真意は考査をすべきでない、これは局長が言うことではなくて大臣が言つてゐることですから、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○田代富士男君 じゃ、さういふことのないやうに、私は、これはもう一度明確にしておきますけれども、講習会に参加した人であるならば、いずれにしてもこれは資格を与えるというこゝうを確約できます。考査等はしないというこゝうを明確にしたいです。

○田代富士男君 考査等はやりません。免許を与えます。

○田代富士男君 じゃ、この問題はこゝうにいたしまして、大臣がおつしやつたとおりを私も信用いたします。

それで、労働省所管のいろいろな職業訓練等があります。さういふ國家資格についての扱い方につきまして、労働省との間に具体的な協議がされ

たと思ひます。前回は、この法案を出すについて、あまり協議がされてなかつたと思ひますが、その後、協議も進んでゐると思ひますが、その内容の報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 労働省との間におきましては、職業訓練法に基づく職業訓練指導員免許所持者、それから技能検定合格者、それから職業訓練修了者であつて、広告美術仕上げにかかる者につきましては、この屋外広告物法に基づく講習会の課程を全部免除する、それからいま申し上げたもの、この該當するもので帆布製品製造取りつけという課程にかかる者につきましては、その関係の講習会の課程を一部免除する、こゝういふことを打ち合わせております。一方、労働省といたしましては、この屋外広告物法の一易改正法案の施行前に、いま申し上げたやうな者が講習会修了者と同等の知識を有することとなるやうに、多少不足する科目についての追加をする、こゝういふことにいたしております。

○田代富士男君 労働省との関係についてはいまお話を聞きましたが、私が前委員会から、これは労働省との関係をおもなポイントとして質疑をやつてまいりました。これは労働省だけじやないと思ふんです。文部省等におきましては、それぞれこゝういふ工芸関係の学校等におきまして、たとえば広告美術科等のカリキュラム等をやつてゐる学校等がありますけれども、さういふその他の省に對しましては条例案要綱についてはどのやうな打ち合わせをされたのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉田泰夫君) 条例案要綱におきましては、同等と認められる者を免除するとか適用除外するとかいふことを考へておまして、その認め方につきましては、知事の定める規則によるとか、さういふやうなことでさらに詳細をそれぞれ規定したことを予定しております。ために、一々の資格につきましてどういふやうに扱ふといふやうなことを標準条例案には書いてございませうが、いま申しましたやうな程度の内容の講習会

ということになっております。

○田代富士男君 もう時間がありませんが、あとお聞きしたいことは、この講習会の内容の資格の問題についていろいろお聞きしたいと思つたんですが、時間がありません。最後に私は、最初から一貫して申し上げてきたことは、この屋外広告の業者の皆さんは零細業者が非常に多い、いまさっき申しましたとおり、法人化されているのが、全体の三四・二％という状態、個人でやっている人が六五・八％と、こういう比率が高いわけなんです。また、この屋外広告業者はあまりないし、熱練者でなくてはつくれる広告物もあれば、熱練者でなくてはつくれる広告物もありません。種々雑多です。大きい、小さい、さまざまなありますが、これはすべて大量生産できない手づくり的なそういう業界で、零細企業の人々がほとんどでありますから、今後こういうような業者を建設省のほうで掌握をしていきたいとおっしゃると同時に、こういういろいろな規制というものが打ち出されていきますと、一たんは業者を苦しめる場合もあり得るかわからないけれども、また、業者を育成していく、近代化させていく一面にもなると思うんですが、そういう面で、大事なことは保護、育成という面で、こういう全面的に零細業者に対する保護政策を私はとてももらいたいと思うんです。そうしなければ、これは根本的な解決にならないと思うんですが、大臣、その点いかがでございますか。

○國務大臣(金丸信) 最近、環境というものに對して国民の関心が非常に高くなってまいりましたし、また一面、そういう面で非常に環境の、ことに東京の風致というような問題を考へてみますと、広告法という法律も御協力を得て改正しなければならぬわけでありまして、しかし広告業者は、御指摘のとおり、非常に弱小業者が多いということでありまして、建設省自体にいたしましても、保護、育成ということについては十分改正の暇にいたしてまいりたい、このように考へております。

○高山恒雄君 基本的なことをちょっとお尋ねしたいんですが、違反の張り紙、立て看板の除却の措置の簡素化、こういうことを第一の目的としておられるんですが、その中で、条例に明らかに違反した表示に対しては、これは相当期間を放置されていること等が明らかで張り紙は、あるいはまた立て看板は知事の命によってこれを除却する、こういうことになっておるわけですが、したがって、これは相当の期間ということはいろいろ判断があらうかと思うんです。一体「相当の期間」といういま政府が考へておられる、放置されておるその期間というものをどの程度に見ておられるのか、この点まずひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(吉田泰夫君) 相当の期間を經過したという場合に「相当の期間」といたしましては、各都道府県における張り札と立て看板の許可期限というものが通常一カ月程度であることなどを考へまして、長ければ一カ月程度、しかしながら広告物の表示内容等から見まして、すでにその表示内容の期限を經過しているというものにつきましては、一カ月たたないものであつても相当期間經過しているということが言えるのではないかと考へております。

○高山恒雄君 その場合、少なくとも手続をとつて張り紙をした場合は、いつまでたつてもこれはもう取り除くことはないんだと、こういうふうに考へてもいいのかわかりかねます。違反者だけの、あるいは十日なりあるいは一カ月なりして違反と認めた場合はそれを取り除く、これはわかりました。ところが、手続をとつて、いつまでも長い期間放置されている場合もありますね。そういう場合はどういふふうなお考えなのか、手続とつた場合のことです。この点はどうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 許可を受ける等の手続をとりましたものにつきましては、これもその広告物の内容なり、ものによりまして違ひはあると思ひますが、許可期間というものが通常きめられます。その許可期間が過ぎれば、さらに更新許可するというものもありますし、もうそれで許可しない

ということもあるわけでございます。もし許可の更新がなされないということになりますと、そこで許可がない状態になりますから、そこから違反の状態が始まるということで、同様に扱われるものと思ひます。

○高山恒雄君 そうしますと、延長もできるわけですから、かりに一年間なら一年間の認可をもらうという場合に、それはけしからぬと規制するところがあるんですか、ないんですか。これは非常にこまかい問題ですけれども、往々にして地方にはあるんですよ。一年間ひとつ広告をしたい、張り紙をしたいんだと、こういう場合はどんな長期でもこれを認めるといふ方針なのか。その基準はどこにもないと思うんです。こういう点はどうなっておるのか。一年でも二年でも張り紙をして、法的手続きさえとれば、それを認可したもののは一年でも二年でも放置できるということになるのか。それとも期限にはある程度の限定があるのかというは、法律上はないんじゃないかと思うんです、私は。その点はどうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 標準条例案ではその第九條に、知事は許可をする場合に許可の期間を定めることができるというふうなことにあります。「前項の許可の期間は、一年をこえることができない。」というふうな規定はしております。期限が過ぎた場合の更新の規定はもちろんです。期限が過ぎた場合の更新の規定は、私どもとしては一応最長一年というふうに考へて、私どもとしては一応最長一年というふうに考へた期間というものを示して許可する。それから先ほど申しました張り札、立て看板のような軽易なものにつきましては、これは標準条例には書いてございませぬが、各県の条例では通常一カ月程度の期間を定めておるものが多いのでございします。

○高山恒雄君 私もその法律を見て質問しておるんですよ。むしろ、再延長できるということもわかつておるわけですし、したがって、私が申し上げておるのは、そのことを聞いておるんじゃないかと、一年でも二年でも手続さえとればできるんですかというのを聞くんです。手続で許可しない

場合もあるのかどうか。場合によっては許可しない、こう言うかも知れませぬわね。地方条例でまちまちだと思うんです、この点は。したがって、何かの条例で基準があるのかといったら基準もないんですよ。いままでね。あるいは六カ月以内なら六カ月以内の期限を切るべきだとか、何かその基準があればいいですけれども、いまあなたのお話では、大体一年以内ということぐらいを条例に考へてはどうかと思つておると、こう言われるから、そういうふうな考へておるのかどうかです。その点をはつきりして言つて下さい。

○政府委員(吉田泰夫君) 許可を行ないます場合に原則として期間を切る、その期間というのは最長一年ぐらひにしたらどうかというふうなことを標準条例案では示しているわけでございますが、それを受けまして各県いろいろな規定をつくつております。東京都では、ものによりまして二年以内、一年以内、一カ月以内、三段階のものをつくつておりますが、この期間が過ぎた場合に、もちろん更新の規定は各条例とも置いてあるわけでございます。そして、その更新の手続を経ればさらに許可期間が延びるわけでございます。ただ、更新の許可をするかしないかというふうなことは個々具体的な判断になりますので、条例でもそこまでは書いておりませぬけれども、これは個々のその広告板の、広告の表示のしかたにつきまして具体的に判断していくということでありまして、広告物自体が相当長期保存に耐えるような美観風致、あるいは危険という点もないようなものであれば更新されることが多いし、まあポスターとか張り札のようなものであれば自然取りついても悪くなりまして、そういう意味であります更新しないということはあるかも知れませぬ。

○高山恒雄君 わかつたやうでわからぬのだがね、もつとはつきりしておいてもらいたいです。がね。つまり張り紙についてとまあ仮定しますが、認可を受ける場合に半年の認可を受けたと、こういう場合には再度申請すれば一年認められると、こういうことはあり得るわけですね。それから、

最初から一年やりたいという張り紙もないとも限らぬと思うんです。それをまた一年延期するといふ場合もあり得ると思うんです。したがって、今後の条例の中で大体一年を基準にして、一年半も二年もということは考えておりません、こういうふうな割り切つてもいいですか。答弁をはつきりしてください、その点。

○政府委員(吉田泰夫君) 再度申し上げますが、標準条例で私も各県にモデルを示しておるのは、最長一年ということでございますので、おっしゃる通りに、一応一年以上の期間のものは望ましくないということにいたしております。

○高山恒雄君 それから、私物の場合ですね、私物の場合、土地が自分の所有地である場合、家屋が自分の所有のものである場合、そういう場合は許可を受けるのか受けないのか。たとえば、一つ掲示板をつくると、そうして掲示板そのものにはこれはあるいは広告板としての手続が必要かもしれない。それに張るものはかってに何を張つてもいいと、こういう解釈が成り立つんですが、その点の規制はないと思いますが、それはどうお考えになっておられるのか。

○政府委員(吉田泰夫君) 自己の管理する土地あるいは建物に表示するものでありまして、屋外において公衆に向けて表示するものは一応はその対象になるわけでございます。しかしながら、標準条例案においても示しておりますように、まず自己の住所とか事業所等に自己の店の名前あるいは商標、そういった内容のものを表示する、いわゆる看板、こういったものは適用除外にするとか、あるいは自己の管理する土地とか建物、これに管理上の必要に基づいて表示する広告物、こういったものも適用除外にする、ただし、どんな大きさのものでもいいということ、これまたいかに自己のための看板などでありまして不都合な場合もありまして、規制等にゆだねてその規格などがある程度制約する、その規格内のものならば適用は除外する、こういうようなことを指導しているわけでございます。

○高山恒雄君 私はその点でなぜしつこく聞くかと申しますと、労働組合が長期ストライキをやります。そうすると、首切り反対というやうなビラをずつと張ります。会社のへいやなんかはたくさん張つていきます。そういう場合、これはもう必ず経営者から苦情が出ると思うのです。そういう場合は、かりに一月以内であつたらもう全部これははぎ取つてしまふということなわけです。そういう権限を与えるのですか。労働組合は長期争議をやつておる、なかなか頑迷で言うこと聞かないと、したがって、半年もあるいは一年もかかっておる争議があります。その場合、工場のへいなんかはだつと張り紙をしたりなんかして、首切り反対あるいは退職金よこせとかいうやうな張り紙をうんとやります。そういう場合に経営者から苦情が出ると、県知事の命令によつて直ちに取つちまうのですか。その点はどうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 公職選挙法などでははつきりと管理者等の同意を要すると書いてありますが……

○高山恒雄君 選挙法のことじゃないですよ、私は争議のことを聞いておるんです。

○政府委員(吉田泰夫君) 屋外広告物法に基づきます標準条例案で、許可の基準というものを知事が規則で定めるやうなことをうたつております。そういうところで多くの場合、他人のものに立てる場合にその管理者の同意を要するという扱いにいたしているわけでございます。

○高山恒雄君 その場合、これはもう今度は自治体と組合とのまた争ひにならうと思うのですよ、実際問題としてね。そういう紛争の中に立ち入つて、苦情が出た場合はそれを除去するといふやうなことをした場合、これはよほどの検討を要する問題ではないかと私は考えるのですが、そういう問題の場合は別途取り扱ひの方法を、基準的なものを考えるべきではないか。大臣、この点どうお考えになりますか。紛争の最中に苦情が経営者から出た、したがって、直ちに県知事の命令によつてそれを除去してしまふ、新たな、ここに一

つの紛争が起こるわけですね。そういう場合は別途私は考える必要があるのじゃないか、いたずらな紛争を起こす必要はないのではないか、経営者と労働者との争ひであつて、ビラの取りはずしその他によつて紛争をさらに複雑化するというやうなことはできるだけ——労使問題に介入しない方法でこの解決をつけさせるというのが賢明ではないか、私はこう思うのですが、大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(金丸信君) まあ労使問題は労使で話し合つて円満に解決することが一番理想的だと私も思います。そういうことで、できるだけそういうものに対しては、まあ二年も三年もかかるというものはなかろうと思うわけでございます。できるだけ特別扱いをするやうなことを考えざるを得ないというやうなことに——みだりにこちら側から行つてはいけませんというやうなことになるたらとんだ問題が起きます。労使でその問題の解決をすべきだと私は思います。第三者が入るべきじゃないのではないかと感じがいたしております。

○高山恒雄君 局長、いま大臣の見解で、局長はどうお考えになりますか。

それと同時に、これに関連してひとつお聞きしておきたいのですが、鉄道等は知事の指定する区域は禁止するということをやつています。これは条例は大体そうなつています。したがつて、これはまあたくさんあるわけですが、今日でも、これはまあたくさんあるわけですが、今日でも、われわれ汽車から見ても、至るところにもうありますわね。で、これもまたたつたな紛争を起さないと、ために、あのままにして国鉄もやつておられるのだと思いますが、しかし、この指定する区域というものは、いまではよくとしております。よくとしておりますが、こういう条例を付与する法律をつくるということになりまして、少なくともやっぱこれは再考されるというやうな危険はないのかというのを私は心配しておるわけです。いまの鉄道のいろいろな看板を見て、そういうものの一つ、いま大臣がおっしゃつたやうな見解の中で、

やつぱり区域やその他についてもある程度の政府一案、基準が必要じゃないか、国鉄等においては、皆さん御承知のように、全国に国鉄はあります。それを、各自自治体の考え方は、思い通りに区域の指定をしてみたり、それを禁止してみたりするといふことは、いたずらにこれは紛争を激化させる大きな原因にならうと思ふんですが、そういう点ひとつ局長はどうお考えになるか。大臣は、介入すべきでないとおっしゃつておりますが、大臣のことは私は信じておりますけれども、鉄道区域等によつて今後縮小される危険性があるんじゃないかという感じすら私は持ちます。その点、どうお考えですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 先ほど大臣が答弁されましたとおり、私も、その労使問題の問題のやうなものに、たとえこの法律に基づく条例、法律の規定によつて知事に許可権限ができまして、いたずらにその権限を行使するといふことは避けるべきだと考えております。なお、鉄道の区域についても、別段、この法律の改正が通りました、従来と変わることはないわけでございまして、特に鉄道の駅構内などは屋外ではないとしまして、この法律の対象外となつておるわけでござい

ます。

○高山恒雄君 この鉄道の、地方自治体——私もここまで勉強してないんですが、知事の指定するといふのは鉄道のいわゆる管内ですか、管内をさしておるんですか。それ以外の路線、地域でしよう、それ以外の地域まで区域として認めておるんです。現在、それはそれであるならば、私は、それを場合によつては縮小するのじゃないかといふやうな感じを持つわけですが、管内だけで、これはもうそれ以外のことは考えていないなら、それでけっこうです。その点、ひとつはつきりしておいてください。

○政府委員(吉田泰夫君) 従来からこの鉄道とか道路の区域、あるいは、それから展望できる区域といふやうなことで、特に展望できる区域については二百メートルぐらゐとか五百メートルぐらゐ

とかいうことが実際条等で規定されているわけ
でございまして、鉄道の区域につきましては、そ
の範囲は明らかでございまして、それもいわゆる
屋外に限るということでございまして、

○高山恒雄君 それじゃ、従来と変わりはないと、
こういうふう感じていいわけですね。

そこで、もう一つお尋ねしますが、国立公園が
ございまして、で、これも一つの基準に沿って知事
の認可がなければ広告を出すわけにもいきません
が、かりに知事が認可をして、国立公園等の看板
等で、往々にして、先ほどの二宮先生の御質問じ
やないけれども、三分の一が風で飛んじやって、あ
とに見苦しい姿がそのまま残っておるといふよう
なところがないかもしらぬと、これは、そう
いふ場合の国立公園のそういう広告があるいは立
看板等においても、地方は、この法律に基づいて
地方条例で取り除いてしまふのかどうか、そうい
う権限を持つのかどうか、この点をはっきりして
おいてもらいたい。

それからもう一つ。さらに講習を受けるという
人は、三メートルとか四メートルとか、寸法にお
いてもこれはある程度の規制を受けると思いま
す。あるいはまた、資材においてもある程度の基
準をおきめになるだろうと思いますが、そういう
場合に、国立公園にもそういう広告を出す場合は
その基準に従ってやらなければいかぬということ
になるのかどうか、国立公園の場合は別だと思考
えになつておるのか、その点をお聞きしたいん
です。

○政府委員(吉田泰夫君) 自然公園法の規定で国
立公園の区域内についての広告物の関係の規定も
ございまして、屋外広告物法及びこれに基づく条
例は広告物というもののだけに着目して、美観風致
の維持あるいは公衆に対する危害の防止というこ
とを目的としたものでありますので、自然公園法
の国立公園の区域内に入り得ないというわけでは
ないと思ひます。したがって、広告物条例の
対象になっている限り、取り除く権限も知事は行
使できるというものであります。まあ実際には、

屋外広告物法は必ずしも都市と限らないのでござ
いまして、主として都市公園とか、そういうた意
味の公園などを頭に置いていることが多くござい
ますので、自然公園法の区域にまであえて重複し
て対象区域を広げているとは限りませんが、そう
いふものもあり得るということでございまして、

○高山恒雄君 したがって、都市公園も国立公園
も同等の取り扱いをしていくんだと、こういうこ
とですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 私どもとしては、都市
公園などは特に屋外広告物条例の対象にして、美
観の維持等に積極的に取り組んでもらいたいと思
いますが、自然公園の区域にまであえて積極的に
取り組めという気はありません。ただ、その対象
にしていけないかと言われれば、いけないという
わけでもないということでございまして、

○高山恒雄君 環境庁、見えてますか。——やっ
てもいい、やらぬでもないというふうな答弁をい
ましてみえるんですが、こういう法律をつくる場
合、国立公園で承認を求めて、ある程度の広告
もあると私は見ておるのです。したがって、この
問題の法案を作成する場合、国立公園も統一をす
べきだと私は思ふんです。環境庁としては、こ
の問題について相談を受けて、皆さんの意見もあ
る程度挿入されたもので、これこそ風致美観、
環境というものは、これはもう重大な問題だと思
うのです。そういう面から考えてみて私は重要視
すべきじゃないかと考えますから御質問申し上げ
るんですが、御相談を受けて、環境庁としての意
見をお吐きになったのか、これをどういうように
適用しようとお考えになつておるのか、この
点ちょっとお聞きしたいんです。

○説明員(新谷謙郎君) 私どももいたしまして
は、もちろん、この法案が出る前に内容について
は承認をいたしております。ただ、いま御指摘の
ような点につきましては事務的にこまかい打ち合
わせをしたというところはございません。ただ、そ
のときに、私も承認しておりますという話
し合ひまでいたしませんでしたのは、自然公園法

に基づきます国立・国定公園内の広告物の規制
は、これは環境庁長官の権限に基づきまして、も
ちろん実際には都道府県知事に機関委任されてお
りますけれども、いわば国立公園、国定公園の管
理的な行為といたしまして、やはりそういう公園
であれば全国一律に風景景観保護の観点から規制
を行なうという趣旨のものでございまして、で、こ
の屋外広告物規制法は、美観風致の維持のほかに
公衆に対する危険防止等の観点も加えまして、あ
くまで都道府県の事務といたしまして地域の事情
に応じて必要な広告物の規制をする、そういう趣
旨の制度であると理解いたしておりましたので、
私もといたしましては、観点が違ふので、それ
ぞれの規制があつていいのではないかと、いふ
に考えておるわけでございまして、

○高山恒雄君 大臣ね、いまのお聞きのとおりで
すがね。私はこの種の法律を改正しようという場
合、先ほど大臣みずからもおっしゃつたように、
環境面から見ても、あるいは美観風致ということ
を考へてみても、やっぱり日本全体の問題として
考へる必要があるんじゃないか。いま局長のお話
では、これを適用してもいいというふうな答弁で
す。したがって、これも統一のものにならないと
思ふんです。で、環境庁といへども都道府県知
事にある程度の一任はされておるわけですよ。し
たがって、認可をする場合もあり得ると思ふん
で、で、いまこそこういう重要な問題は、先ほ
ども出ておりましたが、やっぱり私は各省との完
全なる連絡のもとにやる必要があるんじゃない
か。そうして日本全体の美観というものを基本に
して、そうしてこの種の法律をやつぱり提案する
というところにすべきだと思ふんです。どうも政府
はこういう点が抜けておるわけですね。それで、
いろいろこういう表面ばかりを見ますと、立て看
板の違反をしておる場合、あるいは張り札の違反
をしておる場合の取り除くことの簡素化が第一だ
というところになつておるわけですね。取り除くこ
ととじゃなくて、取り除くことも美観にもなりま
しょう。けれども、これからつくろうとするもの

に対する監督というものは日本では必要じゃない
かと私は思ふんです。大臣、こういう点が各省ば
らばらの姿における行政処置だと私は非難したい
んです。大臣、この点どうお考えになりますか、
それをお聞きしておきたいんです。

○国務大臣(金丸信君) 環境というものが大きな
この法案の中心になつておるわけではございま
して、そういう意味でいろいろ御指摘の点も十分わ
かるわけではございまして、その中で、広告物の一
番いわゆる美観をこわしておるのは都市であると
いうところにこの法案の重点が置いてある。先生
のおっしゃられる国立公園のその問題についても
配慮すべきであるというところは当然だと思いま
す。都会はやっぱりいいというところと、重要な
と、言われてみればそう思ひますが、重点が都会
を中心にして、人の集まつておるところを中心に考
へてある法案であるということと御理解をいただ
ければと、こう思ひますが。

○高山恒雄君 国民はいろいろな宣伝がしたいん
ですよ。今日ほど情報化時代といわれておるにか
かわらず、まだ、この張り紙等の、張り札等の宣
伝がしたいわけですね。ところが、私、例を申し
上げますが、たとえば、都道府県・自治体が関係
しておる福祉センターとか都市公園の入り口だ
とか、一定の寸法の、公園の面積に応じた掲示板を
置くなら置くと、そして一カ月以上広告が経過
した場合はその上に張ることもできるし取り除く
こともできると、そういう美観的なことを政府み
ずからがやるべきだと私は思ふ。そういう設備が
日本にはないわけですね。世界一という宣伝を日本
はしておるんです。日本全体から見ても宮崎県ぐ
らいが一番こういうのが少ないでしょう。どこ
に行つても、汽車から見てもあらゆるところに宣
伝をしておるんですよ。それはもう美観をそこな
つておるんですよ。諸外国では見られないところの
いろいろな張り札、立て看板等が出ておるわけ
ですね。せっかくこういうものをつくるならば、屋外告
物の法案を考へるならば、そういう点に重点を置
いてやるべきじゃないかということを私は主張し

これは問題だと思ひますし、こういうことがまぢまちでないようなことにしなければならぬと、でき得べくんばただであつてしかるべきだと、こういうお話でございしますが、私は自治体にまかしておるこの関係を、ただにしろということを示唆することがよろしいか、これは行政的な指導でいろいろやらなくちゃならぬと思ひますが、いろいろ各県、各事情もあらうと思ひますし、また各県、各自治体の事情も私承知いたしておりませんので、十分ひとつ調べて研究させていただきますと思ひます。

○高山恒雄君 この法案で選挙を目的として張られるものに対しては、この前も質問が出ましたけれども、その考え方というものは選挙期間中という御答弁をしておられました。これはもう選挙期間中は選挙においてちゃんと規定があるし、選挙法に基づいてやるのですから、私はそのことは質問はしたくないのです。これは選挙法に基づいてやる、選挙がやることですから。しかし、選挙は各前の売れた人もあります。全然新しく出る、各前の通つてない方もあります。ところが、そういう人はできるだけ均衡をとらずやばり方法が必要だと思ひます。そこに事前活動ということが起こってくる。事前活動を目的として、たとえば県単位にそういう張り紙をしたい、こういう場合でもやばり二円取られるのです。もし、届け出をしてなかつたら、それを張った場合は、選挙ともなれば、御承知のように各党から全部苦情が出てきます。そうすると、これはあわてて翌日取つてしまいます。こういうことも私は失礼だと思ひます。私は、実際にその目にあつてよくわかつています。翌日取つてしまいます。こういう問題を明らかに私にしておかなくちゃいかぬと考えますのでお聞きしたいのですが、選挙目的の場合に、選挙期間以外にその人が届け出をした場合は、これはやばり三十日なりあるいは半年なら半年の張り紙は自由に、普通の一般の広告と同じように取り扱うのかどうか明らかにしておいてもらいたい。選挙期間中以外でもそう

いうことの認識に立つていいのかどうかはつきりしてもらいたい。

○政府委員(吉田泰夫君) 選挙期間外の屋外広告物の表示につきましては、その内容を審査いたしませんので、一般の広告物と同様に扱われ、許可を要する場合は許可を要するという事になります。

○高山恒雄君 選挙期間以外でも、一般の張り紙、立て看板等の手続があるならば、その期間中はよろしいと、こういう解釈でいいですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 選挙期間内はそのとおりでございますが、選挙期間外につきましても……。

○高山恒雄君 外です。

○政府委員(吉田泰夫君) 選挙期間外につきましても普通の広告物と同様に扱われる、条例上は、こういうことでございます。

○高山恒雄君 この間の答弁と違ひますことは、この間の田中委員のときに私が関連質問をしていただきましたときには、選挙期間中という御答弁をされたわけですが、きょうは選挙期間中以外の場合に一般の広告物と同じような取り扱いをして、手続をとつていただくならばそれでよろしいと、こういうふうに変つてきたわけですが、再確認をしますが、それでいいわけですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 答へが変わつたとは思ひませんが、選挙期間外の広告物は、その内容を区別することなく、一般の広告物の条例が適用になるということでございます。

○高山恒雄君 それから、これは大臣にお聞きしたいのですが、事前活動であっても、——これは非常にむづかしいけれども、大臣一人じゃほんとうにお答えにないけれども、いけませんけれども、事前活動であっても、いゆる手続の認可を受けると、これこそ私は手数料を取るべきではないという見解に立つのですが、この点はどうかお考えになりますか。選挙を目的とする事前運動の一つの宣伝広告のためにやる場合です、そんなときには公の問題として手数料としては取らない。こ

れは枚数が多いんですよ、大臣。これはどこの県でもそうでございますよ、これ全部取つておるなら、こんな収入じゃないですよ。たとえば、一つの地区の信任で立候補しようという、これから六カ月前にはいよいよ選挙だ、そういう場合の事前運動をやる場合、二万枚、三万枚というものを手数料として取られる場合は、二円にしますと相当な金額にのぼるわけですよ。ところが、それを取つていないところもある。もう、かつてに張らせている。これこそ私は、事前運動であっても当然手数料は、これは無料にすべきだ。目的がはっきりしている限りにおいては、これは無料にすべきだと、こう考えますが、大臣この点どうお考えになりますか。

○国務大臣(金丸信君) 先生と同じく私も選挙する身でございますから、この法案をつくるにつきましても、そういう面については細心の注意を払つてもらいたいということでは指示をいたしたわけでございます。いま先生の、はっきりした目的がある政治活動だということであるならば無料にすべきだ、こういう問題につきましては、ひとつ研究させてください、十分に検討してみたいと思ひます。

○高山恒雄君 十分検討していただきたいと思ひますが、日本の場合は、いま選挙法の改正もやろうというので、出そうか出さないかというやさきでもありまして、私は広く人材を求めの意味から、そういう公のものを目的とするものについては、金を取るべきではない、手数料なんか。認可を与えたら、認可承認の判をもつて手続をとつた人に押させる、枚数だけの届け出をさせるとか、こういうふうな簡素化された処置をとることが賢明だと思ひますが、大臣から研究させていだきたいということでありまして、ぜひこの点だけは公の一つの問題として私は検討してもらいたい、こういうふうな考えです。

時間が参りましたので、私はただいまの希望意見を申し上げて質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(沢田政治君) 審議を継続いたしますが、その前に委員の異動について御報告いたします。

ただいま、上田君及び中村君が委員を辞任され、その補欠として船田君及び初村君がそれぞれ委員に選任されました。

○春日正一君 広告物条例についてお聞きする一つの前提として——日本国憲法の第二十一条、これには「集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と、無条件で書いているんですね。そこで、これは憲法学者その他の間でも、主権在民という憲法の体制、それに基づく議會制民主主義、國民の権利、そういうものを守つていく上で、この表現の自由というものは、憲法のほかにも定められておるいろいろな財産の自由その他もあるけれども、とりわけ民主主義の体制を守る上で重要な権利なんだということが定説になっております。そこで、大臣は、この主権在民の憲法と表現の自由という問題についてどういうふうにお考えになっておるか、その点から聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(金丸信君) 表現の自由というものは民主主義のまず一番の根幹であらうと思ひます。しかし、無秩序な無制約な表現の自由であってもならないと、そこに一つの秩序あるものが必要で、そういうふうな考えでおります。

○春日正一君 この議論はいい進めですが、本論に入ります。

そこで、憲法の第二十一条では表現の自由を、先ほど言ったように無制限に保障するとはっきり書いてある。ところが、屋外広告物法は、美観風致を維持し、危害を防止するためと第一の目的にはっきりと書いてあります。そういう目的で広告物に対する禁止、制限ができると、こういうことになっておるわけですね。そうしますと、広告物というのは、いままでの議論ですでは

きりしているように、外に出して人の目に見えるものは全部広告物という扱いになっているわけですね。そうすれば当然それは、国民の、自分の考えを他に知らせる、あるいは訴える、そういう権利とか、あるいは国民のほかの側から言えば、いろいろな情報を多面的に受け取って、国の政治なり自分の進路なりに対して正しい判断を形成していくというような必要な条件、そういうものがやはりその広告物というものの中には含まれてきておるわけですね。そうすると、当然、大臣が言われたように、無秩序なことじゃ困るからという、そういうものがかりにあるとしても、この表現の自由というものを無制限に——美観あるいは安全というように、これを憲法の上において無制限に制限するということではできない道理だと思えますよ。そうすると、一体、政府としては、この限界、広告物条例における制限の限界、その憲法との兼ね合いについて一体どういうふうに理解して考えておいでなのか、その点を聞かしていただきたい。

○政府委員(吉田泰夫君) 憲法の保障します表現の自由はきわめて重大な自由でありますので、これを美観風致の維持あるいは危険防止という観点から規制する場合にも当然限界があると考えます。私も、その限界のまず基本は、現在の屋外広告物法にもありますとおり、少なくともその広告物の表示の内容に開知しないこと、何といたしましても表示の内容というものが表現の自由の最も中核をなすものでありますから、その内容に開知しないということが適当ではないかと、こう考えております。

その他、今度は表示の手段とか方法ということになります。これにつきましては、現在の法律及びこれに基づく条例等によりまして、各県ですべて制定、実施されているところでございます。いろいろ規定のしかたに若干の差はありますが、いずれも表現の自由というものと憲法上抵触しない範囲内において合理的に定められていると考えております。

○春日正一君 確かに広告物法そのものを読んでみれば、「屋外広告物」とは「云々」というあれにして制限の内容についていろいろ具体的にきめております。しかし、実際にはそうならないわけですね。建設省自身が法律にないこと——たとえば法律には電柱に広告物を云々ということが書いてないわけですね、法律には、ところが、建設省が出したモデル条例、これのほうを見ますと、これには禁止の中に、「次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。」というようにして、(5)という項目で「電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの」というようなふうに、電柱に広告物を出すことを一面では全面的に禁止しておる。これはあとで、またそのすぐあとにこういう使い分けをしておる。そうしてまた次の——いま

のは第一項のところですね、二項で「電柱、街灯柱その他電柱の類(前項第五号に掲げるものを除く。)」には、はり紙、はり札又は立看板を表示してはならない。」というようにして、知事が許可したものは電柱にはやっていいけれども、いわゆる営業用の巻き看板とか張り出し看板みたいなものは許可するけれども、しかし、一般の民衆が、たとえば首切り反対とかなんとかいうようなポスターを張ったり、そのようなことをしてはならぬというように、建設省指導しておるわけですね、この条例で、建設省がそれを指導しているわけですね。ところが、国民の権利という立場から見ても、たとえば不当に権利が圧迫されて、そのために、生活を守るために労働争議をやるとか、あるいは公害反対の運動を起すとかいうようなことで、そのことを世間に訴えていくためのビラは張ってはならぬ、張らせないというようなことをなせ建設省指導するのか。明らかに国民の権利に対する攻撃を建設省が指導しておるということになるんじゃないですか。先ほど大臣の言った答弁とも違ってくる。これはどういうことなんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 標準条例案で電柱を禁止物件の例示にあげておりますのは、電柱が普通道路の両側にありまして、非常に目立ちやすい、そういうことは張り紙とかポスターなどの表示にきわめて便利であり、有効である反面、その管理に徹底を期したいと、それから一つ一つの電柱ではなくて、電柱はざらっと立っておりまして、全体として見た場合に非常に多数の張り紙等が無秩序に表示されるということが予想されるわけでございます。それ自体が町の美観風致を害するということもありませんし、それから、そういうものが変色したり、破損したりした場合に、一そうその美観を害するという事態にも至るといことが容易に想像されるわけでありまして、そういう意味で、美観風致の維持という観点から電柱を禁止物件とするということは適当であらうと考えております。

○春日正一君 いまの話ですね、電柱というものがたくさんあって目につきやすいから、べたべた張られたら困るんだと、美観風致に関係があるというように、これを言われる。そういうことを、一建設省のお役人なり、あるいは政府が判断して、これは美観風致に関係があるからといって国民の生き死にかかわるようなそういう訴える場所を奪ってしまうとか、あるいは政治的な非常に重要な問題について、国民に政治団体なりその他の団体が訴えようとする場所を奪ってしまう。その美観風致の判断を、建設省の大臣なりあるいは役人なり、そんなところだけでやってもいいものかどうか、一体、どうなんですか。それは、そういう権限があなたにあるというんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 標準条例を出す前から、各県で屋外広告物法に基づく条例をそれぞれ制定しております。県によりましては、電柱を禁止物件にしたり、一部、知事の指定するものを禁止物件にしたり、そういう扱いをしているところが多かったのではありません。この条例は、この法律に基づきまして各県の議会を経て制定されるわけでございますが、その場合、その県内における学識経験者等の意見も審議会等をつくりまして聞

いたりして、提案し成立させているわけでありまして、そのほか、こういったことにつきましては、幾つかの判例もございますので、私も憲法違反という問題はないと考えておる次第でございます。

○委員長(沢田政治君) ちょっと速記とめて。
〔速記中止〕
○委員長(沢田政治君) 速記つけて。
○春日正一君 いま各府県できめたというふうに出されていますが、建設省がこういふものを出して、そうしてどれだけの府県が、電柱に張り紙やそういうものをやってはならぬというように、これを具体的にきめていますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 禁止物件にしていると、特に張り紙、張り札、立て看板等について、禁止物件にしている県が大部分でございますが、何らかの意味で規制をほとんどの各県が行なっております。

○春日正一君 これは建設省のほうから出してもらった材料と思えますけど、これで見ると、二十五都道府県条例のうちで十七府県条例が電柱禁止という条件を持っているんですね。だから、こういうものが相当影響を与えて広いところへやっておる。そこで、電柱は最も目につく工作物で、色があせたり、破れたり、美観をそこなうというふうに言うんだけれども、まさにそうだから、電柱は昔から国民の掲示板だといわれたんですね。そして、小犬上げますとか、あるいは店員募集とか、アルバイト募集なんというふうな場合にも電柱に張って知らせるというようにやってきました。これは日本の国民にとっては、明治以来もうずっと電柱にそういうものを張って広く知らせるということは習慣になっておるわけですね、一つのところが、一方では美観とか安全というように、一方では突き出し看板とか巻き看板などというやうなものを許可していいことにしておる。これは一体どういうわけですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 御指摘の突き出し看板とか巻きつけ看板というものは、確かに広告物そのものとしては張り紙やポスターよりもいはば重たいといえるものですけれども、実際には、こういったものは逆に表示方法を制限したり、あるいは管理を事実上する場合に行き届くわけでありまして、その辺が、張り紙、ポスターなどが一斉に張られる場合と比較いたしますと、まあ美観風致に及ばず影響が少ないというようないふこともありまして、こういった突き出し看板等のたぐいにつきましては、その掲出する場所とか規格、数などは制約しておりますが、その範囲内で許可しているという実態でございます。

○春日正一君 私聞いていますのは、そういう県知事が許可して金かけたもんなら美観風致はそこなわないで、それで金をかけない政党なり労働組合その他民主的な団体なりの張りビラや張り札というものは美観をそこなうというふうな断定できるのか。質屋の看板だとか、ずいぶんあれですよ、許可されたものの中でも思わしくないようなものも出てますよ。なぜその区別をつけられるのか。金かけた商売用の広告ならいいと、政治的な訴えなら悪いと、きれいな方がいいというなら、きれいな方がいいで、この程度のきれいなものなら張ってよろしいというようにすればいいんで、それを一切全部ならぬということにして、その理由にはならぬでしょう、あなたのいふ言ったことは。

○政府委員(吉田泰夫君) まあ金をかけたものなら許可できるという、そういう意味ではないわけですが、事実上、現在許可制のもとに認められていて、突き出し看板、巻きつけ看板のたぐいのものは、その良好な管理——その物理的状态等から見まして良好な管理、あるいは広告物の表示方法の順守というようないふことが守られやすいということでありまして、もちろんこれを一掃すればなお美観風致の面から見望ましい場合が多いと思えますけれども、やはり電柱も所有者から見ると一つの財産権でもありますし、そういう意味で比較的に

美観風致を害することの少ない性格の広告物に限っては許可制のもとに認めるといふことも合理的であると考えております。

○春日正一君 これは私の言っていることにちっとも答えてないわけですね。今度は財産権だの何だのと妙なことで言い出している。美観風致と財産権と何の関係がある。そうでしょう。広告物法には財産権を保護する——書いてないですよ。目的に美観風致だけだ。その言いわけに財産権を持ち出して。そういうところ非常にこの法律の無理というか、矛盾したところがあるんです。実際にいって、最近の政党のポスターなり民主的ないろいろの団体やそのほかの団体のポスターとか掲示物では、へたな広告よりはよんどっぴやんなものがありますよ、きれいなものが。これはもう大臣も御存じだと思ふんですよ。だからそれを金かけてやったから美観上よりいいというようないふこと、これは一個人の営利を目的とするものです。一方は国の政治にかかわるものと、あるいは労働運動その他、国民の基本的権利にかかわるものという、非常に大事なものは、これは美観上よろしくないから取り払えと。私は一番先から、だから問題の組み合わせはここところなんだと、主権在民の憲法と広告とのからみ合い、このところで議論しようというところで問題を出しているわけですね。あなたのいまの答弁では、国の政治の中で、憲法できめておけるその議会制民主主義といいますが、主権在民の原則を守るのに一番必要なそういうものは全部排除して、そうして商売用の質屋の広告とか、そんなものならよろしいということになれば、明らかにこれは憲法の趣旨に反してくるんじゃないかと。だから、そこそこを、なぜそういう政治的なものなり一般のものを排除して、商売用のものだけ許すということにしなきゃならぬのか、それが憲法にどうして違反しないというのか、その説明をはっきりしなきゃならぬです。

○政府委員(吉田泰夫君) まあ、巻き看板のようなたぐいのは、その内容として確かに営業用のものが多いと思いますが、この標準条例案にお

きまして考えておりますのは、そういう内容が営業用であるとか営業用でないとかいうことでは毛頭ないわけではございまして、その看板の形態、種類、そういったもので考えているだけでありまして、まして、これをまあ美観として見るときに、張り紙とかポスターなどに比しまして美観風致を害する程度が少ないと考えられますので、こちらのほうについては例外的に許可制をもって認め得るものとし、張り紙、ポスター等につきましては禁止物件とすることができると考えた次第でございます。

○春日正一君 その問題、議論しておいてもしょうがないから先に進みますけれども、それではちっとも説得力を持ちませんよ。

そこで、もう一つ聞きますが、そういう一般の張りビラや張り札を立てる看板や、こういうものは禁止しておきながら、警察とか官公庁のものは、モデル条例では適用除外して張れるようにしておるのですね。モデル条例第六条(適用除外)を見ると、「次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第三条から前条までの規定は適用しない。」と、こうなっている。「法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件」、「国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件」、「公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件」と、こうなっているのですね。一体あなたは、そういう程度の張り出しとか、あるいは巻き看板みたいなものは、より美観をそこなわないという点で許可を得たら認めるというようにしているのだというふうな言った。そうして一般のビラというものは、短期間に集会の知らせをするとか、あるいは争議団の訴えをするとか、いろいろそういう短期間のものです。そういうものはきたないから許さないよ。きたないということと憲法上の表現の自由という問題はどっちが大事なのか。そういうことを、いまあなたは言われた。言った口の下からあとを見れば、警察のものと官公庁のものとか、

そういうものは幾らでも張っていいということになっている。これは一体どういふことなのか。警察が張っていいなら、主権である国民が張って悪い道理はないでしょう。

○政府委員(吉田泰夫君) 国とか地方公共団体が表示する広告物についてはモデル条例で、おっしゃる通り適用除外の例にあげております。美観風致の維持上も、国または地方公共団体であれば、それほどひどいことはしないだろうというふうな期待も片一方にはあり、片一方では、国または地方公共団体がやるからには、そういった公共目的もあろう、そういうことと調整しておいたほうがいいだろうというところでありまして、両々相ままして美観風致を害することがあまりないだろうというところに期待をかけて、社会通念上こういったものを適用外としたつもりでございます。

○春日正一君 あなたのほうは、そのほうが都合がいいだろう。確かに役人にとってみれば、国または地方公共団体の必要なものは電柱使っているとしておいたほうが都合がいいには違いない。しかし、そうすると結局、金出して張る商売用の広告をする人とか、それから国または地方公共団体と——選挙は別ですけれども、これを除いて、大多数の国民は自分の意思を世間に訴える手段を奪われてしまふ。あなたは自分の都合で、こうしたほうがいいだろうと思つたと言ふ。憲法を頭に置いて考えたのか。表現の自由は国民のすべてにあるのだ。無限定で一切の表現の自由といっている。当然ビラ張る自由もポスター張る自由もあるわけだ。憲法ではつきりきめられたものを、ただ、このほうが都合がいいというようないふことで禁止していいのかどうか。何回でもここに返ってくる。役所には都合がいいから張らせる、役所に張らせていいものをなぜ国民に張らせないのか。その理由を説明つきますか。国民は主権者ですよ。

○政府委員(吉田泰夫君) 一つには、電柱以外にも広告物を張る場所がないとは言えないのじゃないかということもありますし、国または地方公共団体を例外措置と考えておりますのは、そういうい

いいけれども、一般国民は張つてはならぬという道理がどこから出てくるのかということです。

○政府委員(吉田泰夫君) いまお話のあったビラまきについては、直接関係ないかもしれませんが、この屋外広告物法では対象にいたしておりません。

それから、重ねての御質問でございますが、やはり官公庁が設置するものは、一般的にいいまし

て、美観を害する程度が少なくないであろうと、また、そうやたらに数多く張られるものでもないであろうというようにもありません。適用除外にしておるわけでございます。もし適用除外であるというように便乗いたしまして、非常に美観を害するものがあるならば、これは条例の対象外にはなりませんけれども、事実上連絡し、それを是正してもらおうというようにもとり得ることかと思ひます。

○春日正一君 それはほんとうに国会議員をこれにする答弁ですよ。法律というものと条例というものは御承知のように、成立すればそれは一人歩きするんですよ、外へ出ていけば。だから、適用除外ということになれば適用除外なんです、あとあなたがつきまとい注意するとかなんだとかというようにするのはならぬですよ。だから、なぜそれを適用を除外しておいて、一般国民、ほとんど大多数の国民に対してはその権利を奪うのか、その根拠を聞かしてほしいたい。納得できる説明を聞かしてほしいたいことを言っているんだ、これが一番問題なんだから。

○政府委員(吉田泰夫君) まあ標準条例ではない許可を要する物件あるいは禁止物件の例示をしてありますが、その中に、先ほど来問題となつてゐる電柱があるわけでございまして、この電柱がそれ自体、美観に寄与するものでないことは御指摘のとおりでございますけれども、人の目に立つ道路ばたに多く、しかも数多く並んで立っているものでありますだけに、そこに一斉に多数の張り紙等が張られた場合の美観風致を害する程度が非常に高いということから、一般的にはこれを禁止物件とするのは妥当ではないか。ただし、この電柱ばかりではございませんが、ほかの項目もすべて含めまして、一般的に国または地方公共団体が表示するような広告物について適用除外とすることが妥当であろうというふうに考えておるわけでございます。

○春日正一君 あとまたこの問題はそれじゃ繰

り返しますが、そこで今度は電電公社のほうにお聞きしたいんですけれども、電柱に対する広告の許可、これはどういう基準で行なっているんですか。料金、手続、収入金額、そういったようなものはどうなっているか。

○説明員(遠藤正介君) 電電公社の電柱は、いわゆる電柱という中で電力線ではございまして電話柱でございまして、それらにつきましても、ただいまお話のございました法令のほかに——これは公社の施設でございまして、電気通信サービスを提供するために持つております施設でございまして、したがって、そういう点から現在の法令のほかに、私どももいたしまして、その業務上の必要その他の基準を定めまして、詳細は主管の局長に説明をさせていただきますが、その基準に基づいて広告を認めておるわけでございまして。

○春日正一君 説明してください、もっと詳しいこと、つまり基準がどんな基準か。

○説明員(小畑新造君) 御説明します。第一点の法令あるいは条例等でございますけれども、これは先ほどからいろいろお話がありましたが、屋外広告物法と屋外広告条例としては、建設省のほうで出ております指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準、そういうような法令、条例等で定められてゐる制限がございまして、その制限をそのまま、それに従つておるわけでございます。

それから第二番目の、公社の業務上の支障の有無といふことが、必要性ということにつきましまして、たとえば電柱には、各加入者宅内へ引き込みます接続端子面というようにのものでございまして、あるいは地下ケーブルを引き上げる柱でありまして、あるいはその柱の上でいろいろと試験をするといういろいろな性格の電柱がございまして、そういうような電柱は公社が保守する上においていろいろ支障がございまして、広告の掲載を禁止しております。それから広告の大きさ等でござ

いますけれども、もちろん、これは法令、条例等にもいろいろ定めがございまして、公社といたしましては、これは下げ看板のほうでございまして、縦、大体一・二メートル以内、横四十五センチ以内、面積が一平米以内というように大きなき、構造上の制限もしてございまして。なお、内容につきましましては、これは公社の電柱でございまして、一応、まあ一般的にいいます公序良俗に反しないとか、あるいは美観をそこねないとか、あるいはまあ選挙活動とか、あるいはそういうような公社自体の何と申しますか性格上から問題の起きないような、そういうような内容につきまして制限をきめておるわけでございまして。

以上申しましたようなことで、現在、公社の電柱は全国で約一千万本ございまして、一千万本の電柱のうちで広告が掲載されておりますのが三十四万本、正確には三・七%になるわけでございまして、その広告が、一本の電柱に一つの広告あるいは一本の電柱に二つの広告、そういうものもございまして、広告件数は四十万件ほどございまして、なお広告による公社の収入でございまして、年間約一億六千万円、これは四十六年度の収入でございまして。

○春日正一君 まあ、いずれにしてもポスターだとか、立て看板というものは立てられないと、つまり金を払つてやった、その基準、条例にかなつたような張り出し看板だとか、善き看板だとかいうもの以外ではできないという仕組みになっているのでね。

○説明員(小畑新造君) ただいま先生のおっしゃつたとおりの仕組みになっております。○春日正一君 そこで、電力関係は私ちよつと間に合はなくて呼ばなかつたのですけれども、電力関係もほぼ同じような規制をしておるわけですか。たとえば関西電力の場合だと、子会社の関連産業というのに二千五百万円で請け負わせて、年間約四億円の広告料金をこの公社は取つておるといふようなことですね。そういうふうなものは張らせな

いことになつてゐるということですね。そうしますと、この電柱とか電柱——まあ、いま電柱ですわね、電柱もあるけれども、そういうようなものは人の通行する道路に立つておつて、一般人民にやはり非常な迷惑をかけてゐるんですわ。私もけさ来たときに見てきたけれども、うちのすぐ玄関わきみあたりに立つてゐるものもありません、私の近所なんか、このくらいの歩道ができた、まんに電柱が立つてゐるんですよ。だから、歩道の意味をなさないような、そういうのが方々にありますよ。特に狭い道路なんかに行けば、電柱があるために非常に道路そのものが狭められてゐるようなことがある。しかし、それは電信電話事業なり電灯、電力事業なりの公共性というのを認めて国民が耐え忍んで、受忍しておるわけでしょう。おれのところのそばに立つては困ると言わずにしんぼうしておるわけでしょう。

それからまた、地方自治体や国も、そういう公共性があるからこそ道路を使わせるということもしておるわけですね。だから、そういう意味でいえば、先ほど局長が言われたけれども、所有権とかなんとかというのを、電電公社なり、あるいは電灯会社が普通のマイホームの壁に張つてもらつちや困るというふうな意味で主張する権利は私はないと思うんですよ。国民もそのために耐え忍んでおるんだから、公共のために、そうしたら、そういうものを公共のために使うということにはあたりまえのことだ、それは電電公社の電信事業なり、あるいは配電事業、そういうものに支障があるような使用方をされては困るけれども、そこにポスターを張るといふことは配電にちつとも差しつかえないわけなんだから、そういうものを制限する理由というものはちつともそこから出てこない。ところが、いま言ったように、電電公社にしても電力会社にしても、料金を取つて相当の利益をあげておる。そうしながら、一方では、憲法で保障された国民の表現の自由という問題に対しては、それはいかぬという態度をとつておる。これとあなたの方の態度はちゃんと一致す

るんですよ。つまり国民にもを言わせない、憲法を空洞化させる、単なるこれは広告物条例じゃないですよ。そういうふうな感じがするわけです。そういうわけですから、先ほど言ったように、表現の自由ということが主権在民の政治体制というものを守っていく上で特別に公共的な性格の高いものだということになれば、電柱などの本来の機能をそのない限り、これの利用に対して、所有権あるいは管理権があるからといって、その意向にまかせてしまうというやり方が許されていいのか。国民も忍んでおるんだ。だから当然、民主主義的な国民の権利を保障する憲法の、表現の自由を保障するというために、電電公社なり電力会社が電柱を広告に利用されるということも受忍しなければならぬのじゃないか、それで相殺されてくる、私はそういうふうな思うんですけれども、こういうあれを見て、いまはもうそういう管理権というふうなものよりも、表現の自由ということのほうが民主的な国家のあり方として優先させられなければならないという意見が強く出てきている、こういう時期ですから、この点はやはりはっきりさせて、そうして、この条例に書いてあるような、こういう禁止的なものはやめる、そうして、もっと表現の自由が行使されるように適用除外の方法をとる必要があると思ふんですけれども、どうですか、そのところは。

○國務大臣(金丸信) まあ先生から除外例の御指摘があるわけですが、官公庁だけが除外例でよろしいということについては、私も疑義を持ちます。これは十分条例で検討して先生の御説のようにしたいと思っております。

○春日正一君 大臣に私の考えが通じてそういう返事をいただいたんで、この点はほんとうに真剣に考えてやってほしいと思います。

そこで、ポスターとか立て看板というふうなものが表現の手段としてどういう重要なものか、この点について建設省の認識、これをお聞きしたいんですが、表現の手段としての重要性というものについて。

○政府委員(吉田泰夫君) ポスターといった広告物は、非常に簡単に表示できるという意味で、まあ広告の手段としては非常に効果のある、そういう意味で重要な手段であると考えております。

○春日正一君 そういうふうな非常に効果のある手段ということでは考えておいて、まさにそのとおりなんです、私も労働運動を始めて約五十年近くなりまして、昔から、まあ労働運動に入るに当たり切り三年、ビラ三年というガリ版切ったりビラ張ったりというふうな仕事を若い者は一生懸命やったものですわ。そのくらいビラを電柱に張るといふようなことは戦争の前の時期からもう一般に習慣化されて、これはもうずっとそのまま戦後までできておったものですよ。そして民主主義が定着して広まっていくという過程を考えれば、政治が一部の特権階級からだんだん国民全体のものへ浸透していくという過程であるし、民主主義をほんとうに浸透させ強めていくとすれば、やはり国民の間に表現の自由、それに基づく活動というものが、これが必要になってくる。そうすると、当然一番有効な、そして一番貧しい者です、そういう者にもできる手段であるビラ張り活動というものがますます重要になってくるわけですね。だから、そういう点をあなたはまあ認めになった。お認めになったけれども、実際上はいろいろ言って、この規制がされておることになると、では一般の市民や労働者にどこにどんな宣伝方法があるというのか、それを聞かしてほしいと思う。電柱に一切張るな、もちろん高速度道路の橋脚にも張っちゃいかぬし、どこにも張っちゃいかぬという禁止がずっとできている。それ以外に、一般市民や労働者、金のない人たちが緊急に宣伝をやるというのに一体どういう方法をとったらいのか、どこでそれが保障されているのか、一体どこに張り紙や張り札を出せばいいのか、この点をひとつ建設省のほうから説明してほしい。特に憲法の九十九条ですが、憲法を守る義務が国家公務員にも国会議員にも課されておる。そういう憲法を守る義務を負った人間としての立場から憲法第二十一条の表現の自由を国民が行

使する、その場合、こういう禁止がされてしまった。その条件のもとで、どこでそれを行使したらいいのか、そのことをあなた方は当然考えてこういったことをやったと思うんだけど、それを説明してほしい。

○政府委員(吉田泰夫君) ビラを張る場所としては、標準条例では電柱などは禁止物件というように考えておりますが、その禁止物件以外の場所であれば、たとえば許可地域であれば許可を受ければ張れるわけです。許可地域でない場所もあるわけでございまして、張る物件といひました。標準条例で禁止しているものは電柱のほか、橋梁とか、街路樹とか、いろいろありますが、たとえば一般の民家のへいのようなものは別に規定しておらないわけではございまして、もちろん、そういう場合には管理者、所有者の同意が必要だと思いますけれども、広告物条例としては禁止されてない場所にはほかにもあるわけではございます。また、先ほどもちょっと触れましたが、ビラ張りじゃなくて、ビラ配りというふうなことは広告物法では一切関知しておりませんから、それは自由だというわけでありまして、まあポスター、ビラ等は非常に有効な広告手段であることはよくわかりますが、それが有効であるだけに、えてして大量に張られて、その結果、美観風致を害するということが多く、ということから、多くの県においても電柱を禁止し、あるいは許可物件としている次第でありまして、これをもって表現の自由が侵害されたというふうにはならないと考えております。

○春日正一君 どうもわけわからぬですがね。あなたは電柱には張っちゃいかぬと。私はさっき言ったでしよ、電柱というものは公共に必要だというんで、地方自治体も便宜をはかっておるし、住民もそのためにいろいろな、うちの入口のわきに立てられたりなんかすることもしんぼうしておる。そういう性質のものなんだ。だから、そういう性質のものだから、ビラを張ったんならすぐぐらいいのことは、当然そっちの側でもしんぼう

すべき筋合いのものじゃないかということを私は言った。あなたは、これはいかぬ、きたないからといって、それで民家の壁へ張る分にはかまわないと、マイホームの壁、国民の壁へ張れと、これはどういうことですか。民家の壁へ張れと本気で言っているのですか。国民の壁へ張れということ、これ天下に公表したら国民何と言いますか、大臣。電柱に張っちゃいかぬけれども、普通の民家の壁なら許可を得れば張ってもいいですよ、張って古くなったらきたなくなること間違いないじゃないですか。それは保障にならぬですよ。

○政府委員(吉田泰夫君) 民家の壁へ張る場合は、その民家の所有者あるいは管理者と話し合いをしまして了解を得て張るわけでありまして、そういう意味で、電柱のように無断で大量に一斉に張られるというふうなことが少ないであらう、また、張りましてあと管理につきましても、民家に張られているわけですから、その民家の人も十分注意して自後の管理等に注意しているということも期待されますので、そういう意味で電柱などは違ひまして、標準条例案では禁止物件には入れておらない、こういうわけでありまして、無断でべたべた張っていいという意味ではないわけです。広告物条例の禁止物件としては考えておらない、こういう意味であります。

○春日正一君 そうすると、あなたの言うのは、民家に張られれば許可を得なければならぬから、そうどこにも張られるわけじゃない、つまり国民の表現の場所が狭められるからいいというんで、そうでしょう。そこをはっきりさせておいてもらいたい。

○政府委員(吉田泰夫君) それは厳密に言えば、厳密に言わなくてもかもしませんが、電柱につきましても管理者がいるわけではございまして、本来はその同意が要るわけですが、管理者が家屋などと違ひまして遠く離れたところにおって、見回もききにくいということから無断で張りやすいという状態、その違いがあるわけではございます。民家につきましては、確かに同意がなく

○春日正一君　實際上、数が少なくなる、しかも、それ古くなれば、その住民が取つてくれるだろうというような、国民に全部責任をおつかふせて、そうして實際、表通りの電柱に張れば通る人みんな見るけれども、民家の壁だつたならなかへ見る人は少なくなる、表通りの商店街なんかそうべたべた張るわけにいきませんから。そういうような意味であなたは、宣伝効果が少ないから、この禁止から除外したというふうに言っているように私は受け取れるのですけれども、そう受け取っていいですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 宣伝効果が少ないからという意味ではなくて、まあ一々同意をとるということですから、どこでもというわけにはいかない。そういう意味で結果としてそういうこともあるかもしれない。そうかもしれませんが、あの管理その他が徹底がはかられるという意味もかねまして申し上げたわけでございます。電柱一切に禁止された場合に、たとえばどこに張る場所があるかということについてお答えしたわけでございます。

○春日一君 張る場所がないですね、実際上い
えば。だから、そういうことになる、憲法二十
一条の表現の自由は一切保障するという、その保
障を当然、政府がやるべきでしょう。だから、た
とえばの例をいえば、まあ私は、これは全面的に
賛成してという意味で言っているんじゃないけれ
ども、選挙のときに選挙のポスターの枚数を制限
したりいろいろするかわりに、選挙の特別の揭示

○政府委員(吉田泰夫君) ビラを張る場所を相当制限いたします場合には、そのかわりに手ごろな場所に公の手などで掲示板等を別に設置して、そこに張らせるようにするということはきわめて適切なことだと思えます。そういうことでございますが、遺憾ながら、まだ各県各市におきまして広告物の需要に応ずるほどの掲示板が設置されていない状況であります。しかしながら、私どもはできるだけ広告をする場を片一方で広げるという意図を含めまして、今後できるだけ積極的に公の手によってそういった掲示板を設けるということをも勵行してもらいたいと考えます。

○国務大臣(金丸信君) 広告をする場所がないというところで、掲示板というお話は一見識だと私は思います。この面につきましては、たゞいま局長からもお話がありましたように、ひとつ考えて補いをしたいと、このように考えております。

○春日正一君 そこは考えていただいても、すぐにはさつとできるといふものでもないと思いますし、そういう意味で、先ほど大臣も、官公庁の適用除外だけでなく、私の意見のものも適用除外にするように考えてみたいと言われた点は、これをむしろやってほしいと思うんですが、その点、

○春日正一君　これを、いまのこの広告物法の中
で一体にしませんと、禁止は先にやった、いつで
きるか保証がないというんでは、これはどうにも
ならぬわけですから、だから、やはり一体にする
として、できなければやはり適用除外をやっても
らう。これは神戸の市の条例では適用除外になっ
ているんですよ。京都の府の条例でも適用除外に
なっているんですよ。ところが、適用除外になっ
ているからといって、神戸の町が大阪に比べて特
別きたいということは、私も神戸も大阪も行っ
ていますけれども、これは感じないですね。だ
から、適用除外したからどうということじゃない。
むしろいまは、いろいろな民主的な団体なり政党
にしてもそうですけれども、きかないことをして
おけば信用が落ちるから、選挙が終わったらずぐ

掃除してしまふとか、あるいはべたつと張つては悪いからベニヤに張つて巻きつけて取りやすくしようとか、みんなくふうしてやっているわけでしょう、お互いに。そういうことなんですから、適用除外して何の弊害もない。だから、その点を考へていただきたいと私は言っているわけです。

○国務大臣(金丸信君) その点につきましても十分ひとつ検討してみたいと思います。

○春日正一君 それじゃ、次に警察庁のほうにお聞きしたいんですけれども、現在、屋外広告物各

四十七年に屋外広告物法の条例違反で検挙しましたのが七十五件、人員が百三十三人。これは検挙といいますが、いま先生のおっしゃいました逮捕という、その区別が私のほうの電計の中でははっきり区別されて入っておりませんので、その点、何名逮捕したかという点はちょっと申しかねます。

それから輕犯罪法の第一条第三十三号の違反で檢挙しましたのが三百八十五件、人員が五百九十四人。それで、これも先生にお断わりしなければならぬですが、この第三十三号は先生御存じのようにならぬだけに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者、これも一応入っています。それから私どものほう、これも電計は一応、輕犯罪法第一条第三十三号違反ということでおさめておりますので、時間をかしていただきませんことには、このうち「みだりに他人の家屋その他の工作物」、この関係の数字は直ちにはちよつと出てこないんじゃないか、こう思います。その点、御了解いだきたいと思ひます。

第三項に、交通の妨害となるような物件については、一応取り締まることができるという規定があるわけですから、これにつきましても、現実には、交通の妨害となるような方法の立て看板といったものを路上に放置しておくもの、それから交通の妨害になるような方法であき箱その他の物件を路上に放置しているものが一緒に入っておりますので、これを看板等だけを特に抜き出して数字を申せと言われますと、しばらくこれも時間をかしていたのだと思います。電計には人員等が入っております。

ませんので、一応、人員等につきましましては、いま直ちに先生のおっしゃるようにかねと思ひます。

それからもう一つ、道交法の第七十七条第一項の違反ですが、まあ、いろいろなものが実はここで書いてあるわけですが、特にこの中で「道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者」、これがこのうちの何件に当たるかということにつきましても、各県のほうにまだこまかく状況を聞いていませんので、内訳の数字は出ません。一応、七十七条第一項違反としまして件数は千七百八十七件という数字になっております。

○春日正一君 相当な人たちがビラその他の関係でやられておるんですけれども、ところで、これで気のつくことは、同じビラ張りでも、東京では軽犯罪法違反容疑という事で逮捕されているんですね。それから大阪では屋外広告物条例違反容疑というのが多いわけですね。この違いはどこから出てくるんですか。

○説明員(農林省公署) 先生も御存じのように、軽犯罪法のほうは一応、財産権の侵害ということとで、まあ張り紙です。これを他人の家屋その他の工作物につけた。それから広告物条例のほうは非常に範囲が多くて、中の対象いろいろあるわけです。ですが、私もこれは各県の状況をずっと聞いてみませんと正確には申し上げられないと思ひますけれども、条例の関係でも、あるいは張り紙が中に入っているという事であります。ただ罰金の違いが正直に申しまして、条例のほうは罰金、それから軽犯罪のほうは科料ということになっていいますと、その点が、特にその行為等の悪性を調べている段階で適用を違えているんじゃないか。これは私の推測です。まだ県のほうに聞いておりません。

○春日正一君 私の判断では、東京では、屋外広告物条例に張り紙、張り札、立て看板に対する電柱への禁止というものはないわけですね。だから結局、軽犯罪法ということになる。ところが、大

阪ではそれがあつたから、だから、ここにこれだけ、いま裁判で争っているものがありますけれども、三十三件、これみんな広告物条例で検挙されて、裁判で争っているわけですね。こういうことになるんですね。そうすると、結局、警察の考え方は取つかまえるという事を前提にして、取つかまえる口実として、東京は広告物条例がないから軽犯罪法だといってつかまえる。電柱は、電電公社のものにかつて張ったからといってつかまえる。何でもそんなことをしてやる必要があるんだ。それから大阪では条例があるものだから、条例でやるということですね。そうすると、この広告物法というものの、この条例というものが、警察の思想弾圧なり、政治活動あるいは民衆運動の弾圧の道具にされているというふうに言わざるを得ないわけですね。その点どうなんですか。

○説明員(農林省公署) これは先生も御存じのように、私のほうは、特にこういふ関係につきまして目をさらに取り締まられているというふうな数字には、実情にはなっていないわけですね。正直に申しまして、いまのところこの広告物関係の取り締まりは非常に低調です。それで、大体私のほうの考え方としては、広告条例関係につきましては、一応やはり美観等の関係もありますので、主管行政庁が第一措置をとっていただきまして、行政措置命令等を出していただいて、それに基づいて、もし聞かない場合には警察が手を出したらどうかというふうには考へてはいるわけですね。それで、現実に警察が検挙しています主要を申し上げますと、大体、その警察の途上におきまして現認した者、そういう現認された者につきましては一応やはり職務質問で聞いて、しかもその持っているビラ等が相当たくさん持っていて、もうすでに相当どこかに張っておるというふうな、そういう者につきまして氏名等を聞いて検挙するというふうなことで、先生のおっしゃるような趣旨の取り締まりはいたしておらないつもりです。

○春日正一君 ところが、そうならないでいいますね。確かにビラ張り一般については十分やっ

ないと思ひます。たとえば私も国会へずつと来る途中、特に国会周辺なんかは、ある種の団体のビラがべたべた張つてある。ちつともつかまつたという話を聞かない。ところが、労働組合とかあるいは民主団体ですね、こういうものの事件というのとは、たとえば大阪高裁にかつていた事件、全国一律最賃制を確立させよ、戦争への道・日韓会談反対といったのを張つたら取つかまつた。アメリカの侵略の足場をつくる韓日会談反対といった、これはつかまつた。こういうものはつかまつた。ここにつつと出てくるのは、しかも、こういうものの中でがまんのないのは、非常な無法がやられておる。

たとえば、こういうのを聞いて、あんな、どう思ひます。一九七〇年の七月四日の夕刻に豊島区の上池袋四一三三―の路上で、共同保育「子供の家」この保母さんが二人で近くの電柱に資金集めのバザーのポスターを張つたということ、しかもこれは現行犯でもない、張つて帰つてくる所を警官が追つかけてきて、おまえ張つたんだらうと言って引っぱつて行つた。そして弁護士士のはうから接見におもむいたけれども、弁護士であるかどうか信用できないというふうなことを言つて面会させない。そして泊めておいて、女の人を警官が一メートル半離れて見ておるところでまを裸にして、そして一番下のものをこまでおろさして、隣の病院の看護婦が何か呼んできて、それに実際やらしたそうですけれども、そういうことをして、いわゆる裸身検というのですか、そういう人権じゅうりんをやつておる。それに対して抗議もし、あれもしたけれども、警察はすなおには認めませんけれども、しかし、日弁連の人権擁護委員会、これを調べて、警察に対して警告書を出しております。それから日弁連そのものも、会長の名前で池袋警察署長に対して、職権乱用についてということで警告書を出しております。こういうふうなことをいうのがたくさんあるんですね。だから大臣、聞いてくださいよ。き

たなくなるとか言つて、気楽に、電柱に

はいけません、何にいけませんと言う。それで法律には「美観風致」というふうなことだけ書いてあるのだけれども、そのことを利用して、そういう政治弾圧がやられておる。一体、あなた方は、こういうことをやめなさいなと思うけれども、やめる指示をしますか。いまあなたの言われたように、つまりビラを張つたからすぐ取つかまえるというのじゃないというふうなふうに指示をしますか。

○説明員(農林省公署) 先ほど、私、ちょっと説明が不足したのになりましたけれども、いま現実に軽犯罪等でもつてやられている大半のものは商業広告がほとんどなんです、私の聞いている範囲では、一部、先生が言つておられるような、そういう以外のものややはり広告もビラ等もあるように私は思ひますが、いま先生が言つたように、直ちに、たとえば二、三枚のビラを電柱に張つたらそこですぐ検挙して署へ連れてくるというふうなことは、私はおそらく一線においても行なわれていないと思ひます。

○春日正一君 やつたんです、現に。

○説明員(農林省公署) それは、おそらく私の想像としては相当数やはりビラを張られたんじゃないかと、こう思ひます。

それから、その身体検等につきましては、これは確かに、特に女性であれば細心の配慮のもとに行なわなければいけないということで、これは先生がもし非常に非道な身体検をやられたという事であれば、この点は十分調べまして改めるようにしたいと思います。

○春日正一君 私は荒唐無稽なことを言っているのじゃなくて、ちゃんと本人の、そういう被害者の側のここに状況も報告されているし、それを調べた日弁連の人権擁護委員会の調べ、あるいは警告書というものもあつて、それを根拠にして言っているわけですよ。そういうことがやられておるし、あなたは気楽にやつてないと言ひけれども、きょう、いま、私のところへ、この質問をしてい

ですけれども、東京の中央地区で、私のほうの地区の黨員が、後援会——都議会選挙もありますので、というので後援会の決起大会をやるとういうことでポスター、これを商店の承諾を得て、そうして張っておいた。ところが、それに対して広告物条例違反だから撤去せよということが、通知がきた。こういうことは初めてのことなんでしょう。いままでは、まあ選挙のときにやったり、いろいろしても、期限が切れたから撤去してくれとかならないとか、そういうことは言ってくるけれども、今月の二十日かそこらにやるといって張り出したのは、これは初めてだ。ですから、明らかに都議選選対に対して一つの干渉というふうに受け取られるようなことにやっぱり利用をされておるし、あなたの方の、その責任のもとにある人たちがそれをやっている。今日ただいまの事件です。だから私詳しいことよく知りません。いま抗議に行っているそうですけれども、向こうは広告物条例違反だと、言っているようですけれども、そういうふうな形で、いま東京都歩いてごらんになれば、各党の黨員の方の顔写真入りのポスターたくさん出ています。そういうものに對して、そういうものがくるというふうな形で政治的に使われる、むしろそこが一番問題じゃないのかというふうに思うのですよ。だから、そういう意味では、そういうこと絶対やらせないように指示する、もっと親切にやってほしいと思うのです。そこで、こういうふうな取り締まりのために使われて——私、例をあげればまだ幾らもここにたくさん書いてますけれども、非常にひどいのあるのです。取つかまえて、縛って、自転車にくっつけて、それで何キロか警察に行くまでの間、自転車で乗って引っぱつて、まあ昔の引き回しみたいなことをしている、ビラ張りをやっている例もある。だから、そういうことまでやられておるし、そのままいかにくても、とにかく取つかまえて豚箱へ入れることは正當なんだということまではこの条例、法律の裏づけでやっているわけです。そのところを大

臣、頭に置いてもらわなければ困ると思うのですが、大臣のほうでは、町よこしちやいかぬからという気持ちでやろうと、法律ができれば一人歩きする。そして警察はそれを使ってやる。道交法でもそうですよ。ピラマキやったから、それで引っぱられた人がずいぶんあるのですね。人の通るところでピラまいちやいかぬと、人の通るところでピラマキようがないのだから、通るところでまくにきまっている。それを道交法違反だといって引っぱっているというようなことですねだから、こういうことに利用されるんだと、そこをぜひ考えておいてほしいと思うのです。

そこで、さっきの除外例の問題ですね、警察はそうやってビラ張った者を幾らでも引っぱるんだっけれども、警察自身が電柱にたくさんビラを張っているんですね。私は、その点、写真借りてきたからこれはぜひ見てもらいたいと思うのです。こういう写真です。「届け出る皆んなの勇気が暴力絶やす」というような、こんなポスターもあります。それから「暴力が消えて明るい灯がとる」とかなんとか、そういうようなものもある。それからもっとひどいのは、こういうものがあるのです。これはどうしますか、大臣。「可愛い子一人で出すな遊ばすな!都島警察署」として、この下に「アルバイトサロン 女神 ホステス募集」ざっとこんなうなっている。警察とぐるになっているのですよ。警察がついているから張っていいことになっている。見てください。どうなんですか、大臣。見てください。これ。こういうものが適用除外になっているわけです。警察、もって何となす。どうですか、警察庁。

○説明員(奥秋為公選) 私どもとしては、差額をそこなわないようにしながら、警察の真意をやはり皆さんによく知っていただいて、要するに犯罪をなくすという活動をするための一つの活動としてそういうことが行なわれておると思います。それで、おそらくそれにつきましては、電報、公社等につきましても話をして了解をつけてやっておると思います。

○春日正一君 現に警察がこうやってビラ張って

いるのを、現場とらえて写真とっているんですよ。それでピラまいて宣伝したら、ピラはがしましたよ。自分のほうではこういうことをやっている。そうしてわいわい騒がれるとはがしてしまふ。そういうことをしながら、労働組合とかあるいは政黨なんかで、政府に氣に入らぬようなものに対してはねらい撃ちにこういうものを使ってやってくる。だから本来、美観や安全を守るというためのものなら、そのための限度にしなければならぬので、こういうものを理由にして政治弾圧というやうなことはやられなくちゃならぬし、まさにそういう意味で私は一番先言ったけれども、繰り返すけれども、憲法二十一条の表現の自由というものから見て、この屋外広告物法というものは憲法違反の要因を含んでおるのじゃないか。だから、そういうものはやめたいと思う。

そこで、やめたいいと言つて言ひっぱなしでもあれですかと言ひますけれども、こういう基本的な自由というか、憲法にかかわる問題ですから、だから軽犯罪法なんかでもあれ相当乱用されておりますけれども、しかし第四条には適用上の注意として「この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するやうなことがあつてはならない。」と、こういう、何ていうんですか訓示規定というんですか、そういうものが入つてゐるんですね。ところが、この屋外広告物法というものは、いま私ずっと述べてきたように、事ほどもさように憲法二十一条と深いかわりを持つてゐる。そういう法律の中でこの訓示規定さえないんですね。表現の自由を侵しちやならぬ、そういうことをしてはいかぬ、最小限にとどめなきゃならぬというような規定すらないんだけれども、それは一体どういうわけなんです

か。

○政府委員(吉田泰夫君) 軽犯罪法は目的の規定がなくて、いきなり第一条から罪ということで三十何号にわたる罪が規定されているという、そういう規定のしかたであります、そういう意味で

第四条に、おっしゃいましたような乱用してはならないという適用上の注意という規定がございます。一方、この屋外広告物法では、その法律の目的を美観風致の維持及び公衆に対する危険防止ということにはつきり限定しておりまして、内容はほとんど条例にゆだねておりますが、それはそれなりの意味があつて、国の法律で直接的に規制するよりも、地方の事務として地域的な判断で具体化するべきであるということから条例にゆだねる形式はとっておりますが、その基本となる制限の様式につきましては法律で定めておるわけでございますし、それを受けまして条例で許可基準あるいは禁止制限等の場所を明示している、こういう仕組みになっております。そういうことでございますので、この法律とそれに基づく条例というものが軽犯罪法などと違ひまして乱用されるおそれはないと考えますので、あえてそういった規定は置いておらない次第でございます。

○春日正一君 あなた、乱用される心配ないと言つてもさつきから私言つたけれども、これほどたくさん、ここにあげてあるだけで昭和三十九年から四十二年までの分だけで三十三件もビラ張りでやられていゝるんですね。乱用されていゝるんですね。そういうものもあるし、同時に、先ほど来私が言っているように、表現の場所どこにあると言つたら、あんた人のうちへ張れと言つたでしょう。そうして、私はそういうことじやまずいだろうと、禁ずるなら立てる場所、張る場所をちゃんとつくつてから、こつちはいかぬと言えと言つたら、大臣もそれはもつともだと、卓見だと言われた。そういう条件のものでずうつと乱用されてきているんですね。だから、そういう意味で条例にゆだねてある、それはけっこうだけれども、条例をつくる場合にもその憲法二十一条の条文を、精神をしっかりと踏んまえて、そうして、これが乱用されるようなことになつてはならぬというようなものがあれば、条例をつくるときに相当考えて議論もするし、条例もつくるといふことになるんだと思ふんですよ。だからね、それは入れておくに

こしたくないです。その点、大臣どうですか。
○國務大臣(金丸信君) 先生のおっしゃる、いわゆる表現の自由という問題につきましては、それをできるだけそなわれないようなことを考えなければならぬということでございますが、その点につきましても十分、条例、行政指導面でもつづいていきたい、このように考えております。

○春日正一君 そうすると、法律ですぐ変えるというわけにいかぬでも、せめて、また条例案を今度は新しく出すんだらうと思うんですけど、その冒頭にでも、憲法二十一条の表現の自由を侵さないように十分に注意して最低限にそれはやらなければいかぬというような訓示書きでも書いてもらえますか。

○國務大臣(金丸信君) 先生の意のあるところを十分くみましていたしたいと思えます。

○春日正一君 それから、次に罰則の問題に入らなくてはなりませんが、広告物の概念について広告物法の第二条では屋外広告物の定義ということをしていすけれども、これでは営業的なものと非営業的なものとを区別はしていないわけですから、これは一体どういうわけですか。

○政府委員(吉田泰夫君) まあ美観風致を維持し公衆に対する危害を防止するというこの法律の目的から見ますと、広告物の内容が営利的かどうかという点には関係がない、それを区分する合理的な理由がないと思えます。なお、営利的かどうかという点を区別するという点になりますと、むしろ広告物の内容にも触れることになりまして、別途の問題も生ずるということでありまして、法律の目的から見て、それに即する形式的な規制をこの法律では考えているということでありす。

○春日正一君 そこで、そういうことで、この広告物の内容に触れないという口実で、実を言えば営利のための、いわゆる狭い意味の広告と、それから広い意味の、一般に公衆の目に触れさせるためのものという政治的な宣伝その他を含めて、広いものまで含めて規制しようという法律の

つくり方をしているわけですから、ところが、主権者である国民の表現の自由を保障するため、非営利的なもの、つまり政治活動や大衆運動にかかわる宣伝物の規制には、営利的な広告より慎重に配慮するのは、これは当然だと思うんですよ。その点はどうなんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 法律や条例の条文上はその区別はできませんが、実際に運用される場合には、営業用のものは大体長期間掲示されるでしょうし、そういった違いもありますから、非営利的な広告物についての簡単な形式的違反を直ちに摘発するかどうかということになれば、そこに考慮の余地があるかと思えます。実際にもそのように扱われているのではないかと思います。

○春日正一君 扱われていないから言ってるんですね。さっき言ったように、こんな事件があったら、いざ裁判にかかっているものだけですから、大阪だけで。だから言っているんです。だから、当然これは区別すべきだろ。この点では、四十七年十一月二十九日の大阪簡易裁判所のビラ張り問題の判断でも「法益の侵害」という事実上の結果がまだ発生もしていないのに、思想の表現が単に侵害の予想やその可能性だけでもって、言いかえれば、主権者である国民の政治、経済等に関する思想の表現が、当該思想を帯有している広告物、すなわち紙と紙という手段を媒介して把握することにより、その出口において、強調していばまさに思想そのものの直前にあって処罰されるという結果になることが、その自由を保障している憲法の趣意に抵触しないものかどうかという点である。大阪簡易裁判所はこう言っているんですね。だから、そういう意味でいけば、非営利的なものというのは特に区別して扱わなければならないのに、それが逆になっている、そういうことですね。そこで大臣にお聞きしたいんですけれども、やはり表現の自由という憲法二十一条の観点に立てば、広告の定義については明確に区分して、そうしてそれぞれの目的をそなわれないように、営業用の広告なら営業用の広告としての機能をそ

こなわれないように、あるいは政治的、社会的なそういう運動のための広告というのはその目的をそなわれないようにしなければならぬ、一緒くたにしちゃまずいと思うんですけれども、どうですか、その点。

○政府委員(吉田泰夫君) 屋外広告物法とそれに基づく条例は、その対象たる広告物の中身、表示の内容というよりも、そうでなくて、その掲示する場所とか掲示した物件とか、その規格、寸法といった形式的なものに主眼を置いたものでありまして、そういう意味で、それがかえって非営利のものを圧迫する結果になるのだとおっしゃいます。が、しかしながら、やはりその中身をまた判断するとしますと別途の非常な問題を起すわけでございますので、やはりたまたまとしては従来どおり広告物の表示についての形式的要件というものを考える、そういう法律及び条例として考えていきたいと思えます。ただ、運用の実態において形式的な違反が非常に多いもので、回数も積み重なったものでないというように、直ちにその違反を取つかまえるべきかどうかという点については、美観風致の維持という点から見て、配慮すべき点があるかと思えます。

○春日正一君 さっきから言っているのとおり、ちっとも平行線であれすけれども、もう一つの問題は、非営利的なものです。これは電柱にビラを張った瞬間に違反にされて罰則が適用される、つまり罰則優先という扱いになっているわけですね。これはさっきの保母さんでもそうだけれども、バザーのポスターを張った、そうしたら帰りに警官に見つかって、ポスター持っていったら、おまえ張ったんだらうと言って引っぱられたという形ですぐやられる。ところが営利的なものは、これ知事の指定する条件に反していても、そのことでは罰則に問われないわけですよ。それに比べて一回回収、移転、除却命令というふうなものを含む行政指導があって、その上で、それに従わない場合に初めて罰則が適用される。つまり営利的なものは懇切に行政指導をして、その上

で従わないからといって罰則を適用するのには、非営利的なものを張ったとたんにはくつとばくられて罰則を適用される。これは決してあなたの言うている公平なものじゃないんじゃないですか。本末転倒で、むしろこういう非営利的なものこそ、著しく美観を害するとかなんだという場合に行政的な指導をし、それにも従わなかったらというふうな扱いをすべきじゃないですか。ここで逆になっている。これはどういう精神からそうされたんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 罰則の適用あるいは事前に行政指導をするしないということにつきましては、法律上も条例上も非営利的なものと同様のものを区別するということはありません。そういうことはいいと思います。先ほど来申しましたように、全体としての美観風致を維持するための個々の積み上げということではありますけれども、わずかの形式的な違反をもって直ちに罰則をもつて臨むべきかどうかは十分慎重に考慮すべきことでありまして、できれば行政指導等が先行して、その上でなおかつ聞き入れないときに罰則が適用されるという運用が望ましいと考えております。

○春日正一君 あなたはそういうふうには言っているけれども、実際たとえば大阪府の条例を見れば、第二条三項で、ポスター、張り紙、立て看板は禁止と、そして罰則の第十七条では、「左の各号の一に該当するものは、これを五万円以下の罰金に処する。」(第一条、第二条、第四条という、これは非営利的なものです。それから「第十条の規定に違反した者」、この十条の場合は変更の許可、第四条は危険広告物、こういうふうなもののが行政指導によつてこれは従う。ところが、「第十三条又は第十四条の規定による命令違反」というのがその次にあって、これは営利的なものです。だから、営利のものでは「第十条の規定に違反した者」というのが出てくるけれども、しかし、一条、二条、こういうものはいきなりばかってくるわけですね。「第十三条又は第十四条の規定による命令違反」ということで、命令をされてそれに従わなかつ

た場合という行政クッションがあるわけですから、これはもう法律の条文の上ではっきりそうき

まっておるんだから、非営利的なもので張ったのはそれはほかとやる、そうでない、営利的なもの、立て看板とか、巻き看板とか知らぬけれども、そういうものは行政指導やった上で、聞かな

きや処罰すると、こうなっている。逆じゃないか。

○政府委員(吉田泰夫君) 条例上、許可を要するのに無許可で表示するとか、あるいは禁止されている区域に広告物を表示すれば、それ自身が罰則の対象になるわけですが、なお、違反は正の命令の命令を知事が出しまして、それに従わないというの罰則の対象になっております。通例、除却命令に違反した場合のほうで、それだけの命令を事前に、なおかつ違反しているという

ことで、罰則が重く、いわば直罰といえますが、無許可あるいは禁止区域に至ったという場合の罰則は、一般的にはそれよりやや軽く罰則を定めている例が多いのでございまして、標準条例でもそういう差を設けておりますが、まあいづれにしても、両方とも罰則の対象にはなるといふ点では変わりないと思っております。

○春日正一君 ぼくはそんなことを言っているじゃないんですよ。つまり、条例の上で規定を読んでも、非営利的な、政党や大衆団体、労働組合なんかの張るものは、いきなりほかと警察が来てつかまえて処罰してしまふ、しかし、金払って電柱にやっつけている営利的なものは懇切丁寧に指導して、それでも聞かぬや処罰しますよということになっていないかと。つまり、そういうものを、主権者としての国民を取り締まること、重くされるという優先にされているという、それとどういう立場でやっつけたのかということですね。そういうものこそクッションを求めている、注意してというようにやったらいいんじゃないかということを言っているんですよ、非常にくだいようだけれども、ちっともはつきりそこが合

わぬから、あんなのはうと。

○委員長(沢田政治君) わかるように答弁して

よ。

○政府委員(吉田泰夫君) はい。ポスター、張り紙というものは別に非営利的なものとか、営利的なものというわけではございせん、実際に非営利的なものが多いかもしませんが、営利的なものもあります、そういう意味で条例上、営利的なもの、非営利的なものを区分していること

はないと申し上げているわけではございせん。

○春日正一君 そこで最後にございせん、最後というものは、あともう一つありますけれども、この問題としての締めくくりで言え、法律上、まあ営利と非営利の区別のないでまをとりながら、実際には巧妙に区別をするやり方がとられておる。これは私さっきもこういうものを出した、また時間さえあればこういうものの中身、全部読み上げてまいりて。そういうやり方がとられておる。しかも、これ憲法で保障しておる表現の自由にかかわる問題が、都道府県の条例でもってどうにもなるという重大な問題を含んでおるわけですね。だから今回の法律の改正にあたって、まずこのところを直すのが本筋じゃないか。法律改正にあたって、政治活動や大衆運動の必要で行なわれる宣伝物は広告物法からの適用除外ということ、そこを改正することが今回の改正で一番必要なことなんだし、先ほども言ったように、すでに法学界でも、あるいは裁判所の下級審では、そういう表現の自由というものが、所有権なり美観なり、そういうものに優先するんだというふうな判決をばつぽつ出しているような時期なんだから、そのところをお変えになったらどうかというところが私には一番大事じゃないかと思う。それで、この点では大臣は、そういう点考えてみると言われましたから、先に進みますけれども、ここでもう一つ問題になるのは業者への指導、監督の強化という問題ですけれども、今度の改正点の一つに、知事の業者に対する助言、勧告など、第十條ですね、指導、監督の強化というところが規定されているんですよ、具体的に

にはどういう助言、勧告ということを想定してお

いでのなるか。

○政府委員(吉田泰夫君) たとえば屋外広告業者が組織している地域的な団体がありますが、そういったものと定期的な連絡会議を開催して協議するとか、あるいはもつと積極的に広告物の表示のしかた、意匠、色彩等について、たとえばコンタクトを開くとか、いろいろなことがあると思います。その他条例とか広告物の表示方法について、県において解説書をつくって配付するというようなことが考えられます。

○委員長(沢田政治君) 春日君、そろそろまとめ

○春日正一君 もうあと、これでまとめになるんですよけれども、どうもはつきりしないんだけれども、つまり助言、勧告というからには、当然あれでしよう、ただ業者の団体に集まってもらってそこで話をすると、先ほど来問題になっておった講習会を開いてどうするとかいうことではなくて、助言、勧告というからには当然、個々の事態に対して具体的に指摘するということだと思ふんですよ。そういう意味じゃないんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) そういう具体的な場合に助言なり勧告するということも含まれております。

○春日正一君 そうすると、いまの現行法でも第七條で除却・改善命令というふうなものが出せることになっているのに、なぜあらためて設ける必要があるのか。

○政府委員(吉田泰夫君) 現行法で除却とか改善命令を出します対象は広告主に対してでありまして、広告業者は屋外広告物のあり方について非常に重要な地位を占めているにもかかわらず、そういった法的な規制の対象には直接はならない次第でございまして、しかしながら、これを放置しておくと、これは適当ではありませぬので、一方において届け出制を設けるとともに、指導、助言あるいは、ものによりましては勧告というふうなことを行ないまして、不適切な広告あるいは個々の表示というところにつきましても、行政指導面

その実をあげるような根拠規定をおきたいと考えた次第でございせん。

○春日正一君 現行法では管理者を対象として行政指導はやるということになっているから、ぐあいいいというのですけれども、現行法のほうが、この問題だけ言えば道理があるんじゃないですか。業者が広告主から注文を受けて、それで一定の広告をつくって渡してしまふ、業者はそれで手が切れるわけだから、今度はその広告を注文した広告主のほうにぐあいが悪いぞということが言われて、広告主のほうから業者に、おまえにつくってもらったけれども、ぐあい悪いから直してくれということになるのがあたりまえで、広告主に渡してしまつたものについて業者がどうこうというふうな勧告だの助言だのいうことがいくということになる、筋違ひになってくるんじゃないですか。当然それは広告主あるいは電柱の管理者、そういうものところへ不適当なら不適当だということがいかなければどうしようがないんじゃないですか。

○政府委員(吉田泰夫君) おっしゃるとおり、法的な措置等は現行法にもあります。広告主に対する措置によって行なうわけではございせん。いま申しましたのは、それは言っても、実際の広告業者が広告物をつくって掲げたことが多く、一件一件の具体例についてというよりも、よく不良工事をするというふうなものにつきまして助言なり勧告の道を開くということとは妥当ではないかと考えております。

○春日正一君 ちっとも妥当ではないですよ。この国会の議事堂をつくった、この議事堂のつくりにぐあいいい、ぐあいが悪いということになって、それで建設した建設業者に文句を言うかといったら、そうじゃないでしよう。やはりいま国会を管理している、参議院なら議長ですか、事務総長ですか、そういうところで問題にされて、それではつくり直そうとか、どうしようとかいうことにならないうわけでしょう。業者が注文を受けて渡してし

まったくものに対して、いつまでも業者に対して指導するとか何とかいう筋がないじゃないですか。なぜ私が一番それを言うかという、業者に届け出をさせて、そうして業者に対して地方自治体なり何かがらみをきかすというように、なれば、業者の仕事はどうしても多かれ少なかれ統制するようになってきますよ。そうして事前にもその中身そのものについてまてくちばしはさまれるような事態になれば、これはたいへんだ。事前にそれはさみませんとは、もちろんここでは言うだらうけれども、しかし業者は何でそれがなければならぬのか。そういう点で私はこの問題を心配しているわけです。だから、現行法の規定のほうが正当だと思ふ。つまり管理者に対して勧告し助言する、それによつてまた業者に頼んで直させるものは直させる、そのほうがあたりまえです。それが常識です。どうもおかしい。そこが私にはわからぬ。どうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) おっしゃるとおりでございます。筋としては広告主に対して措置することでございます。その規定はもろに残しておるわけでございますが、その上に屋外広告物の届け出制とあわせて、実態上、屋外広告物のあり方について大きな影響力を持つ業者そのものの業務活動にも適切であつてほしいという意味から、条例の定めるところによりまして指導、助言及び勧告ができる根拠規定を置いたほうが、より適切な広告物のあり方が期待できるのではないかと、こう考えたわけでございます。それ以外に他意があるわけではございません。

○春日正一君 私ちょっと時間も超過していろいろ質問してききましたけれども、あなた方の説明も納得いかないんですよ。やはり憲法第二十一条でいう表現の自由と主権在民という憲法の規定、こういう立場から見ても、あなた方の説明は憲法をちっとも念頭に置いてない。ただ目先の、きれいになるとか、きたなくなるとかということだけでものを処理しておいでになるという印象を受けましたよ。非常に残念だと思います。この

点、大臣もぜひ、日本の民主主義がずうっと定着して、これから発展していくという状態の中で、これをこわすようなことにならぬように、やはりこの問題を真剣に考えてほしいと思ふんです。だから、本来なら私はこういう問題では、もつこの問題について関連しておる学者なり、実際に被害を受けた人なり、自治体の側なり呼んで、いまの実情をもつと聞いたり上で、どうしたらこの憲法に沿うような形で美観や安全を守ることができるとかというのを、慎重に考えなければならぬ問題だと、そういうふうにも思ふんですけれども、私いまだここで証人喚問という要求を出しても唐突だと思ふからあれですけれども、そのくらい大事なことだ、これを考えておいてほしいと思ふ。

○國務大臣(金丸信君) 表現の自由という問題については重大な問題でありますから、先生の御指摘になられる、まあ歯車の合わないところもたくさんあるようでございますが、表現の自由というものは侵されぬように、できるだけ最善の努力をいたしたいと、こう考えております。

○田中一君 私、ちょうど前回の委員会、部屋におらないときに、あらためて私が要求した資料のほかに新しい内容の資料をお出しになったというのを聞きました。これははなはだ遺憾なこととて、その追加されているところの条文というものは、いま自民党が修正案として修正しようというものにはかならないのであります。どういう意図でそのような二種類の資料をお出しになったか、これを一度、条例の内容です。こういうことは、私、今日までそういう事例を知っておらないのです。したがって、どこにどういふ間違いがあつてそういうことになったか、いわゆる悪意か善意か、その点について納得する説明をしていただきたいと思ふ。

○委員長(沢田政治君) この点については、午前中の理事会の経緯に基づいて委員長がそれを確かめ、委員から疑義があつたならばそれを受けるといふことで終りました。田中委員が欠席

でありますので、これは重複するようですが、決着つた問題であります。政府から答弁願います。

○政府委員(吉田泰夫君) もとより悪意があつたわけではございませんで、十二日の日に先生から標準条例案を議会に提出するよう御要求がありまして、さうすぐ準備にかかつておりましたが、その日の夕刻までに渡せということでありましたので御提出したのが一つあります。このときには、そのときの判断で、その講習会修了者の設置義務規定に關しまして、同等以上の知識を有すると認められる者を除外するという除外例の規定を標準条例案に入れることに思ひつきました。まあ、い

う案をお出ししましたが、その後すぐ気がつきまして、あらためてその特例の規定を置くことにし、それを加えたものを正式に委員部を経て委員会に提出していただいたというところであります。そのために、その後の御審議につきまして多大の御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げ、今後このようなことのないように十分注意いたします。

○委員長(沢田政治君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(沢田政治君) 速記を起こしてください。

○委員長(沢田政治君) 委員の異動について御報告いたします。
ただいま熊谷三郎君が委員を辞任され、その補欠として石本茂君が委員に選任されました。

○委員長(沢田政治君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。
それでは、これより討論に入ります。
意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。なお、修正意見のある方は討論中にお述べ願います。

○山内一郎君 私は自由民主党を代表して、本案に対し、次の修正案を提出したいと思ふ。まず、修正案を朗読いたします。

屋外広告物法の一部を改正する法律案に對する修正案

屋外広告物法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七条の次に三条を加える改正規定のうち第九条(見出しを含む)中「講習会修了者」を「講習会修了者等」に改め、同条第一項中「修了した者」の下に「又はこれと同等以上の知識を有するものとして条例で定める者」を加える。以上であります。

その理由は、第九条で屋外広告業者は、営業所ごとに、都道府県が行なう広告物の表示、物件の設置等に関する講習会の受講修了者を置かなければならないことになっていたが、現在、職業訓練法におきまして、広告技術、仕上げの技能検定が行なわれており、その合格者は講習会修了者と同等以上の知識を修得していると認められるのであります。したがって、これら技能士等、講習会修了者と同等以上と認められる者が資格者として条例で明確にされる必要がありますので、この修正案を提出する次第であります。何とぞ御賛成をお願いいたします。

なお、屋外広告物の乱立している現状にかんがみまして、政治活動の自由の確保について十分慎重な態度で臨むべきことはもちろんであります。が、美観、風致の維持をはかるため、違反は、紙立て看板の除去措置の簡素化、屋外広告業者の届け出制度を創設することは妥当なものであると考へ、本改正案の修正案を除く残りの部分については、賛成の意見を表明するものであります。

以上であります。

○松本英一君 私は日本社会党を代表して、ただいま提案された修正案並びにそれを除く残りの部分に対しても反対の意思を表明するものであります。都市の美観風致の維持、あるいは危険防止を目

的として本法が制定されてから約十四年、二回の改正を経てきたわけであり、この趣旨がどれだけ国民の意識の中に浸透しているか、その程度は疑わしいものがあると考えざるを得ません。他国に例を見ないほど屋外広告物ははんらんして目に余るものがあるという事は事実であります。しかしながら、違反広告物に対する規制措置の強化ということで、手続が簡略化されることは、何ものにもかえがたい政治活動の自由の確保に大きな危険の念が持たれるのであります。民意が国政に反映されるための手段がいささかでも侵害されるおそれがあるはなりません。また、本来、育成指導の面が強調されなければならないものが、取り締まりの強化のみが前面に出ていることはなほ不満に思うところであります。

本改正案の柱の一つである広告業者の実態を把握するための届け出制度の創設についても、講習会修了者の設置義務が課せられていますが、委員会における質疑で明らかにされた程度の講習課程の知識と技術では、むしろいたずらに手数をかけるのみで、羊頭を掲げて狗肉を売るの類であり、実効をあげ得るものではないことを指摘して討論を終わります。

○田代富士男君 私は公明党を代表して、屋外広告物法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

今回の改正案は、屋外店告物として掲出されている張り紙並びに立て看板等について知事などが撤去することができるとし、所要の改正を行なうこととしております。

反対理由の第一は、このような措置が、いわゆる表現の自由、営業の自由など国民の基本的権利を不当に侵害するおそれがないかということであり、今日の時点ではとうてい認めることができません。

第二に、本改正案は、いわゆる届け出制度をとると同時に、第九条の規定によって講習会修了者の設置を義務づけようとしております。しかし、当初、政府においては、十年も十五年の実務経

験者あるいは広告美術技能士などの有資格者も、きのう、きょう始めたばかりの人も同じ扱いをする考えしか持たなかったことは、質疑の段階で明らかである事実であり、政策論としても未熟かつ不合理と言わざるを得ません。事ここに至って、自由民主党から修正案が提出されましたが、これとても実務経験者については相変わらず説明しきれないなどの難点が残るのであります。

要するに本改正案は、屋外広告業界の実情についての十分の認識を持たないまま、その指導強化を意図した点を強く指摘するとともに、本改正案並びに修正案に対し反対するものであります。

○高山恒雄君 屋外広告物法の一部を改正する法律案に対しては、基本的には従来の法案に対して、違反な張り紙、立て看板等の除去の措置の簡素化ということを考えておるのであります。が、なお、しかし、こうした問題の除去の簡素化ということは非常にむずかしい問題がふくまれているのであります。特にまた、この法案に基づいて、各地方の条例によって定めるところの一つの基準を示すべきではないかと、私はこう思うのであります。

現在においてすら各都道府県においては、少なくとも内容についてまちまちであります。たとえば届け出に対する、張り紙に対する承認の手数料、これを取っておくところもあれば取っていないところもある、こういう不統一なあり方が、国民ひとして同様の、このいわゆる条例に基づいてやるという場合には、統一あるものにしなければならぬのではないかと、それが政府としての基本的な姿勢でなければならぬと私は考えております。

なおまた、もう一つの問題は、この講習制度を設置したことであり、これは義務制度になつております。なお、この義務制度の問題に対して、少なくとも、これからの講習制度がどの程度出るかわからないのでありますけれども、こうした指導に対して受講生から受講費を取って、そしてまかないをやるというやり方は、この際こそ改めるべきだと私は考えるのであります。表面では非常に簡素な法案のように見えますが、内容

に入れば入るほど、なおまた地方条例の今後の定め方においては多くの国民に迷惑をかけるということがうかがえるのであります。したがって、わが党といたしましては、この法案に対しては反対をいたしたいと思ふのであります。

○春日正一君 私は日本共産党を代表して、屋外広告物法改正案に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、従来、張り紙だけに限定してきた行政庁の除却権限を、張り紙、立て看板にも拡大しているということであります。政府はこの措置を、パーゲンセトルや風紀上いかにわしい宣伝物、その他通行者に危険を与えるような広告物など撤去要求の強い地方自治体等の要請によるものであるとしています。わが党ももちろん、人命に危害を与え美観をそこなうような広告物は野放しにすることを認めるものではありません。しかし、こうした広告物の取り締まり対象の中には、政党和大衆団体の行なう広告物も含まれております。そして、この法律や条例が、従来、美観維持とか危険防止を口実として、しばしば表現の自由を侵害し、政治活動や大衆運動に不当な干渉、弾圧を加える根拠法令の一つとなってきたことは周知の事実であります。したがって、今回の改正案もまた、こうした弾圧、干渉の可能性を拡大する危険があるものと見るを得ないのであります。

法律改正にあたっては、わが党は、政治活動や大衆運動など営利を目的とするものでないような宣伝物については、まずこれを適用除外すること、を明記すべきであることを主張します。それは、政党和大衆団体の宣伝物が真に美観をそこない人命に危害を及ぼすようなものであるならば、みずから国民の支持を失うことになり、当然、自棄せざるを得ないものだからであります。

反対理由の第二は、業者の届け出制度の創設、講習会修了者の設置の義務づけ、行政庁の助言、勧告など、広告業者に対する一連の行政庁の権限の強化についてであります。これらの措置は、中小零細業者の圧倒的に多い広告業者各々困難を与え、営業の自由を侵害するものともなりかねません。また、業者への指導、監督を通じて、広告物が掲載される以前にも事実上の規制が可能となり、政治活動や大衆運動にかかわる宣伝物に対する事前のチェックを許す危険性もあります。したがって、わが党は、このような改正案には反対せざるを得ないことを明確にして、反対討論を終わります。

○委員長(沢田政治君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。それでは、これより屋外広告物法の一部を改正する法律案について採決に入ります。まず、山内君提出の修正案の問題に供します。山内君提出の修正案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(沢田政治君) 多数と認めます。よって、山内君提出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(沢田政治君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

○中村英男君 私は、ただいま修正議決されました屋外広告物法の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

屋外広告物法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行にあたり、政治活動の自由の原則にそむくことのないよう、万全の措置を講ずるとともに、次の事項について、遺憾なきを期すべきである。

一、広告塔および工作物等に掲出する広告物の設置については、公衆に危害を及ぼすことのないよう監督を厳重にすること。

一、屋外広告業者は、零細業者が多い現状にかんがみ、講習会参加経費について、過重な負担を強いることのないよう配慮すること。

一、政治活動に関するはり紙等の手数料および市民運動、労働運動にかかわるはり紙、立看板等については、慎重に行なうよう指導すること。

右決議する。

以上であります。何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(沢田政治君) ただいま中村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

中村君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(沢田政治君) 全会一致と認めます。

よって、中村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議にすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し金丸建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。金丸建設大臣。

○国務大臣(金丸信君) 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれては熱心なる御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。審議中における委員各位の御高見について、今後その趣旨を生かすようにつとめるとともに、決議された附帯決議についてもその趣旨を十分尊重し、今後の運用に万全を期し、各位の御期待に沿うようにする所存でございます。

ここに、本法案の審議を終るに際し、委員長はじめ委員各位の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表し、あいさついたします。ありがとうございます。

○委員長(沢田政治君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(沢田政治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十三分散会

四月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律案

工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律案

工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律案

工業再配置・産炭地域振興公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国土総合開発公団法

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 国土総合開発公団は、大都市からの人口及び産業の地方への分散と地域の開発整備を図るため、地域社会の中心となる都市の開発整備及び特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備に必要な業務並びに工業の再配置の促進に必要な業務を行ない、並びに石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な発展を図るため、当該地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行なうことにより、全国的な人口及び産業の適正な配置と地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第二条中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」に改める。

第三条第二項及び第四条第二項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六条中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」に改める。

第八条中「理事七人以上及び監事二人以内」を「理事十二人以上及び監事三人以内」に改める。

第九条第五項中「通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第十条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十三条並びに第十四条中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十九条第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第一号、第三号及び第四号に掲げるもののほか、総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業の施行に係る業務で政令で定めるものを行なうこと。

第十九条第一項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「含む」の下に「以下同じ」を加え、「造成すること(当該造成に関し地方公共団体の要請がある場合に限る。)」並びにこれを「造成し、当該工場用地の利用者の利便に供する施設を整備し、並びにこれらを」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において、地域社会の経済、文化等の中心としてふさわしい都市の開発整備のため必要な業務で次に掲げるものを行なうこと。

イ 健全な市街地を形成するために必要な宅地(公共の用に供する施設の敷地を含む。以下同じ。)の造成並びに造成された宅地の管理及び譲渡(第三号又は第四号に該当するものを除く。)

ロ イ又はニの業務により造成された宅地の利用者の利便に供する施設の整備(国又は地方公共団体の委託により行なうものを含む。))並びに当該施設の管理及び譲渡

ハ 公団が行なう宅地の造成(委託により行なうものを除く。))とあわせて整備されるべき道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設の整備(国又は地方公共団体の委託により行なうものを含む。))並びに当該施設の管理及び譲渡

ニ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する市街地開発事業及び流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行

第十九条第二項を次のように改める。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次の各号に掲げる業務を行なうことができる。

一 宅地(前項第四号に規定する土地を含む。この号及び第十九条の三において同じ。)の造成、管理及び譲渡並びに当該宅地の造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該宅地の利用者の利便に供する施設(同項第四号に規定する工作物を含む。第十九条の三において同じ。)の整備並びに当該施設の管理及び譲渡

二 前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備、工業の再配置の促進及び同項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興のために必要な調査

三 第一号の業務に関連する技術的援助並びに前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備、工業の再配置の促進及び同項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興のための計画の策定に係る技術的援助

第十九条第三項中「通商産業大臣」を「内閣総

理大臣及び主務大臣」に改め、同条に次の四項を加える。

4 内閣総理大臣は、第一項第八号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、同号に規定する事業が行なわれる地域をその区域に含む地方公共団体の意見をきかなければならぬ。

5 公団は、第一項第一号及び第三号の業務、同項第四号の業務で同項第一号の業務とあわせて行なうもの並びに同項第八号の業務については、地方公共団体の要請をまつて行なうものとする。ただし、管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

6 地方公共団体は、第一項第一号の業務、同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務とあわせて行なうもの及び同項第八号の業務について前項の要請をしようとするときは、公団に対し、事業予定区域、事業の内容その他の基本的事項及び事業予定区域を含む地域の開発整備に関する計画を示さなければならぬ。

7 前項に定めるもののほか、第五項の要請に關し必要な事項は、政令で定める。

第十九条の次に次の二条を加える。

(事業実施基本計画)

第十九条の二 公団は、前条第六項に規定する業務を行なおうとするときは、政令で定めるところにより、事業実施基本計画を作成し、当該事業が行なわれる地域をその区域に含む地方公共団体の長に協議するとともに、内閣総理大臣及び主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

2 前条第一項第一号の業務及び同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務とあわせて行なうものに係る事業実施基本計画は、内閣総理大臣が定める地方における都市の整備に関する基本方針に基づいて作成しなければならない。

第十九条の三 公団は、内閣総理大臣及び主務大臣の認可を受けて、公団が造成する宅地の利用者の利便に供する施設で政令で定めるものの整備若しくは改善又は当該宅地に係る環境の維持（融資を含む。以下同じ。）を行なう事業に投資（融資を含む。以下同じ。）をすることができ、第二十條第一項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣及び主務大臣」に、「前条第一項第一号又は第六号」を「第十九条第一項第二号及び第七号」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣及び主務大臣」に改め、「受けて」の下に「国、地方公共団体」を加え、「通商産業省令」を「総理府令・主務省令」に、「前条第一項第一号、第二号及び第六号」を「第十九条第一項第二号及び第七号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総理府令・主務省令で定める業務を国又は地方公共団体に委託する場合には、認可を要しない。

第二十條第三項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣及び主務大臣」に改める。

第二十一條第一項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣及び主務大臣」に改め、同条第二項中「通商産業省令」を「総理府令・主務省令」に改める。

第三章中第二十一條の次に次の一条を加える。

(日本住宅公団法の準用)

第二十一條の二 公団が施行する土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三條の三第一項の規定による土地区画整理事業については、日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第五章の規定を準用する。この場合において、同法第三十五條、第三十九條及び第四十二條中「第三條の二第一項」とあるのは、「第三條の三第一項」と、同法第三十七條第三項及び第三十八條第一項中「日本住宅公団総裁」とあるのは、「国土総合開発公団総裁」と、「日本住宅公

団」とあるのは、「国土総合開発公団」と、同法第四十三條第一項中「住宅の建設又は宅地の造成」とあるのは「宅地の造成」と読み替へるものとする。

第二十三條及び第二十四條中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四條の二を次のように改める。

(区分経理)

第二十四條の二 公団の経理については、第一号及び第二号の業務（以下「工業再配置業務」という。）に係るものと、第三号及び第四号の業務（以下「産業地域振興業務」という。）に係るものと、その他の業務（以下「地方都市開発整備等業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十九條第一項第二号の業務及び同項第三号の業務（市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に附随して造成される工場用地で総理府令・主務省令で定めるものに関するものを除く。）並びにこれらに附帯する業務。

二 第十九條第二項の規定により委託を受けて行なう業務及び第十九條の三の規定による投資で、工業の再配置の促進に係るもの。

三 第十九條第一項第四号の業務（市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に附随して造成される工業の用に供する土地で総理府令・主務省令で定めるものに関するものを除く。）及び同項第五号から第七号までの業務並びにこれらに附帯する業務。

四 第十九條第二項の規定により委託を受けて行なう業務及び第十九條の三の規定による投資で、第十九條第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るもの。

第二十六條の見出し中「工業再配置・産業地域振興債券」を「国土総合開発債券」に改め、同条第一項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「工業再配置・産業地域振興債券」を「国土総合開発債券」に改め、同条第二項及び第六項中「通

商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六條の三、第二十七條第一号及び第二十八條中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十九條（見出しを含む。）中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

第三十條中「通商産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による主務大臣の監督について、必要な調整をすることができ、

第三十一條第一項中「通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十二條の次に次の二条を加える。

(協議)

第三十二條の二 内閣総理大臣は、次の場合には、主務大臣（内閣総理大臣を除く。）と協議しなければならない。

一 第三條第二項、第四條第二項、第二十三條、第二十六條第一項、第二項若しくは第六項又は第二十六條の三の認可をしようとするとき。

二 第二十四條第一項の承認をしようとするとき。

三 第二十七條第一号の指定をしようとするとき。

四 第二十九條の総理府令を定めようとするとき。

第三十二條の三 主務大臣（内閣総理大臣を除く。）は、第三十條第二項の規定による命令をしようとする場合には、内閣総理大臣と協議しなければならない。

第三十三條の見出しを削り、同条中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣又は主務大臣」に改め、同条第一号中「第十九條第三項」の下に「第十九條の三」を加え、同条第二号中「第二十一條第二項」の下に「の総理府令・主務省令」を加え、「通商産業省令」を「総理府令」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(主務大臣等)
第三十三条の二 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣(産炭地域振興業務に係る財務及び会計に関する事項については、第三項の規定により読み替えられる規定に係るものを除き、内閣総理大臣及び通商産業大臣)

二 地方都市開発整備等業務(第四号に規定する業務を除く。)に関する事項については、建設大臣

三 工業再配置業務及び産炭地域振興業務に関する事項については、通商産業大臣

四 第十九条第一項第八号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行なう業務及び第十九条の三の規定による投資で同号の業務に係るものに関する事項については、当該事項を所管する大臣で政令で定めるもの

2 この法律において総理府令・主務省令は、内閣総理大臣及び主務大臣の発する命令とする。

3 産炭地域振興業務に係る財務及び会計に関する事項については、第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第二項及び第六項、第二十六条の三、第二十七条第一号、第二十八条、第三十二条の二並びに第三十三条中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び通商産業大臣」と、第二十九条及び第三十三条第二号中「総理府令」とあるのは「総理府令・通商産業省令」とする。

(内閣総理大臣の権限の委任)

第三十三条の三 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を国土総合開発庁長官に委任することができる。

第三十五条中「三万円」を「五万円」に改める。

第三十六条第一号中「規定」の下に「(第二十一条の規定により準用される日本住宅公団法の

規定を含む。)」を加え、同号及び同条第五号中「通商産業大臣の」を削る。

第三十七条中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」と改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国土総合開発公団への移行)

第二条 工業再配置・産炭地域振興公団は、この法律の施行の時に、国土総合開発公団(以下「公団」という。)となるものとする。

(筑波研究学園都市の建設に関する事業の引継ぎ)

第三条 公団は、この法律による改正後の国土総合開発公団法(以下「新法」という。)第十九条第一項の業務のほか、筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)第二条第一項の筑波研究学園都市の建設に関する事業に係る新法第十九条第一項第一号イからニまでに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行なうことができる。

2 この法律の施行の際日本住宅公団が行なつていた前項の事業は、この法律の施行の日から公団が行なうものとする。この場合においては、日本住宅公団は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に引き継ぐものとし、当該事業に関し日本住宅公団が有する権利及び義務は、この法律の施行の際公団が承継するものとする。

第四条 公団は、日本住宅公団が前条第二項に規定する事業を行なうために要した費用を日本住宅公団に支払わなければならない。

2 前項の費用の額及びその支払方法については、公団及び日本住宅公団が協議して定め、内閣総理大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の協議が成立しないときは、公団又は日本住宅公団の申請に基づき内閣総理大臣及び建設大臣が裁定する。

設大臣が裁定する。この場合において、内閣総理大臣及び建設大臣が裁定したときは、同項の協議が成立したものとみなす。

4 内閣総理大臣及び建設大臣は、第二項の認可をしようとするときは、又は前項の規定による裁定をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前三項の規定によるその権限を国土総合開発庁長官に委任することができる。

第五条 附則第三条第二項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得又は自動車取得税については、不動産取得税又は自動車取得税を課さない。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際工業再配置・産炭地域振興公団の総裁、副総裁、理事又は監事である者は、別に許令を用いなく、その際新法第十九条第一項又は第二項の規定により公団の総裁、副総裁、理事又は監事として任命されたものとみなす。

2 前項に規定する公団の総裁、副総裁、理事又は監事の任期は、新法第十九条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の工業再配置・産炭地域振興公団の総裁、副総裁、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

第七条 この法律の施行の際現に日本住宅公団の役員又は職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十二号)附則第十條第二項の復帰希望職員であるものが、この法律の施行の日から附則第三条第二項後段の規定による事務の引継ぎが完了した日までの間に、引き続き公団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして国家公務員共済組合法の一部を改正する法律附則第十條第二項から第四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「公団等職員として」

とあるのは「日本住宅公団又は国土総合開発公団の役員又は職員として」と、「公団等職員であつた期間」とあるのは「日本住宅公団又は国土総合開発公団の役員又は職員であつた期間」とする。

第八条 この法律の施行の際現に日本住宅公団の役員又は職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十三年法律第五十三号)第二百二十七条第二項の復帰希望職員であるものが、この法律の施行の日から附則第三条第二項後段の規定による事務の引継ぎが完了した日までの間に、引き続き公団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二百二十七条第二項から第四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「公団等の職員として」とあるのは「日本住宅公団又は国土総合開発公団の役員又は職員として」と、「公団等職員であつた間」とあるのは「日本住宅公団又は国土総合開発公団の役員又は職員であつた間」とする。

第九条 この法律の施行の際現に国土総合開発公団という名称を用いている者については、新法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(北海道開発法の一部改正)

第十一條 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條 第一項第二号中「日本鉄道建設公団」の下に「国土総合開発公団」を加える。

(土地区画整理法の一部改正)

第十二條 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第一章中第三条の三を第三条の四とし、第三条の二の次に次の一条を加える。

(国土総合開発公団の施行する土地区画整理

事業)

第三條の三 国土総合開発公団は、建設大臣が地域社会の中心となる都市の開発整備又は特定の地域の総合かつ計画的な開発整備を行なうため国土総合開発公団が宅地の造成とあわせてこれと関連する土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

2 前項の規定による土地区画整理事業については、この法律及び国土総合開発公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の定めるところによる。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第十三条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第七条、第十八条第二項並びに第十八条の二第一項、第二項及び第四項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第十九条第一項及び第二十五条第一項中「日本住宅公団」の下に「又は国土総合開発公団」を加える。

第二十八条、第二十九条第二項及び第三十二条中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第十四条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「日本住宅公団」の下に「国土総合開発公団」を加える。

第二十二條中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第二十七條第一項中「日本住宅公団」の下に「又は国土総合開発公団」を加える。

第三十一条、第三十二条第一項第一号及び第四十条中「日本住宅公団」の下に「国土総合

開発公団」を加える。

第四十一条第一項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第十五条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九条、第二十四条第二項並びに第二十五条第一項、第二項及び第四項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第二十六条第一項及び第三十四条第一項中「日本住宅公団」の下に「又は国土総合開発公団」を加える。

第三十八条及び第三十九条第二項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第十六条 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条及び第二十六条中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第三十条第一項中「日本住宅公団」の下に「又は国土総合開発公団」を加える。

第四十三条中「及び日本住宅公団」を「日本住宅公団及び国土総合開発公団」に改める。

第四十四条第一項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第十七条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「日本住宅公団」の下に「及び国土総合開発公団」を加える。

第七條に次の一項を加える。

3 国土総合開発公団は、建設大臣が地域社会の中心となる都市の開発整備又は特定の地域の総合かつ計画的な開発整備を行なうため国土総合開発公団が宅地の造成とあわせてこれと関連する市街地再開発事業を施行する必要があると認めるときは、当該市街地再開発事業を施行することができる。

第二章第三節の節名中「日本住宅公団」の下に「及び国土総合開発公団」を加える。

第五十八條第一項中「(以下「公団」という。)」を「及び国土総合開発公団(以下「公団」と総称する。)」に改める。

第五十九條第二項中「日本住宅公団総裁」を「日本住宅公団に置かれるものについては「日本住宅公団総裁」と、国土総合開発公団に置かれるものについては「国土総合開発公団総裁」に改める。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正)

第十八条 筑波研究学園都市建設法の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第九条から第十一条までの規定中「日本住宅公団」を「国土総合開発公団」に改める。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第十九条 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第十三条第一項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第二十二條第一項中「及び日本住宅公団」を「日本住宅公団及び国土総合開発公団」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「日本住宅公団」の下に「又は国土総合開発公団」を加える。

第二十五条第二項中「日本住宅公団」の下に「及び国土総合開発公団」を加え、「第十五項まで」の下に「(国土総合開発公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十一条の二において準

用する場合を含む。)」を加える。

第二十六条第一項中「第三十六条第一項」の下に「(国土総合開発公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十七條第一項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改め、同条第四項中「規定は、」を「規定は」に改め、「ついで」の下に「国土総合開発公団法第十八条の規定は国土総合開発公団に置かれる審議会の委員について」を加える。

第二十八條第一項中「又は日本住宅公団総裁」を「日本住宅公団総裁又は国土総合開発公団総裁」に改め、「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改め、同条第三項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改め、同条第四項中「規定は、」を「規定は」に改め、「ついで」の下に「国土総合開発公団法第十八条の規定は国土総合開発公団総裁の選任する評価員について」を加える。

第三十条第一項、第三十八条及び第四十五条第一項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第四十七條、第五十条及び第五十一条第一項第一号中「日本住宅公団」の下に「国土総合開発公団」を加える。

第六十条中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第六十四條第一項第一号中「第三十六条第十四項」の下に「(国土総合開発公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二号中「同条第十五項」の下に「(国土総合開発公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。)」及び同条を加え、同条第二項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第一号中「工業再配置・産炭地域振興公社」を「国土総合開発公社」に改める。

第六十五条の四第一項第一号中「工業再配置・産炭地域振興公社」を「国土総合開発公社」に改める。

(所得税法の一部改正)
第二十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中工業再配置・産炭地域振興公社の項を削り、国鉄共済組合の項の次に次のように加える。

国土総合開発公社 国土総合開発公社法(昭和三十七年法律第九十五号)

(法人税法の一部改正)
第二十二條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中工業再配置・産炭地域振興公社の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国土総合開発公社 国土総合開発公社法(昭和三十七年法律第九十五号)

(印紙税法の一部改正)
第二十三條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中工業再配置・産炭地域振興公社の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国土総合開発公社 国土総合開発公社法(昭和三十七年法律第九十五号)

(登録免許税法の一部改正)
第二十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中工業再配置・産炭地域振興公社の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国土総合開発公社 国土総合開発公社法(昭和三十七年法律第九十五号)

(地方税法の一部改正)

第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「工業再配置・産炭地域振興公社」を「国土総合開発公社」に改める。

第七十三条の四第一項第十六号を次のように改める。

十六 国土総合開発公社が国土総合開発公社法(昭和三十七年法律第九十五号)第十九条第一項第一号イ又はハに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの及び同項第二号から第六号までに規定する業務(同項第三号に規定する業務にあつては、政令で定めるものに限る。)の用に供する不動産

第三百四十八条第二項第二号の三中「工業再配置・産炭地域振興公社が工業再配置・産炭地域振興公社法第十九条第一項第五号」を「国土総合開発公社が国土総合開発公社法第十九条第一項第六号」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第二十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「工業再配置・産炭地域振興公社」を「国土総合開発公社」に改める。

(行政管理局設置法の一部改正)
第二十七条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「工業再配置・産炭地域振興公社」を「国土総合開発公社」に改める。

(国土総合開発公社設置法の一部改正)
第二十八条 国土総合開発公社設置法(昭和四十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の次に次のように加える。

ア 国土総合開発公社法(昭和三十七年法律第九十五号)

第五条第二項中「コまで」の下に「及びア」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)
第二十九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国土総合開発公社に関すること。(産炭地域振興業務に関するものを除く。)

第三十六条の八第五号の次に次の一号を加える。

五の二 国土総合開発公社に関すること。(工業再配置業務に関するものを除く。)

(建設省設置法の一部改正)
第三十条 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第五号の十二の次に次の一号を加える。

五の十三 国土総合開発公社の業務の監督その他国土総合開発公社法(昭和三十七年法律第九十五号)の施行に関する事務を管理すること。

第三十三条第二十六号の二中「水資源開発公社」の下に「国土総合開発公社」を加える。

第四條第三項中「第五号の十二、第六号の六」を「及び第五号の十二に規定する事務、同条第五号の十三に規定する事務のうち国土総合開発公社の業務で宅地の造成、管理及び処分並びに都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第四條第六項に規定する市街地開発事業(市街地再開発事業を除く。)に係るものに関するもの、前条第六号の六に改め、新住宅市街地開発事業」の下に「新都市基盤整備事業」を加え、同条第四項中「並びに同条第五号の十」を「同条第五号の十に規定する事務、同条第五号の十三に規定する事務(計画局の所掌に属するものを除く。）」並びに同条に改める。

第十條第一項の表都市計画中央審議会の項中「(昭和四十三年法律第九十号)」を削る。

(公職選挙法の一部改正)
第三十一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第二項第二号中「工業再配置・産炭地域振興公社」を「国土総合開発公社」に改める。

(石炭及び石油対策特別会計法の一部改正)
第三十二条 石炭及び石油対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「工業再配置・産炭地域振興公社」を「国土総合開発公社」に改める。

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、東北横断自動車道秋田線のうち北上・横手間の基本計画設定実現に関する請願(第一五二六号)

一、東北縦貫自動車道の小坂地内路線変更に関する請願(第一六一三号)(第一六一七号)

第一五二六号 昭和四十八年四月十六日受理

東北横断自動車道秋田線のうち北上・横手間の基本計画設定実現に関する請願

請願者 秋田県横手市大町一ノ一横手市 長 千田謙蔵

紹介議員 山崎 五郎君 沢田 政治君

東北横断自動車道秋田線(北上・横手・秋田)のうち、横手・秋田間はすでに基本計画へ組入れられ、具体的にとり進められているが、北上・横手間は、いまだ基本計画への組入れがなされていないので、北上・横手間のルートについて、すみやかに基本計画を設定されたい。

理由

を中心にして新しい県南の中心都市づくりをすすめて
いる横手市にも大きな影響を及ぼす。

第一六一三号 昭和四十八年四月十九日受理
東北縦貫自動車道の小坂地内路線変更に関する請
願

請願者 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山宇尾
樽部三七ノ二小坂町議院内 古川
幸夫

紹介議員 沢田 政治君

東北縦貫自動車道の小坂地内予定路線が、地域住
民の生活と、町の発展に及ぼす影響の実態を調査
され、すみやかに路線変更がはかられるよう取り
計らわれない。

理由

東北縦貫自動車道の予定路線は、小坂町にとつて
かけがえない平たん地を通過し、とくに耕地の
うちでも水田については、その大半がもつとも肥
よくかつ基盤整備事業を実施した部分をのみこ
み、直接埋没することになる面積だけでも町内全
水田面積の約十パーセントに相当する四十五ヘク
タールに達するというものである。もとより当町
は、国及び地域発展の基礎となる道路建設そのも
のには反対するものではないが、南北約十キロ
メートルに細長くのびる平たん部のほぼ中心を、
幅五十メートルから七十メートル、高さ四メー
トルから七メートルの巨大な土壘が走り、町が東西
に二分されることは容認し得ない。それによつて
派生を予測される問題は、(一)農業生産を著しく
阻害し、生産性を低下させ、多くの農家経営を困
難にさせること、(二)車の排気、騒音等、住民の
生活環境を悪化させること、(三)町将来の都市計
画、土地利用計画をさしよせること、(四)地域内
の交通体系に支障をきたす等ばかり知れないもの
がある。

第一六一七号 昭和四十八年四月十九日受理

東北縦貫自動車道の小坂地内路線変更に関する請
願
請願者 秋田県鹿角郡小坂町 水木作次郎
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。

第七号中正誤

ページ	段行	誤	正
七	一から	何々と	何々等
八	四三	者や	者が